

第三十四號を以て左の如く藥劑師試験規則中に改正が行はれた。

藥劑師試験規則中左ノ通改正ス

附則第一項中「大正十年十月一日」ヲ「大正十一年一月一日」ニ改メ第二項ノ次ニ左ノ二項ヲ加フ

大正三年ヨリ大正九年六月三十日マテノ間ニ於テ明治二十二年内務省令第三號藥劑師試験規則ニ依リ學說試験ヲ受ケタル者ハ本令第四條ニ該當セサル者ト雖大正十三年十二月三十一日マテ本令ニ依リ試験ヲ受クルコトヲ得但シ大正九年十二月三十一日マテニ文部大臣ニ登録ヲ申請シタル者ニ限ル

明治二十二年内務省令第三號藥劑師試験規則ニ依リ受験シ學說試験ニ合格シタル者又ハ前項ニ該當スル者ニシテ大正十三年十二月三十一日マテニ本令ニ依ル學說試験ニ合格シタル者ハ大正十六年十二月三十一日マテ本令ニ依リ實地試験ヲ受クルコトヲ得

同日又文部省令第三十五號を以て左の如く藥劑師學說試験受験資格登録規程が定められた。

藥劑師學說試験受験資格登録規程左ノ通定ム

藥劑師學說試験受験資格登録規程

第一條 大正三年ヨリ大正九年六月三十日マテノ間ニ於テ明治二十二年内務省令第三號藥劑師試験規則ニ依リ學說試験ヲ受ケタル者ニシテ藥劑師試験規則附則第三項ノ登録ヲ請ハントスルモノハ大正九年十二月三十一日マテニ左ノ書類ヲ文部大臣ニ提出スヘシ

一 藥劑師學說受験資格登録願（別記書式）

一 戶籍謄本

第二條 文部大臣ハ出願者ノ氏名其ノ他必要ナル事項ヲ藥劑師學說受験資格名簿ニ登録シ其ノ登録番號ヲ本人ニ通知ス

（書式略）

尙ほ或學校の卒業者が學校教員となり得る特典に關しては、便宜學校等職員關係の款に於て之を説くこととする。

### 第二十一款 教育上並に就職上の機會均等

前期の所では専ら教育上の機會均等に就て述べたのであるが、此期に入ては學校教育を受くる上の機會均等の外に、或職業に就き得ることに關し學校卒業者に非ざる者に對して之を學校卒業者と同一視することを目的とする就職上の機會均等といふ問題が起り來つたので、これも併せて此款に於て之を述べることにする。

教育上の機會均等に就て述べると、

機會均等の第一の方法、即ち學校系統として或種の學校の卒業者を或上級學校に入學せしむることを正徑と爲すに拘らず、別に本人の學歴に關係なく試験に依り其學力を檢定して該上級學校に入學を許すことに關しては、

大正七年十二月勅令第三百八十九號高等學校令を以て新に高等學校が認められ、其高等科に入學することを得る者は當該學校尋常科を修了したる者、中學校第四學年を修了したる者又は文部大臣の定むる所に依り之と同等以上の學力ありと認められたる者と定められたので、之に基き文部省令第八號高等學校規程に依り高等學校高等科入學資格試験に合



格したる者及専門學校入學者檢定規程に依り試験檢定に合格したる者を中學校第四學年修了者と同等の學力ある者と認定せられ、而して大正八年三月文部省令第九號を以て高等學校高等科入學資格試験規程が定められたことは前に男子高等普通教育の款に於て述べた通である。

尙ほ大正七年十二月勅令第三百八十八號大學令には其第九條に學部に入學することを得る者は當該大學豫科を修了したる者、高等學校高等科を卒したる者又は文部大臣の定むる所に依り之と同等以上の學力ありと認められたる者とすとの規定があり、大正八年三月文部省令第十一號大學規程には右大學令の規定に基き其第四條に學部の入學に關し高等學校高等科を卒したる者と同等以上の學力ありと認むべき者は當該大學に於て文部大臣の認可を受け之を定むべしと規定して居る。即ち各大學に於ては文部大臣の認可を経たる學則の定むる所に依り本人の學歴に關係なく試験を行ひて何人にも入學せしめ得ることとなつて居るのである。

次に機會均等の第二の方法、即ち學校系統として或種の學校の卒業者を或上級學校に入學せしむることを正徑と爲すに拘らず、別に正徑外の學校を指定し其學校の卒業者に該上級學校に入學を許すことに關しては、

明治三十六年専門學校令の制定と共に専門學校入學者檢定規程が設けられ、試験檢定の外中學校高等女學校の卒業者に非ざるも文部大臣の指定したる某學校の卒業者に對しては専門學校の入學に關し無試験檢定を爲すの制度が定められ、而して此無試験檢定に關する指定には一般専門學校に對する入學資格を與ふる一般指定と或種の専門學校のみに對する入學資格を與ふる限定指定との別があり、即ち府縣立師範學校其他中學校高等女學校と殆ど其課程を同じくし、唯宗教教育を施すが爲に中學校若しくは高等女學校となり得ざる所謂宗教學校の如きものには一般指定を行ひ、甲種程度の實業學校等には主として實業専門學校の入學のみに關する限定指定を行ふこととし、尙ほ此檢定制度は専門學校のみなら

ず高等學校及大學豫科の入學に關しても亦適用せられたことは前章に於て述べた通である。

大正七年十二月勅令第三百八十九號高等學校令を以て從來の高等學校大學豫科に代るべき新高等學校が認められ、其高等科に入學することを得る者は、當該學校尋常科を修了したる者、中學校第四學年を修了したる者又は文部大臣の定むる所に依り之と同等以上の學力ありと認められたる者と定められたので、之に基き文部省令第八號高等學校規程に依り、文部大臣に於て高等學校高等科の入學に關し指定したる者及文部大臣に於て一般の専門學校の入學に關し中學校卒業者と同等以上の學力ありと指定したる者は中學校第四學年を修了したる者と同等以上の學力ありと定められたことは、前に男子高等普通教育の款に於て述べた通である。尙ほ實際文部大臣に於て高等學校高等科の入學に關し指定したる者は、其課程に於て中學校と殆ど異ならざる宗教學校の第四學年修了者であつた。

明治四十三年文相小松原の時に甲種程度の實業學校の卒業者に對し廣く公立私立専門學校及實業専門學校の入學に關し中學校卒業者と同等以上の學力を有する者と指定すること即ち一般指定を與ふることに關し高等教育會議に諮問して可決せられたが、(學制改革問題の款參照)遂に其實施を見ずして止んだ。其後大正八年大學令の制定に依り大學に附屬豫科を置き得ることとなるに及び、甲種程度の實業學校の卒業者は某大學の實業的學科(例へば商科の如き)を修めんとする者の爲にする豫科への入學資格を認むることとなつた。(大學及大學豫備教育の款參照)此の如く實業學校卒業者が試験檢定に依らずして上級學校に入學し得る範圍は漸次廣めらるるに至つたが、此期に於ては未だ中學校高等女學校卒業者と同等に取扱はるるまでには至らなかつた。

尙ほ大學に於て正徑以外の學校の卒業者を入學せしむることに關しては前に述べた如く大學令及大學規程の規定に依り、當該大學に於て文部大臣の認可を経たる學則を以て或學校を指定し其卒業者に對し無試験にて入學を許すことをも



爲し得るのである。

尙ほこれは少しく別關係のことではあるが、新領土たる臺灣、朝鮮、樺太、租借地たる關東州、其他併合前の朝鮮即ち韓國に於ける諸學校は、内地に於けると全く別系統に屬する規程に依るものであり、小學校、中學校、高等女學校等と稱するも内地の所謂小學校、中學校、高等女學校ではないのであるが、此等學校の生徒又は卒業者が内地の學校に轉學入學を爲さんとする場合には均等の機會を與ふる必要がある所から以下述べるが如き措置が講ぜられた。

明治四十年五月十四日文部省令第十五號を以て左の如く關東州小學校兒童及卒業者の他の學校へ入學轉學に關する件が定められた。

關東州小學校兒童及卒業者ハ他ノ學校へ入學轉學ノ關係ニ就キ明治三十三年勅令第三百四十四號小學校令ニ依リ設置シタル市町村立小學校ノ兒童及卒業者ト同一ノ取扱ヲ受ク

明治四十年九月六日文部省告示第二百三十三號を以て左の如く韓國釜山居留民國立釜山高等女學校等の兒童生徒及卒業者の他の學校への入學轉學等に關する件が定められた。

韓國ニ於ケル居留民國ノ設置セル學校中其ノ生徒、兒童及卒業者ノ他ノ學校へ入學轉學等ニ關シ明治三十二年勅令第三十一號高等女學校令ニ依リ設置シタル府縣立高等女學校、同三十三年勅令第三百四十四號小學校令ニ依リ設置シタル市町村立小學校ト同等ト認メタルモノ左ノ如シ

釜山居留民國立釜山高等女學校	木浦居留民國立木浦尋常高等小學校
同 釜山高等小學校	鎮南浦居留民國立鎮南浦尋常高等小學校
同 釜山尋常小學校	
同 草梁尋常小學校	

明治四十年十一月十五日文部省令第三十五號を以て左の如く臺灣總督府中學校及臺灣總督府高等女學校生徒及卒業者の他の學校への入學轉學に關する規程が定められた。

臺灣總督府中學校及臺灣總督府高等女學校生徒及卒業者ノ他ノ學校へ入學轉學ニ關スル規程ヲ定ムルコト左ノ如シ

臺灣總督府中學校及臺灣總督府高等女學校生徒及卒業者ノ他ノ學校へ入學轉學ニ關スル規程

- 第一條 臺灣總督府中學校第二部ノ生徒及卒業者ハ他ノ學校へ入學轉學ノ關係ニ就キ明治三十二年勅令第二十八號中學校令ニ依リ設置シタル府縣立中學校ノ生徒及卒業者ト同一ノ取扱ヲ受ク
- 第二條 臺灣總督府高等女學校ノ生徒及卒業者ハ他ノ學校へ入學轉學ノ關係ニ就キ明治三十二年勅令第三十一號高等女學校令ニ依リ設置シタル府縣立高等女學校ノ生徒及卒業者ト同一ノ取扱ヲ受ク

明治四十一年二月十八日左記文部省告示第三十九號が發せられた。

韓國ニ於ケル居留民國ノ設置セル小學校中其ノ兒童及卒業者ノ他ノ學校ニ入學轉學等ニ關シ明治三十三年勅令第三百四十四號小學校令ニ依リ設置シタル市町村立小學校ト同等ト認メタルモノ左ノ如シ



大邱居留民團立大邱尋常高等小學校

明治四十一年四月十四日左記文部省告示第四百四十四號が發せられた。

韓國ニ於ケル居留民團ノ設置セル小學校中其ノ兒童及卒業者ノ他ノ學校ヘ入學轉學等ニ關シ明治三十三年勅令第三百四十四號小學校令ニ依リテ設置シタル市町村立小學校ト同等ト認メタルモノ左ノ如シ

龍山居留民團立龍山尋常高等小學校

京城居留民團立第二尋常高等小學校

明治四十二年三月二日文部省告示第四十六號を以て南滿洲鐵道株式會社立小學校兒童及卒業者の他の學校への入學轉學等に關し市町村立小學校と同等と認定せらるる學校名が示された。

南滿洲鐵道附屬地ニ於ケル同鐵道株式會社ノ設置セル小學校中其ノ兒童及卒業者ノ他ノ學校ヘ入學轉學等ニ關シ明治三十三年勅令第三百四十四號小學校令ニ依リ設置シタル市町村立小學校ト同等ト認メタルモノ左ノ如シ

瓦房店尋常高等小學校

奉天尋常高等小學校

長春尋常高等小學校

大石橋尋常高等小學校

昌圖尋常高等小學校

撫順尋常高等小學校

遼陽尋常高等小學校

公主嶺尋常高等小學校

明治四十二年五月十二日文部省告示第六十號を以て左の如く韓國京城居留民團立高等女學校の生徒及卒業者の他の

學校への入學轉學等に關する件が定められた。

韓國京城居留民團立高等女學校生徒及卒業者ハ他ノ學校ヘ入學轉學等ニ關シ明治三十二年勅令第三十一號高等女學校令ニ依リ設置シタル府縣立高等女學校生徒及卒業者ト同等ト認ム

明治四十二年六月二十四日文部省令第十六號を以て左の如く韓國小學校兒童及卒業者の他の學校への入學轉學に關する件が定められた。

韓國小學校兒童及卒業者ハ他ノ學校ヘ入學轉學ノ關係ニ就キ明治三十三年勅令第三百四十四號小學校令ニ依リ設置シタル市町村立小學校ノ兒童及卒業者ト同一ノ取扱ヲ受ク

明治四十二年十月二十七日文部省告示第二百七十五號を以て韓國京城居留民團立京城中學校(但し第二部生徒を除く)生徒及卒業者の他の學校への入學轉學に關する件が定められた。

韓國京城居留民團立京城中學校生徒並其ノ卒業者ハ他ノ學校ヘ入學轉學ニ關シ明治三十二年勅令第二十八號中學校令ニ依リ設置シタル府縣立中學校生徒及卒業者ト同等ト認ム但シ第二部生ヲ除ク

明治四十三年六月一日左記文部省告示第六十三號が發せられた。

韓國統監府中學校生徒並其ノ卒業者ハ他ノ學校ヘ入學轉學ニ關シ明治三十二年勅令第二十八號中學校令ニ依リ設置シタル府縣立中學校生徒及卒業者ト同等ト認ム但シ第二部生ヲ除ク



明治四十四年三月二日左記文部省告示第四十號が發せられた。

關東都督府中學校生徒並其ノ卒業者ハ他ノ學校ヘ入學轉學ニ關シ明治三十二年勅令第二十八號中學校令ニ依リ設置シタル府縣立中學校生徒及卒業者ト同等ト認ム

明治四十四年十月十一日文部省令第三十號を以て左の如く臺灣總督府中學校及臺灣總督府高等女學校生徒及卒業者の他の學校への入學轉學に關する規程中に改正が行はれた。

明治四十年文部省令第三十五號臺灣總督府中學校及臺灣總督府高等女學校生徒及卒業者ノ他ノ學校ヘ入學轉學ニ關スル規程中左ノ通改正ス

第一條 臺灣總督府中學校ノ生徒及卒業者ハ他ノ學校ヘ入學轉學ノ關係ニ就キ明治三十二年勅令第二十八號中學校令ニ依リ設置シタル府縣立中學校ノ生徒及卒業者ト同一ノ取扱ヲ受ク但シ第一部ニ在リテハ第二學年以上ノ生徒ニ限ル

明治四十五年一月九日文部省告示第一號を以て左の如く旅順高等女學校生徒及卒業者の他の學校への入學轉學に關する件が定められた。

關東都督府ノ設置セル旅順高等女學校ノ生徒及卒業者ハ他ノ學校ヘ入學轉學ノ關係ニ就キ明治三十二年勅令第三十一號高等女學校令ニ依リ設置シタル府縣立高等女學校ノ生徒及卒業者ト同一ノ取扱ヲ受ク

明治四十五年五月三十一日文部省令第十二號を以て左の如く朝鮮公立小學校兒童及卒業者の他の學校への入學轉學に關する件が定められた。

朝鮮公立小學校兒童及卒業者ハ他ノ學校ヘ入學轉學ノ關係ニ就キ明治三十三年勅令第三百四十四號小學校令ニ依リ設置シタル市町村立小學校ノ兒童及卒業者ト同一ノ取扱ヲ受ク

同日文部省令第十三號を以て左の如く朝鮮公立高等女學校生徒及卒業者の他の學校への入學轉學に關する件が定められた。

朝鮮公立高等女學校ノ生徒及卒業者ハ他ノ學校ヘ入學轉學ノ關係ニ就キ明治三十二年勅令第三十一號高等女學校令ニ依リ設置シタル高等女學校ノ生徒及卒業者ト同一ノ取扱ヲ受ク

同日又文部省令第十四號を以て左の如く朝鮮公立實業專修學校及朝鮮公立簡易實業專修學校生徒及卒業者の他の學校への入學轉學に關する件が定められた。

朝鮮公立實業專修學校及朝鮮公立簡易實業專修學校ノ生徒及卒業者ハ他ノ學校ヘ入學轉學ノ關係ニ就キ明治三十二年勅令第二十九號實業學校令ニ依リ設置シタル相當實業學校ノ生徒及卒業者ト同一ノ取扱ヲ受ク

大正二年五月二日文部省令第十一號を以て左の如く朝鮮總督府中學校規則に依る中學校の生徒及卒業者の他の學校への入學轉學に關する件が定められた。



朝鮮總督府中學校規則ニ依ル中學校ノ生徒及卒業者ハ他ノ學校ヘ入學轉學ノ關係ニ就キ中學校令ニ依リ設置シタル中學校ノ生徒及卒業者ト同一ノ取扱ヲ受ク但シ第二部ノ生徒及卒業者ハ此ノ限ニ在ラス

大正三年十月三十日左記文部省令第三十一號が發せられた。

樺太廳中學校ノ生徒及卒業者ハ他ノ學校ヘ入學轉學ノ關係ニ就キ中學校令ニ依リ設置シタル中學校ノ生徒及卒業者ト同一ノ取扱ヲ受ク

大正四年十二月二十一日文部省令第十八號を以て左の如く青島守備軍小學校兒童及卒業者の他の學校への轉學入學の件が定められた。

青島守備軍小學校兒童及卒業者ハ他ノ學校ヘ轉學入學ノ關係ニ就キ小學校令ニ依リ設置シタル市町村立小學校ノ兒童及卒業者ト同一ノ取扱ヲ受ク

大正五年一月十七日文部省令第六號を以て左の如く大連高等女學校の生徒及卒業者の他の學校への轉學入學の件が定められた。

關東都督府ノ設置セル大連高等女學校ノ生徒及卒業者ハ他ノ學校ヘ轉學入學ノ關係ニ就キ高等女學校令ニ依リ設置シタル高等女學校ノ生徒及卒業者ト同一ノ取扱ヲ受ク

大正六年九月二十二日文部省令第十一號を以て左の如く青島中學校及青島高等女學校生徒並に卒業者の他の學校への轉學入學に關する件が定められた。

青島守備軍司令官ノ設置セル青島中學校及青島高等女學校生徒並卒業者ノ他ノ學校ヘ轉學入學ニ關スル件左ノ通定ム

第一條 青島守備軍司令官ノ設置セル青島中學校ノ生徒並卒業者ハ他ノ學校ヘ轉學入學ノ關係ニ就キ中學校令ニ依リ設置シタル中學校ノ生徒並卒業者ト同一ノ取扱ヲ受ク

第二條 青島守備軍司令官ノ設置セル青島高等女學校ノ生徒並卒業者ハ他ノ學校ヘ轉學入學ノ關係ニ就キ高等女學校令ニ依リ設置シタル高等女學校ノ生徒並卒業者ト同一ノ取扱ヲ受ク

大正八年六月五日文部省令第二十二號を以て左の如く樺太廳高等女學校生徒及卒業者の他の學校への入學轉學に關する件が定められた。

樺太廳ノ設置セル樺太廳高等女學校ノ生徒及卒業者ハ他ノ學校ヘ入學轉學ニ關シ高等女學校令ニ依リ設置シタル高等女學校ノ生徒及卒業者ト同一ノ取扱ヲ受ク

大正八年十月二十五日文部省令第三十七號を以て左の如く在外指定學校中の小學校兒童及卒業者の他の學校への入學轉學の件が定められ、大正四年文部省令第十八號青島守備軍小學校兒童及卒業者の他の學校への轉學入學の件が廢止せられた。



外務大臣及文部大臣ノ指定シタル在外指定學校中ノ小學校兒童及卒業者ハ他ノ學校へ入學轉學ノ關係ニ就キ小學校令ニ依リ設置シタル市町村立小學校ノ兒童及卒業者ト同一ノ取扱ヲ受ク

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

大正四年<sup>十二月</sup> 文部省令第十八號ハ之ヲ廢止ス

次に就職上の機會均等に關しては、

大正七年一月十八日勅令第七號を以て高等試験令が制定せられ、其中に

第七條 豫備試験ヲ受ケムトスル者ハ中學校ヲ卒業シタル者、文部大臣ニ於テ普通教育ニ關シ之ト同等以上ノ學歷

ヲ有スト定メタル者及高等試験委員ニ於テ普通教育ニ關シ中學校ト同等以上ト認ムル外國ノ學校ヲ卒業シタル者

ヲ除クノ外文部大臣ノ定ムル所ニ依リ國語、漢文、歴史、地理、數學、物理及化學ノ七科目ニ就キ中學校卒業ノ

程度ニ於テ行フ試験ニ合格シタル者ナルコトヲ要ス

第八條 高等學校大學豫科又ハ文部大臣ニ於テ之ト同等以上ト認ムル學校ヲ卒業シタル者ハ豫備試験ヲ免ス

豫備試験ニ合格シタル者ハ爾後豫備試験ヲ免ス

との規定があるので、大正七年二月二十八日文部省令第三號を以て高等試験令第七條及第八條に關する件が定められたが、其中

第一條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ高等試験令第七條ニ依リ普通教育ニ關シ中學校卒業者ト同等以上ノ學歷ヲ有

スル者トス

一 專門學校入學者檢定規程第三條ニ依リ一般ノ專門學校入學ニ關スル試験檢定ニ合格シタル者

二 專門學校入學者檢定規程第八條第一號ニ依リ一般ノ專門學校入學ニ關シ無試験檢定ヲ受クル資格ヲ有スル者

三 普通教育ニ關スル試験ヲ受ケ中學校卒業以上ノ學力ヲ以テ入學程度トスル專門學校ニ入學シタル者

四 中學校卒業以上ノ學力ヲ以テ入學程度トスル官立學校ニ入學シタル者

との規定がある。右の中第二號は實は或種の學校の卒業者に對する特典に外ならぬものであるが（無試験檢定を受くる資格は或種の學校卒業者に對してのみ與へられる）第一號、第三號及第四號は何れも正規の學校に修學せざる者に與へらるる機會均等である。（學校卒業者に對する特典の款參照）

大正七年文部省令第三號中には左の如く正規の學校に修學せざる者に對し、高等試験受験に關して中學校卒業と同等の資格を認むるが爲に行ふ所の所謂七科目の試験に關する規定を設けて居る。

第三條 高等試験令第七條ノ試験ハ文部大臣ノ指定スル官立及公立ノ中學校ニ於テ毎年一回之ヲ行フ

前項ノ中學校及試験ノ期日ハ文部大臣豫メ官報ヲ以テ之ヲ告示ス

第四條 試験ヲ受ケムトスル者ハ試験願書（甲號書式）ニ履歷書（乙號書式）及寫眞（手札形トシ出願前六箇月以内ニ

脱帽ニテ撮影シタルモノニシテ裏面ニ撮影年月日、族籍、氏名ヲ記載スヘシ）ヲ添へ毎年三月一日ヨリ三月三十

一日マテノ間ニ試験ヲ受ケムトスル中學校ニ差出スヘシ

第五條 試験ヲ受ケムトスル者ハ手数料トシテ五圓ヲ納付スヘシ

第六章 大正八年世界大戰直後に至るまで



前項ノ手数料ハ收入印紙ヲ用キ之ヲ試験願書ニ貼付スヘシ其ノ既ニ納メタル後ハ何等ノ事情アルモ之ヲ還付セス

第六條 學校長ハ試験ニ合格シタル者ニ合格證書(丙號書式)ヲ付與スヘシ

第七條 試験ニ關シ不正ノ行爲アリタル者ニ對シテハ其ノ試験ヲ停止ス試験合格決定後發覺シタルトキハ其ノ合格ヲ無効トス

第八條 試験ヲ了リタルトキハ學校長ハ其ノ顛末ヲ文部大臣ニ報告スヘシ

附 則

本令ハ大正七年三月一日ヨリ之ヲ施行ス

(書式略)

## 第二十二款 社會教育

圖書館及博物館に就て述べるに、

明治三十九年十二月十四日文部省令第十九號を以て左の如く「圖書館ニ關スル規程」が定められた。

圖書館ニ關スル規程ヲ定ムルコト左ノ如シ

第一條 圖書館令第五條ニ依リ公立圖書館ヲ設置セントスルトキハ管理者ヨリ左ノ事項ヲ具シ文部大臣ノ認可ヲ受クヘシ

一 名稱

二 位置

三 經費及維持ノ方法

四 敷地建物ノ坪數及圖面

五 開館年月日

六 館 則

私立圖書館ニ在リテハ前項ノ事項ヲ設立者ヨリ文部大臣ニ開申スヘシ

第二條 圖書館ノ名稱、位置、敷地、建物又ハ館則ノ變更ハ其都度文部大臣ニ開申スヘシ

第三條 公立圖書館ノ經費豫算ハ每會計年度開始前ニ文部大臣ニ開申スヘシ

明治四十三年二月三日各地方長官に對する左記文部大臣訓令が發せられた。

曩ニ圖書館令ノ發布セラレシヨリ以來公立私立圖書館ノ設置漸ク多キヲ加フルノ狀アルハ洵ニ喜フヘキ現象ナリトス然レトモ此等圖書館ノ内容ヲ觀察スレハ往々施設未タ其ノ宜シキヲ得サルモノナキニアラス依テ茲ニ圖書館ノ施設ニ關シ特ニ注意ヲ要スル事項ヲ掲ケ以テ大體ノ標準ヲ示サントス

圖書館ノ施設ハ規模ノ大小ニ應シテ取捨斟酌宜シキヲ得サルヘカラス近時各地方ニ於テ設立セラル、通俗圖書館又ハ小學校ニ附設スル圖書館ノ類ハ施設其ノ宜シキヲ得ルトキハ小學校及家庭ノ教育ヲ裨補スル上ニ於テ其ノ效益尠少ニ非サルヘシ而シテ此ノ類ノ圖書館ニ在テハ健全有益ノ圖書ヲ選擇スルコト最肝要ナリトス故ニ成ルヘク其ノ施設ヲ簡易ニシ主トシテ力ヲ有益ナル圖書ノ蒐集ニ用ヒシメンコトヲ要ス若シ夫レ相當ノ資力ヲ有シ完全ナル圖書館ヲ設立セントスルモノニ在リテハ地方ノ實況ニ應シテ成ルヘク此標準ニ準據シテ適當ノ施設ヲ爲サシメ以テ十分ノ



效果ヲ收メンコトヲ期セシムヘシ  
右訓令ス

圖書館設立ニ關スル注意事項

- 一 圖書館ハ學術研究ニ資スルト共ニ一般公衆ノ讀書趣味ヲ涵養シ其ノ風尚ヲ高メ其ノ智徳ヲ進ムルノ用ニ供スルモノナレハ圖書館ノ種類目的ニ應シ適當ニシテ有益ナル書籍ヲ選擇蒐集センコトヲ要ス通俗圖書館ニ在リテハ殊ニ然リトス依テ其ノ蒐集スヘキ書籍ハ勿論其ノ寄贈ニ係ルモノ、如キモ一般公衆殊ニ青年兒童ノ閱覽ニ供スヘキ雜誌類ニ就キテハ十分取捨選擇ニ注意シ最健全ニシテ有益ナルモノヲ選ミテ閱覽用ノ書目ヲ調製スヘシ
- 一 數箇ノ圖書館ヲ有スル地方ニ於テハ成ルヘク毎年各圖書館主任者ノ會議ヲ開キ其ノ閱覽ニ供スヘキ圖書ノ種目ニ關シ標準ヲ議定スルヲ可トス
- 一 圖書館ハ單ニ其ノ地方ニ古來存在セル古書類ヲ收容シ又ハ寄贈ヲ受ケテ之ヲ閱覽セシムルニ止マラス常ニ有益ナル新刊圖書ノ増加ヲ圖リ館内ニ於テ閱覽ニ供スルハ勿論廣ク館外ニ貸出シ稍々規模ノ大ナル圖書館ニアリテハ或ハ分館ヲ設ケ或ハ巡回文庫ノ制ヲ立ツル等成ルヘク地方一般ニ書籍ノ供給ヲ圖ランコトヲ要ス
- 一 圖書館ハ一般公衆ノ知識ヲ進メ修養ニ資スヘキハ勿論ナリト雖特ニ學校及家庭ト相待テ教育ノ效果ヲ收ムルコトニ務メ或ハ學校ト聯絡シテ教員ノ學科教授上ニ於ケル參考ニ供シ或ハ家庭ニ對シテ其ノ子弟ノ閱覽スヘキ健全ナル良書ノ標準ヲ示シテ子弟ヲシテ幼時ヨリ陋劣ナル書籍ヲ手ニセサルノ習慣ヲ養成セシムヘシ
- 一 圖書館ハ土地ノ情況及讀者ノ種類ニ應シ適切ナル圖書ヲ選擇ヲ爲サ、ルヘカラス例ヘハ工業地ニハ工業ニ商業地ニハ商業ニ農業地ニハ農業ニ關シ各必要ナル圖書ヲ供給スルカ如シ又其ノ所在地方ニ關スル圖書記錄類並其ノ地方人士ノ著述ヲ蒐集スルコト最肝要ナリトス

方人士ノ著述ヲ蒐集スルコト最肝要ナリトス

- 一 圖書館ヲ建設セントスルニ方リテ府縣廳所在地其ノ他稍々大ナル市街地ニ在リテハ其ノ敷地ハ主トシテ交通、風教、衛生ノ諸方面ヨリ觀察シテ最適當ナル場所ヲ選ヒ其ノ建築ハ閱覽、管理、衛生上ノ便ヲ圖リ力メテ外觀ノ虚飾ヲ去リ質素堅牢ヲ旨トスヘシ而シテ土地ノ情況ニ依リ圖書館ノ敷地ヲ交通ノ便ナル所ニ求メ難キトキハ分館又ハ巡回文庫ノ制ニ依リ其ノ缺點ヲ補足スルヲ可トス

一 圖書館ノ設備ハ概ネ左ノ各號ニ依ルヘシ但簡易ナル圖書館並小學校等ニ附設スルモノハ此ノ例ニ依ルコトヲ要セス

- 一 圖書館ハ閱覽室、書庫及事務室ヲ區分スルヲ可トス其ノ他地方ノ必要ト經費ノ多少トニ應シ成ルヘク兒童室、婦人室、特別閱覽室、休憩室、製本室、使丁室等ヲ設クルヲ便トス
- 二 閱覽室ノ構造ハ主トシテ通風及採光ニ注意スヘク書庫ハ成ルヘク煉瓦造又ハ土藏造トシ廊下ヲ以テ閱覽室ニ接続セシメ點燈其ノ他必要已ムコトヲ得サル場合ノ外火氣ヲ其ノ内ニ入レサルヲ可トス書庫ノ天井ト床トノ距離ハ九尺乃至十尺トシ書函ト側壁トノ間隔及書函ト書函トノ間隔ハ共ニ約二尺五寸トシテ之ヲ通路ニ充ツルヲ可トス

三 器具ハ閱覽室用卓子、椅子、圖書出納臺、牌子目錄函、辭書臺、貸出目錄函ノ類ニシテ實際ノ必要ニ應シ成ルヘク之ヲ具備スルヲ可トス

四 帳簿目錄類ハ事務用トシテ圖書原簿、函架目錄、事務用牌子目錄、貸出牌子目錄等ニシテ閱覽用トシテ件名目錄、洋書著者目錄、同分類、和洋書書名錄、同分類等ニシテ實際ノ必要ニ應シ成ルヘク之ヲ具備スルヲ可



トス而シテ目錄類ハ原簿、函架目錄ノ類ヲ除クノ外成ルヘク一般ニ牌子式ニ依リ帳簿記入式ニ依ラサルヲ便トス

明治四十三年六月二十日勅令第二百七十八號を以て左の如く圖書館令中に改正が行はれた。

圖書館令中左ノ通改正ス

第五條 圖書館ノ設置廢止ハ其ノ道府縣立ニ係ルモノハ文部大臣、其ノ他ノ公立ニ係ルモノハ地方長官ノ認可ヲ受ケ其ノ私立ニ係ルモノハ地方長官ニ開申スヘシ

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

從來の規定では圖書館の設置廢止は其公立に係るものは總て文部大臣の認可を受け其私立に係るものは文部大臣に開申すべきこととなつて居たのを前記の如く改めたのである。これは文相小松原が高等教育會議に諮問し其議決を経て實施したものである。

明治四十三年六月三十日文部省令第十八號を以て左の如く圖書館令施行規則が定められた。

圖書館令施行規則ヲ定ムルコト左ノ如シ

圖書館令施行規則

第一條 圖書館令第五條ニ依リ公立圖書館ヲ設置セントスルトキハ管理者ヨリ左ノ事項ヲ具シ道府縣立圖書館ニ在

リテハ文部大臣、其ノ他ノ公立圖書館ニ在リテハ地方長官ノ認可ヲ受クヘシ

一 名稱

二 位置

三 經費及維持ノ方法

四 敷地建物ノ坪數及圖面

五 開館年月日

六 館則

私立圖書館ニ在リテハ設立者ヨリ前項ノ事項ヲ地方長官ニ開申スヘシ

第二條 名稱、位置、敷地、建物又ハ館則ノ變更ハ道府縣立圖書館ニ在リテハ文部大臣ニ其ノ他ノ圖書館ニ在リテハ地方長官ニ開申スヘシ

第三條 道府縣立圖書館ノ經費豫算ハ文部大臣ニ其ノ他ノ公立圖書館ノ經費豫算ハ地方長官ニ毎會計年度開始前ニ開申スヘシ

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

明治三十九年文部省令第十九號ハ本令施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス

附則に依りて廢止せられた明治三十九年文部省令第十九號は圖書館に關する規程である。

東京高等師範學校に附設せられて居た東京教育博物館は大正三年六月文部省普通學務局所屬のものとなつた。



次に圖書館及博物館以外の社會教育に就て述べると、

明治四十四年五月十七日勅令第六十五號を以て左の如く通俗教育調査委員會官制が定められた。

通俗教育調査委員會官制

- 第一條 通俗教育調査委員會ハ文部大臣ノ監督ニ屬シ通俗教育ニ關スル事項ヲ調査審議ス
  - 第二條 通俗教育調査委員會ハ文部大臣ノ命ニ依リ通俗教育ニ關スル講演又ハ材料ノ蒐集及製作ヲ爲ス
  - 第三條 通俗教育調査委員會ハ委員長及委員ヲ以テ之ヲ組織ス
  - 第四條 委員長ハ文部次官ヲ以テ之ニ充ツ
  - 第五條 委員ハ文部大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ス
  - 第六條 委員長ハ會務ヲ整理シ會議ノ議長ト爲ル
  - 第七條 委員長事故アルトキハ文部大臣ノ指命シタル委員其ノ事務ヲ代理ス
  - 第八條 通俗教育調査委員會ニ書記ヲ置キ文部省判任官中ヨリ文部大臣之ヲ命ス
- 書記ハ委員長及幹事ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

通俗教育調査委員會に於ては明治四十四年七月部會規則を定め調査及施設に關する事務を分ちて三部とし、第一部は讀物の編纂、懸賞募集並に通俗圖書館、巡回文庫、展覽事業に關する事項を掌り、第二部は幻燈の映畫及活動寫眞のフィルムノ選定、調製、説明書の編纂等に關する事項を掌り、第三部は講演會に關する事項並に講演資料の編纂及他部に屬せざる事項を掌ることとした。

明治四十四年八月二十四日文部省普通學務局長は左の如く東京廣島兩高等師範學校に通牒を發し、學校教育の餘暇を以て通俗教育の爲に適當の事業を施設し、又常に其中心となつて盡力すべき旨を示した。

通俗教育ノ施設方法等ニ關シテハ過般來本省通俗教育調査委員會ニ於テ調査中ニ有之候得共大體ハ國民道德ヲ涵養シ健全ナル思想常識ヲ養成スルニ在リ而シテ其ノ普及ニ就キテハ道府縣ニ於テハ地方ノ教育會ヲ活動セシムルハ勿論各學校ニ於テモ夫々適當ノ施設ヲナシ且教員ハ講師トシテ務メテ講演會等ニ出席盡力可致儀ト在候處貴校ハ師範教育ノ中心トシテ地方ノ師範學校中學校等ニ對シ自然指導ノ位地ニ被立候儀ニ付學校教育ノ餘暇ヲ以テ通俗教育上適當ノ事業御施設相成斯種教育ニ付テモ之カ中心トナリ御盡力相成候様致度猶本件ニ關シテハ豫テ御研究ニ相成居候コトト存候間地方ノ情況ニ應シ御意見有之候ハハ時々申越相成之カ施設上十分ノ效果相學候様一層御盡瘁相成度依命此段及通牒候也

明治四十四年十月十日文部省告示第二百三十七號を以て左の如く通俗教育調査委員會通俗圖書館審查規程が定められた。



通俗教育調査委員會通俗圖書審查規程左ノ通定ム

通俗教育調査委員會通俗圖書審查規程

- 第一條 通俗教育調査委員會ハ圖書ヲ審査シ通俗教育ノ趣旨ニ適スルモノニ認定ヲ與フ
- 第二條 圖書ノ著作者又ハ發行者ハ其ノ著作又ハ發行ニ係ル圖書ノ認定ヲ通俗教育調査委員會ニ請フコトヲ得  
前項ニ依リ認定ヲ請ハントスル者ハ其ノ旨ヲ具シタル書面ニ該圖書三部ヲ添ヘ提出スヘシ
- 第三條 認定済ノ圖書ニハ發行者ニ於テ通俗教育調査委員會認定ノ文字ヲ記入スルコトヲ得
- 第四條 認定済ノ圖書ハ通俗教育調査委員會ニ於テ其ノ名稱、冊數、定價、發行ノ年月日並著作者及發行所ヲ登錄シ官報ヲ以テ之ヲ公示ス
- 第五條 認定ノ效力ハ認定ヲ經タル後其ノ内容ヲ變更シタル圖書ニ及ハサルモノトス

同日又文部省告示第二百三十八號を以て左の如く通俗教育調査委員會幻燈映畫及活動寫眞「フィルム」審査規程が定められた。

通俗教育調査委員會幻燈映畫及活動寫眞「フィルム」審査規程左ノ通定ム

通俗教育調査委員會幻燈映畫及活動寫眞「フィルム」審査規程

- 第一條 通俗教育調査委員會ハ左ノモノニ就キ審査ヲ行ヒ通俗教育ノ趣旨ニ適スルモノニ認定ヲ與フ  
一 幻燈映畫
- 二 活動寫眞「フィルム」

前項ノ審査ハ其ノ説明書ト共ニ之ヲ行フ

第二條 幻燈映畫又ハ活動寫眞「フィルム」ノ製作者又ハ販賣者若ハ幻燈又ハ活動寫眞ノ興行者ハ其ノ映畫又ハ「フィルム」ノ認定ヲ通俗教育調査委員會ニ請フコトヲ得

第三條 前條ニ依リ認定ヲ請ハントスル者ハ其ノ旨ヲ具シタル書面ニ該幻燈映畫、活動寫眞「フィルム」ノ見本及其ノ目錄並説明書ヲ添ヘ提出スヘシ

前項ニ依リ提出シタル映畫及「フィルム」ハ出願者ノ要求ニ依リ之ヲ還付ス

第四條 前條ノ物件ハ審査中通俗教育調査委員會之ヲ保管ス但シ其ノ毀損及滅失其ノ他ノ損害ニ就キテハ一切其ノ責ニ任セス

第五條 審査ヲ請ヒタル映畫、「フィルム」及其ノ説明書ニシテ瑣少ノ修正ヲ加フレハ認定スルコトヲ得ヘシト認メラレタルモノアルトキハ其ノ廉ヲ出願者ニ指示スルコトアルヘシ

第六條 認定済ノ映畫、「フィルム」及説明書ニハ通俗教育調査委員會認定ノ文字ヲ記入スルコトヲ得

第七條 認定済ノ映畫、「フィルム」及出願者ノ氏名ハ通俗教育調査委員會ニ於テ之ヲ登録シ官報ヲ以テ之ヲ公示ス

第八條 認定ノ效力ハ認定ヲ經タル後修正ヲ加ヘタル映畫、「フィルム」及説明書ニ及ハサルモノトス

第九條 映畫及「フィルム」等ノ提出及還付ニ要スル費用ハ出願者ノ負擔トス

大正二年六月十三日勅令第八十號を以て左の如く通俗教育調査委員會官制が廢止せられた。

通俗教育調査委員會官制ハ之ヲ廢止ス



附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

右は第一次山本(権兵衛)内閣の時の行政整理の結果である。

通俗教育調査委員會官制廢止の後、大正二年七月二十六日文部省令第二十二號を以て左の如く通俗圖書認定規程が定められた。

通俗圖書認定規定左ノ通定ム

通俗圖書認定規程

第一條 圖書ノ著作者又ハ發行者ハ其ノ著作又ハ發行ニ係ル圖書ニシテ通俗教育ノ趣旨ニ適スト思惟シタルトキハ該圖書三部ヲ文部省ニ提出シ其ノ認定ヲ申請スルコトヲ得

第二條 認定濟ノ圖書ニハ發行者ニ於テ文部省認定ノ文字ヲ記入スルコトヲ得但シ認定ヲ經タル後内容ヲ變更シタル圖書ニ關シテハ此ノ限ニ在ラス

第三條 認定濟ノ圖書ノ名稱、冊數、定價、發行ノ年月日並著作及發行所ハ官報ヲ以テ之ヲ公示ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際現ニ明治四十四年文部省告示第二百三十七號通俗教育調査委員會通俗圖書審査規程ニ依リ認定ヲ申請セル圖書ハ本令ニ依リ之ヲ申請シタルモノト看做ス

本令施行前通俗教育調査委員會ニ於テ認定シタル圖書ハ本令ニ依リ之ヲ認定シタルモノト看做ス

同日又文部省令第二十三號を以て左の如く幻燈映畫及活動寫眞「フィルム」認定規程が定められた。

幻燈映畫及活動寫眞「フィルム」認定規定左ノ通定ム

幻燈映畫及活動寫眞「フィルム」認定規程

第一條 幻燈映畫又ハ活動寫眞「フィルム」ノ製作者又ハ販賣者若ハ活動寫眞ノ興行者ハ其ノ製作、販賣又ハ興行ニ係ル映畫又ハ「フィルム」ニシテ通俗教育ノ趣旨ニ適スト思惟シタルトキハ該映畫又ハ「フィルム」ノ見本及其ノ目錄並説明書ヲ文部省ニ提出シ其ノ認定ヲ申請スルコトヲ得

第二條 前條ニ依リ提出シタル映畫及「フィルム」ハ申請者ノ要求ニ依リ之ヲ還付ス但シ保管中物件ノ滅失、毀損其ノ他ノ損害ニ關シテハ文部省ハ一切其ノ責ニ任セス

第三條 映畫及「フィルム」等ノ還付ニ要スル費用ハ申請者ノ負擔トス

第四條 認定濟ノ映畫及「フィルム」ニハ文部省認定ノ文字ヲ記入スルコトヲ得但シ認定ヲ經タル後變更ヲ加ヘタル映畫及「フィルム」ニ關シテハ此ノ限ニ在ラス

第五條 認定濟ノ映畫及「フィルム」ノ題號並申請者ノ氏名ハ官報ヲ以テ之ヲ公示ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際現ニ明治四十四年文部省告示第二百三十八號通俗教育調査委員會幻燈映畫及活動寫眞「フィルム」審



查規程ニ依リ認定ヲ申請セル映畫及「フィルム」ハ本令ニ依リ之ヲ申請シタルモノト看做ス  
本令施行前通俗教育調査委員會ニ於テ認定シタル映畫及「フィルム」ハ本令ニ依リ之ヲ認定シタルモノト看做ス

大正四年九月十五日北海道廳、府縣に對し左記青年團に關する内務文部兩省訓令が發せられた。

青年團體ノ設置ハ今ヤ漸ク全國ニ洽ク其ノ振否ハ國運ノ伸暢地方ノ開發ニ影響スル所殊ニ大ナルモノアリ此ノ際一層青年團體ノ指導ニ努メ以テ完全ナル發達ヲ遂ケシムルハ内外現時ノ情勢 照シ最モ喫緊ノ一要務タルヘキヲ信ス  
抑々青年團體ハ青年修養ノ機關タリ其ノ本旨トスル所ハ青年ヲシテ健全ナル國民善良ナル公民タルノ素養ヲ得シムルニ在リ隨テ團體員ヲシテ忠孝ノ本義ヲ體シ品性ノ向上ヲ圖リ體力ヲ増進シ實際生活ニ適切ナル智能ヲ研キ剛健勤勉克ク國家ノ進運ヲ扶持スルノ精神ト素質トヲ養成セシムルハ刻下最モ緊切ノ事ニ屬ス其ノ之ヲシテ事業ニ當リ實務ニ從ヒ以テ練習ヲ積マシムルモノ亦固ヨリ修養ニ資セシムル所以ニ外ナラス若シ夫レ團體ニシテ其ノ嚮フ所ヲ誤リ其ノ施設宜シキヲ得サルコトアラムカ當ニ所期ノ成績ヲ擧ケ得サルノミナラス其ノ弊ノ及フ所測リ知ルヘカラサルモノアラム故ニ地方當局者ハ須ク此ニ留意シ地方實際ノ情況ニ應ジ最モ適實ナル指導ヲ與ヘ以テ團體ヲシテ健全ナル發達ヲ遂ケシムコトヲ期スヘシ

元來青年團は初め青年會といひ、其起原は頗る古いものであるが次第に其組織を改めて面目を一新し、農事の改良、國民教育の補習、自治體事業の補助を爲す等地方の爲に有益なる機關となつた。而して世界大戰の勃發と共に當局者は益々其の必要を認むると共に大に之を改善發達せしむるの急務なるを感じ右記兩省訓令を發するに至つたのである。此訓令に依て青年團は青年修養の機關たるを本義とすべきものたるの趣旨が明瞭にせられ、既存の青年團は漸次に其内容を改善し又新に右の趣旨に基きて設置したものもあり青年團は一層の發達を來したのであつた。

社會教育に關する一般狀勢は上述の如くであつたが、大正六年寺内閣の時に設けられた臨時教育會議は「通俗教育ニ關シ改善ヲ施スヘキモノナキカ若シ之アリトセハ其ノ要點及方法如何」といふ内閣總理大臣の諮問に對し、大正七年十二月二十四日を以て左の答申を爲した。

答 申

諮問第八號通俗教育ノ改善ニ關シテハ當局者ニ於テ左記ノ各項ヲ實施セラルルノ必要アリト認ム

右及答申候也

- 一、朝野關係各方面ノ聯絡ヲ保チテ通俗教育ニ關スル事項ヲ審議スル爲メ文部省ニ調査會ヲ設置スルコト
- 二、通俗教育ニ關スル施設ノ計畫及實行ノ任ニ當ル爲メ文部省ニ主任官ヲ置クコト
- 三、地方團體及教育會其ノ他ノ公益團體ノ協力ヲ促シ可成各地方ニモ通俗教育ニ關スル主任者ヲ置カシムルコト
- 四、通俗教育ノ事ニ當ルヘキ者ヲ養成スル爲メ相當ノ施設ヲ爲スコト
- 五、善良ナル讀物等ノ供給ヲ豐ニスル爲メ積極的施設ヲ爲シ併セテ出版物ノ取締ニ關シ一層ノ注意ヲ加フルコト
- 六、通俗圖書館博物館等ノ發達ヲ促シ之ニ備付クヘキ圖書及陳列品ニ關シ必要ナル注意ヲ怠ラサルコト
- 七、通俗講演會ヲ獎勵シ一層適切ナラシムルコト
- 八、活動寫眞其ノ他ノ興行物ノ取締ニ關シ全國ニ及ホスヘキ準則ヲ設クルコト
- 九、健全ナル和洋ノ音樂ヲ獎勵シ殊ニ俗謡ノ改善ヲ圖ルコト



十、劇場寄席等ノ改善ヲ圖ルコト

十一、學校外ニ於ケル體育上ノ施設ヲ改善シ其ノ普及ヲ圖ルト共ニ競技ニ伴フ弊害ヲ除クコト

通俗教育ニ關スル件答申理由書

一、通俗教育ニ關スル事項ハ固ヨリ文部省ノ主管ニ屬スト雖廣ク學校以外ニ於テ施設スヘキモノナルカ故ニ他ノ諸省並地方廳ノ經營ニ待ツコト少シトセス又獨リ官廳ノミナラス地方公共團體其ノ他教育會各宗教會青年團等ノ如キ各種ノ團體ニモ深キ關係ヲ有セリ殊ニ新聞紙ノ如キハ其ノ關係最モ廣ク且ツ大ナリトス故ニ通俗教育ノ改善ヲ圖リ其ノ實效ヲ收メムニハ此等朝野各方面ノ聯絡ヲ保チテ通俗教育ニ關スル事項ヲ審議シ社會ノ狀態ニ順應シテ適切ナル施設ヲ講スル爲メ文部省ニ調査機關ヲ設置シ之ヲ組織スルニ各方面ノ人物ヲ以テシ常ニ當局ノ諮問ニ答ヘ又進ンテ意見ヲ開陳スルヲ得シメ協力一致シテ事ニ當ルノ要アリ是レ第一項ノ如ク議決セル所以ナリ

二、從來通俗教育ニ關スル事項ハ文部省ニ於テ之ヲ管掌セリト雖未タ之ニ關スル施設ノ計畫及實行ノ任ニ當ルヘキ主任官ヲ置カズ是レ通俗教育ニ關スル施設ノ未十分ナラサル所以ナリ然ルニ通俗教育ノ事タル學校教育ト相待テ教育上最モ重要ノ關係アルモノナレハ前述ノ通俗教育調査機關ヲ設クルト共ニ文部省ニ主任官ヲ置キ通俗教育ノ改善發達ヲ圖ルニ於テ之ヲ實行上遺憾ナキヲ期スルヲ要ス

三、通俗教育ノ改善發達ヲ圖ルニ於テ地方公共團體及教育會其ノ他ノ公益團體ノ協力ヲ促シ相提携シテ其目的ヲ達セムカ爲ニハ成ルヘク各地方ニ通俗教育ニ關スル主任者ヲ置カシムルノ必要アリ現ニ若干ノ地方ニ在リテハ既ニ地方費ヲ支出シテ主任者ヲ置クモノアリ相當ノ效果ヲ收メツツアルモノノ如シ因テ文部省ニ於テ主任官ヲ設クルト共ニ各地方ニ於テモ主任者ヲ置キ地方公共團體及公益團體等ノ聯絡協調ヲ保タシメ相協力シテ以テ其ノ效果ヲ

完カシムルノ途ニ出テラレムコトヲ要ス

四、前項ニ於テ述ヘタルカ如ク各地方ニ於テ通俗教育ニ關スル主任者ヲ設クルモ適當ノ人ヲ得ルニ非サレハ其ノ目的ヲ達スルコト難シ而シテ通俗教育ニ關スル事業ノ如キ特種ノ任ニ當ラシムヘキ人物ハ特ニ之ヲ訓練養成スルノ必要アルヘシ從來學校教育ニ從事スル者ニ對シテハ其ノ養成ノ機關具ハレリト雖通俗教育ノ事ニ當ルヘキ者ニ對シテハ其ノ養成ニ關スル何等ノ施設ナシ故ニ文部省ニ於テ或ハ長期ノ講習會ヲ開キ又ハ民間ノ團體ニ補助シテ講習ヲナシムル等適當ノ方法ニ依リテ通俗教育ニ關スル相當ノ知識ヲ授ケ訓練ヲ施シ熱心之ニ從事スヘキ人物ヲ養成スルノ必要アリト認ム

五、出版物ニ就テハ單ニ消極的ニ之ヲ取締ルノミニテハ國民ノ思想ヲ善導スルコト困難ナルヘシ故ニ政府ニ於テ進ンテ積極的ノ施設ヲ爲シ或ハ適當ナル讀物ヲ編輯シ或ハ懸賞募集ヲ行ヒ或ハ民間ノ出版物ニシテ健全優秀ナルモノヲ買上ケ或ハ健全ナル思想ヲ振作スヘキ外國思想家ノ著作物ヲ翻譯スル等適當ノ方法ニ依リテ善良ナル讀物ノ供給ヲ豐ニシ之カ普及發達ヲ獎勵スルヲ要ス之ト同時ニ出版物ノ取締上ニ付テモ內務文部兩省ノ主任互ニ聯絡疏通シテ一層ノ注意ヲ加ヘ積極消極ノ兩方面ニ於テ適當ノ措置ニ出ツルノ要アルヲ認ム

六、通俗圖書館巡回文庫ノ施設ハ近時地方ニ依リテハ大ニ普及發達セル所アリト雖之ヲ概觀スレハ其ノ施設ノ尙甚タ不十分ナル地方多キニ居ルカ如シ故ニ通俗圖書館ノ內容ヲ改善シ常ニ健全ナル讀物ヲ備ヘシムルノ必要アリ之カ爲ニハ文部省ニ於テ一層完全ナル書籍目錄ヲ成ルヘク敏速ニ調製シテ之ヲ配布スルノ要アリ又通俗博物館ノ如キ觀覽的教育施設ニ至リテハ頗ル幼稚ニシテ見ルニ足ルヘキモノ稀ナリ然ルニ巡回文庫通俗圖書館教育博物館巡回博物館等ノ如キハ最モ有力ナル通俗教育上ノ機關ナルカ故ニ一層其ノ普及ヲ圖リ公衆ニ對シテ其ノ利用ヲ獎勵



七、通俗講演會ハ從來當局者ニ於テ最モ之カ獎勵ニカメ地方教育會等ノ活動ヲ促シタルヲ以テ漸次各地方ニ普及セリト雖其ノ方法内容等ニ於テ尙適切ヲ缺キ改良ヲ要スヘキモノ少カラサルカ如シ又各種學校教員教授等ノ講演モ亦近時追々發達ノ運ニ向ヘリト雖未タ系統的講演ノ開始ヲ見ルニ至ラス故ニ將來通俗講演會ノ内容ヲ改良シ一層適切ナラシムルト共ニ益々之カ普及發達ヲ圖リ且ツ漸次系統的講演會開催ノ施設ヲ獎勵スルノ要アリト認ム

八、活動寫眞其ノ他ノ興行物ハ之ヲ善導スルニ於テハ通俗教育ノ發達ニ資スルモノ頗ル大ナルモノアルヘシ然ルニ從來此等ニ對スル取締ハ各府縣區々ニ涉リ唯ニ聯絡統一ヲ缺ケルノミナラス方針未タ一定セス善導ノ方法亦備ハラサルモノアリ而シテ近時東京其ノ他一二ノ地方ニテハ活動寫眞取締規程ヲ設ケ又ハ映畫檢閱標準等ヲ定メ取締ノ方法ニ改良ヲ加ヘ其ノ效果見ルヘキモノアルカ如シ因テ政府當局ニ於テハ速ニ準則ヲ定メテ全國一般ニ之ヲ施行セシメ各地方ノ聯絡統一ヲ圖ラルルノ要アリト認ム

九、音樂ハ社會ノ風教ニ影響スル所頗ル大ナルモノアルヲ以テ健全ナル和洋ノ音樂ヲ獎勵スルノ要アリ又俗謡ハ適當ノ新作ヲ獎勵シ或ハ舊來ノモノヲ改作シ之カ改良ヲ圖ルトキハ善良ナル風俗ヲ維持スルニ於テ其ノ裨益スル所尠カラサルヘシ因テ此ノ目的ヲ達スル爲相當ノ方法ヲ講セラルルノ要アリト認ム

十、劇場寄席等ニ對シテハ從來警察上ノ取締ヲ爲スニ止マリ積極的ノ改善ヲ目的トセル施設ニ至テハ未タ見ルヘキモノナキカ如シ然レトモ是亦社會ノ風教ニ重大ノ關係ヲ有スルモノナルヲ以テ之ヲ善用シテ通俗教育ニ資セシムコトヲ要ス其ノ方法ハ一ニシテ足ラサルヘシト雖或ハ善良ナル脚本ノ供給ヲ獎勵シ或ハ相當ノ方法ニ依リテ寄席ノ興行主等ト接觸ヲ保チ刺戟ヲ與ヘ改良ヲ促スカ如キハ最モ其ノ適切ナルモノナリト思考ス

十一、一般國民ヲシテ其ノ身體ヲ強健ニシ其ノ氣風ヲ剛健ナラシメムコトヲ圖ルニハ大ニ學校外ニ於ケル體育上ノ施設ヲ改善シ其ノ普及ヲ圖ラサルヘカラス近時體育普及ノ氣運ノ見ルヘキモノアリ宜シク地方青年團等ニ於ケル各箇ノ體育上ノ施設ヲ獎勵スルト共ニ各種學校ト地方公共團體青年團在郷軍人會等ト聯絡協力シテ完全ナル體育ノ發達ヲ促スニ於テ適當ノ方法ヲ講セラルヘシ而シテ近來往々競技ニ伴ヒ徒ニ勝負ヲ競ヒ或ハ一種ノ興行物ノ如ク喝采ヲ博セムトスルノ弊ナキニ非サルヲ以テ學校外ノ體育ヲ普及獎勵スルト共ニ此等ノ弊害ヲ矯正スルノ要アリト認ム

以上ノ諸項ヲ實行スルニハ相當ノ經費ヲ必要トスルハ勿論ナルヲ以テ當局者ニ於テ速ニ之カ支出ノ途ヲ講セラレムコトヲ望ム

大正七年五月三日北海道廳、府縣に對して左記青年團に關する内務文部兩省訓令が發せられた。

青年團體ハ青年修養ノ機關タリ曩ニ其ノ本旨ノ存スル所ヲ訓令シ更ニ其ノ依遵スヘキ所ヲ通牒セシメタリ爾來時勢ノ進展ハ益々之カ振興ノ機運ヲ促進シ經營並指導亦漸ク眞摯ヲ加ヘタリト雖組織ノ井然タルモノアルニ比シ内容往々ニシテ之ニ伴ハス其ノ多クハ尙點睛ヲ缺クノ憾ナシトセス

今ヤ世界戰亂ノ衝動ハ汎ク精神上並經濟上ノ各方面ヲ掀盪シ殊ニ國民思想上ノ刺戟ニ至リテハ一層深甚ナルモノアラムトス願フニ此ノ曠古ノ變局ニ處シテ嚮フ所ヲ誤ラス更ニ戰後激甚ナラムトスル國際ノ競争ニ應シテ帝國ノ基礎ヲ堅實ニシ毅然トシテ其ノ重キヲ中外ニ爲サシムルモノ國家活力ノ源泉タル青年ノ努力ニ待ツ所多シ之ヲシテ益國體ノ精華ヲ尊重シ心身ヲ研磨シテ將來更ニ規模ノ大ヲ加フヘキ實務ノ負擔ニ堪フルノ力ヲ涵養セシムルハ刻下最要



ノ先務タリ青年團體ノ指導ヲ以テ任ト爲ス者ハ宜シク立國ノ本義ト世界ノ大勢トニ徴シテ其ノ適順スル所ヲ闡明シ能ク青年ノ心理ヲ諒解シテ理之ヲ誨ヘ情之ヲ掖ケ身ヲ以テ範ヲ示シ苟モ其ノ歸趨ヲ誤ラシメサラムコトヲ期スヘシ若シ夫レ經濟ノ變調ニ伴ヒテ華靡頹唐漸ク其ノ風ヲ成スカ如キニ至リテハ國家ノ健全ナル進運ヲ荼毒スルコト尠トセス青年ノ教養亦宜シク此ニ留意シテ其ノ操守ヲ堅ウセシメ益篤實剛健ノ氣風ヲ興サシムルニ務ムヘシ今青年團體ノ現狀ニ顧ミ之カ健全ナル發達ニ資スヘキ當今ノ要項ヲ左ニ條舉シ以テ地方ノ實況ニ照シ參酌其ノ宜シキヲ制セシムコトヲ期ス

- 一 青年ヲシテ實地活用ノ智徳ヲ進メシムルハ補習教育ニ待ツモノ多シ之カ施設ニ勉メ相率キテ學ニ就カシメ以テ其ノ普及ト徹底トヲ圖ラムコトヲ要ス
- 一 公共ノ精神ヲ養ヒ公民タルノ性格ヲ陶冶スルハ青年ノ教養ニ於テ闕クヘカラサル要綱タリ補習教育ノ施設其ノ他適切ナル方法ヲ講シ以テ其ノ目的ヲ達成セムコトヲ要ス
- 一方今圖書ノ刊行セラル、モノ多ク之ニ伴ウテ青年ノ讀書趣味ヲ増進スルモノ尠シトセス能ク其ノ選擇ヲ慎ミ青年ヲシテ健全ナル識見ヲ廣ウセシムコトヲ要ス
- 一 青年ノ身體ヲ鍛鍊シテ其ノ體力ヲ増進スルハ國家ノ活力ヲ養フノ要素タリ心身共ニ堅實ナル素質ヲ大成セシメ平時並有事ノ秋ニ處シ其ノ本分ヲ盡スニ於テ遺憾ナカラシムコトヲ要ス
- 一 青年ノ修養ハ各自ノ自覺ヲ以テ本トス而モ之カ指導ノ任ニ當ル者並其ノ中心タル者ノ力ニ待ツ所殊ニ大ナルモノアルヲ以テ適切ナル方法ニ依リ之カ善導ト養成トニ勉ムコトヲ要ス
- 一 青年團體ノ指導方法ニ關シ先進者ノ所見時ニ牴牾矛盾ニ涉リ之カ實行爲ニ阻碍ヲ見ルコトナキニアラス能ク其

ノ間ノ連絡ヲ圖リ其ノ果ヲ成シ實ヲ收ムルニ於テ遺憾ナカラムコトヲ要ス  
方今内外ノ情勢ヲ稽フルニ根柢アリ活力アル青年團體ハ帝國ノ殊ニ要求シテ已マサル所ナリ地方當局者ハ深ク此ニ顧ミ今後一段ノ精采ヲ加ヘテ之カ啓發策進ニ努力シ各團體ヲシテ其ノ目標ヲ齊ウシ其ノ步調ヲ一ニシ相互ニ督勵シテ能ク其ノ形體實質共ニ一貫セル鍛成ノ美ヲ濟サシムヘシ

### 第二十三款 學藝院(アカデミー)等

明治三十九年三月三十日勅令第四十四號を以て左の如く中央氣象臺官制中に改正が行はれた。

中央氣象臺官制中左ノ通改正ス

第六條中「十五人」ヲ「十七人」ニ改ム

第九條中「其ノ位置ハ」ノ下ニ「東京府下八丈島及小笠原島」ヲ加フ

附則

本令ハ明治三十九年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

明治三十九年六月十三日勅令第四百四十九號を以て左の如く帝國學士院規程が定められ從來の東京學士會院は帝國學士院となつた。

#### 帝國學士院規程

第一條 帝國學士院ハ文部大臣ノ管理ニ屬シ學術ノ發達ヲ圖リ教化ヲ裨補スルヲ以テ目的トス

第六章 大正八年世界大戰直後に至るまで



第二條 帝國學士院會員ハ帝國學士院ニ於テ碩學中ヨリ推選シ勅旨ヲ以テ之ヲ命ス

第三條 外國人ニシテ帝國ニ於ケル學術ノ發達ニ關シ特別ノ功勞アル者ハ帝國學士院ニ於テ之ヲ客員ト爲スコトヲ得

第四條 帝國學士院ハ左ノ二部ニ分チ會員ハ各專攻ノ學科ニ依リテ之ニ分屬ス

第一部 文學及社會的諸學科

第二部 理學及其ノ應用諸學科

第五條 帝國學士院會員ノ定員ハ六十人トス

第六條 帝國學士院ハ會議ヲ開キ學術及教化ニ關スル事項ヲ審議ス

會議ハ總會及部會トス

第七條 帝國學士院會員ハ專攻ノ學科ニ付論文ヲ提出シ又ハ報告ヲ爲スモノトス

第八條 帝國學士院ハ學術ニ關スル論文、考案、資料等ヲ募集スルコトヲ得

第九條 帝國學士院ハ文部大臣ノ認可ヲ受ケ外國ニ於ケル學術上ノ團體ト共同シテ研究ヲ爲シ又ハ其ノ會員トナルコトヲ得

第十條 文部大臣ハ學術及教化ニ關スル事項ニ付帝國學士院ニ諮詢スルコトヲ得

第十一條 帝國學士院ハ少クトモ毎年一回院務ニ關スル報告書ヲ文部大臣ニ提出スヘシ

第十二條 帝國學士院ニ院長一人、幹事一人及部長二人ヲ置ク

院長及幹事ハ總會ニ於テ、部長ハ部會ニ於テ會員中ヨリ之ヲ互選シ文部大臣ノ認可ヲ受クヘシ

院長、幹事及部長ノ任期ハ三年トス

第十三條 院長ハ院務ヲ總理シ總會ニ於テ其ノ議長ト爲ル

院長事故アルトキハ幹事其ノ職務ヲ代理ス

幹事ハ院長ノ指揮ヲ承ケ院務ヲ掌理ス

部長ハ院長ノ指揮ヲ承ケ部務ヲ掌理シ部會ニ於テ其ノ議長トナル

第十四條 院長、幹事及部長ニハ手當ヲ給スルコトヲ得

第十五條 滿六十歳以上ノ會員ニハ特ニ年金ヲ給スルコトヲ得

第十六條 帝國學士院ニ書記四人ヲ置キ文部省所屬ノ判任官ヲ以テ之ニ充ツ

書記ハ院長、幹事及部長ノ命ヲ承ケ庶務ニ從事ス

書記ニハ手當ヲ給スルコトヲ得

第十七條 學術上ノ調査ノ爲會員中ニ於テ擔當者ヲ定メタルトキハ手當ヲ給スルコトヲ得

第十八條 帝國學士院ハ文部大臣ノ認可ヲ受ケ會則ヲ定ムルコトヲ得

附 則

第十九條 東京學士會院規程及東京學士會院規程補則ハ之ヲ廢止ス

第二十條 本令施行ノ際東京學士會院會員及客員タル者ハ本令ノ規定ニ依リ帝國學士院會員及客員タル者トス

第二十一條 東京學士會院規程第五條ニ依リテ年金ヲ受クル者ハ本令施行ノ後仍同額ノ年金ヲ受ク

第二十二條 本令ノ規定ニ依リ帝國學士院長ノ就任スルニ至ル迄ハ元東京學士會院會長ニ於テ、幹事及部長ノ就任



スルニ至ル迄ハ元東京學士會院幹事ニ於テ其ノ職務ヲ行フヘシ

明治四十年三月二十九日勅令第八十一號を以て左の如く中央氣象臺官制中に改正が行はれた。

中央氣象臺官制中左ノ通改正ス

第二條 第一號ヲ左ノ如ク改ム

一 氣象調査及報告

第六條中「十七人」ヲ「二十五人」ニ改ム

附 則

本令ハ明治四十年三月三十一日ヨリ之ヲ施行ス

明治三十七年勅令第六十號ハ之ヲ廢止ス

國家に於て美術界の各流各派を網羅したる展覽會を開き、第一流の大家を集めて審査を爲さしめ以て美術家の爲に競技の壇場を設けることが、我美術の進歩を圖る上より見て極めて必要なりとの説が識者の間に唱へられ、文部省に於ても之を納れ明治四十年六月六日勅令第二百二十號を以て左の如く美術審査委員會官制が定めらるるに至つた。此美術審査委員會が發達して今日の帝國美術院となつたのである。

美術審査委員會官制

第一條 美術審査委員會ハ文部大臣ノ監督ニ屬シ美術展覽會ノ出品ヲ審査ス

美術展覽會ニ關スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム

第二條 美術審査委員會ハ委員長及委員ヲ以テ之ヲ組織ス

委員長ハ文部次官ヲ以テ之ニ充ツ

委員ハ文部大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ス

第三條 委員ノ任期ハ三年トス

第四條 委員長ハ會務ヲ統理シ審査ノ成績ヲ文部大臣ニ報告ス

第五條 委員ハ委員長ノ指揮ヲ承ケ審査ニ關スル事務ヲ掌ル

第六條 美術審査委員會ハ左ノ三部ニ分チ委員ハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ其ノ一ニ屬ス但シ他ノ部員ヲ兼ヌルコ

トヲ得

第一部 日本畫

第二部 西洋畫

第三部 彫 刻

第七條 美術審査委員會ニ主事一人ヲ置キ文部部内ノ高等官ヲ以テ之ニ充ツ

主事ハ委員長ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ整理ス

第八條 美術審査委員會ニ書記五人ヲ置キ文部部内ノ判任官ヲ以テ之ニ充ツ

書記ハ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス

第九條 委員長、委員、主事及書記ニハ事務ノ繁簡ニ從ヒ手當ヲ給スルコトヲ得

第六章 大正八年世界大戰直後に至るまで



本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

官設美術展覽會ハ明治四十年ノ秋第一回を開くこととなり、明治四十年六月八日文部省告示第七十二號を以て左の如く美術展覽會規程が定められた。

美術展覽會規程ヲ定ムルコト左ノ如シ

美術展覽會規程

第一章 總則

第一條 本會ハ毎年一回之ヲ開ク開會ノ場所及期日ハ其ノ都度之ヲ告示ス

第二條 出品ハ日本畫西洋畫及彫刻ノ三科トス

第三條 出品ハ鑑査ヲ經タルモノニ限り之ヲ陳列ス但シ審査委員ノ出品及本會ニ於テ一等賞若ハ二等賞ヲ受ケタル者ノ次回ノ出品ハ此限ニアラス

第四條 出品ノ荷造及運送費ハ總テ出品人ノ負擔トス

第五條 本會ハ出品ノ保管ニ關シ十分ノ注意ヲ爲スト雖出品ノ紛失若ハ損害ニ對シ一切其ノ責ニ任セス

第六條 出品人ノ承諾ヲ得且本會ノ許可ヲ得ルニアラサレハ出品ノ撮影若ハ模寫ヲ爲スコトヲ得ス

本會ハ出品ヲ撮影模寫シ又ハ之ヲ印行スルコトアルヘシ

第七條 出品ノ觀覽及購買ニ關スル規程ハ別ニ之ヲ告示ス

第二章 出品

第八條 出品ハ自己ノ製作シタルモノニ限ル

故人ノ製作ニ係ルモノハ其ノ相續人ニ於テ之ヲ出品スルコトヲ得

第九條 彫刻科ノ出品ニシテ原型製作者ト實材製作者ト其ノ人ヲ異ニスルトキハ原型製作者ノミ其ノ出品人ト爲ルコトヲ得

第十條 同一人ノ出品ハ三點以內ニ限ル

第十一條 左ニ掲グルモノハ出品スルコトヲ得ス

- 一 明治三十六年以前ノ製作ニ係ルモノ
- 二 内外國博覽會其ノ他ノ展覽會等ニ於テ審査ヲ受ケタルモノ
- 三 風教ニ害アリト認ムルモノ

第十二條 出品ヲ爲サントスル者ハ甲號書式ノ願書、乙號書式ノ解説書及出品ヲ差出スヘシ其ノ期日等ハ別ニ之ヲ告示ス

第十三條 出品ハ其ノ性質若ハ狀態ニ依リ額面若ハ軸物ト爲シ又ハ枠、縁ヲ附スル等出品人ニ於テ適當ノ裝飾設備ヲ爲スヘシ

第十四條 鑑査ノ上陳列セスト定メタル出品ハ本會ノ通知ニ依リ出品人ニ於テ遲滯ナク之ヲ搬出スヘシ若シ通知ヲ發シタル日ヨリ二十日ヲ經ルモ之ヲ搬出セサルトキハ本會ニ於テ相當ノ處分ヲ爲スヘシ

第十五條 本會ニ於テ定メタル出品ノ位置配列等ニ對シ出品人ハ異議ヲ申立ツルコトヲ得ス



第十六條 出品ニ就テ賣買約定ヲ爲シタルトキハ其ノ科名及品名ヲ記載シ出品人ヨリ遲滞ナク本會ニ届出ツヘシ  
第十七條 出品ハ開會中許可ヲ得スシテ之ヲ搬出スルコトヲ得ス

出品ノ搬出期間ハ閉會後二十日以内トス若シ期間内ニ搬出セサル者アルトキハ本會ニ於テ相當ノ處分ヲ爲スヘシ  
第三章 鑑査及審査

第十八條 出品ノ鑑査及審査ハ各科ニ就キ審査委員之ヲ行フ

第十九條 美術審査委員長ハ各科毎ニ委員中ヨリ一人ノ主任ヲ命スヘシ

第二十條 陳列ヲ爲シタル出品ハ總テ審査ヲ受クルモノトス

審査委員ノ出品ハ審査外トス

第二十一條 出品人ハ其ノ出品ノ鑑査若ハ審査ヲ拒ムコトヲ得ス

鑑査若ハ審査ニ對シテ異議ヲ申立ツルコトヲ得ス

第二十二條 鑑査及審査ハ其ノ科ニ屬スル委員半數以上ノ出席ニ依リ之ヲ行フ

第二十三條 委員ハ各出品ニ就キ解説書ヲ参照シテ鑑査及審査ヲ爲スヘシ

第二十四條 鑑査ハ出席委員過半數ノ同意ヲ以テ陳列スヘキ出品ヲ定ム

第二十五條 審査ハ委員ノ投票ニ依リテ之ヲ行フ

委員ハ出品ニ就キ各評點ヲ附シ調印ノ上之ヲ主任ニ差出スヘシ評點ハ百點ヲ以テ最高トス

主任ハ委員ノ評點ヲ取纏メ其ノ平均評點ヲ算出シテ之ヲ委員長ニ報告スヘシ

第二十六條 擬賞ハ前條第三項ノ報告ニ基キ委員總會ノ決議ヲ以テ之ヲ確定ス

委員總會ハ委員ノ半數以上出席スルニアラサレハ開會スルコトヲ得ス

#### 第四章 褒章及買上

第二十七條 擬賞ノ結果ニ依リ優等ト認ムル出品ニ關シ其ノ出品人ニ褒賞ヲ授與ス

第二十八條 褒賞ハ文部大臣之ヲ授與ス

第二十九條 褒賞ハ左ノ三種トス

壹等賞

貳等賞

參等賞

第三十條 出品人ハ褒賞ノ受領ヲ拒ムコトヲ得ス

第三十一條 政府ニ於テ買上クヘキ出品ハ買上品審査委員ノ意見ヲ聽キ褒賞ヲ受ケタル出品及審査委員ノ出品中ヨ

リ文部大臣之ヲ選定ス

買上品審査委員ハ審査委員中ヨリ文部大臣之ヲ命ス

(書式略)

#### 國民教育獎勵會編纂教育五十年史所載貴族院議員福原鏝二郎「美術審査と展覽會」

文部省美術展覽會、今の帝國美術院美術展覽會の始めは、明治四十年牧野文部大臣の時であつた。當時の日本畫壇は多數の團體に岐れて居り、各團體が其れ／＼に展覽會を開いては居たが、孰れも小規模のもので、東京は東京、京



都は京都と各一方に割據して居るやうな有様であつた。日本美術協會の如きは、創立以來随分古い歴史もあり、曾ては日本畫界に於て權威ありしものであるが、強弩の末勢とでもいふべきか、到底我畫會の大部を包容する力を有せざるに至つた。西洋畫は、日本畫の如くには、小黨分離の甚しきには至らなかつたやうであるが、一方には白馬會あり、一方には大平洋畫會があつて、西洋畫會を兩分して居るといふ如き状態であつた。是の時に於て、美術の事に興味を有し、美術の進歩を希望する識者の中には、何とかして我美術界の各流各派を網羅したる展覽會を開き、一流の美術家を集めて審査を爲さしめ、斯くして我美術界に、一大權威と爲るべき競技場を設けたい。其の目的を達するには、結局政府の力を藉るの外はない。故に官設の展覽會を開くことが今日の急務であるといふの意見を、抱持して居る者が、少からずあつたやうである。自分の知る所を以てすれば、牧野文部大臣に向つて此の意見を建白した者は、東京帝國大學教授大塚保治博士であつた。或は其の他にも同様意見を述べた人もあつたであらうが、大臣との直接の話は、一々聽知することは出来ない。但だ大塚博士は少くも其の一人であつた。牧野文相は、美術界の現状に對して、何とか救済の方法を立てたいと豫々思慮せられて居つた矢先に、此の如き意見が學者の方面から興つて來たのであるから、非常に喜ばれて、直に其の施行の方案を取調べることを屬僚に命ぜられた。

當時自分は専門學務局長であつた。美術の事に就ては甚だ不案内であるが、何とか方案を立てなければならぬ。幸に美術學校長の正木直彦君は、其の道に就ては知識の多い人であるから、始より正木氏と協議し、又當時京都高等工藝學校長たりし中澤岩太博士は、美術展覽會の設立に熱心なる一人であり、始めより牧野文相の相談にも參與したることであるから、屢々同博士の教示をも受け、此等の人々の智慧を借りて出來たのが、美術審査委員會官制及展覽會規則である。

今見れば何でもないが當時は始めてのことでもあり、相應に苦心したものである。始めは審査委員の在職年限を三年とした。此は後に至り、委員の任命に面倒の起らぬ年はなく、終に任期を一年に變更することに爲つた。又審査委員會の會長は文部次官を以て之に充ることとした。此は一見甚だ不思議のやうであるが、從來美術を保護獎勵し、又は指導した官吏、學者等の中に相當の識者もないではないけれども、一部の美術家に善くても、他の一部には忌嫌はれるといふ如き有様で、其の人の識見徳望が美術家の全部を引き付け得る者は一人もない。是は寧ろ美術界に關係なく、從て何の情弊も持つて居ない所謂白紙の如き人を、委員長に推立てるが、上策であると考へたからである。

明治天皇は、美術特に日本畫の進歩に關しては、豫て深く大御心に掛けさせられたことは承つても居たのであるが、美術審査委員會官制案の御裁可を上請せられたとき、其の案を御精讀遊ばされ、種々の點に就て御下問があつたので、岩倉侍從長を経て奉答したこともあつた。其の後審査委員の任命の時にも、各委員の經歷、流派等に關して御下問のあつたこともある。此の如く美術に付て深く御軫念あらせられたことは、當時關係者の恐懼感激に禁へざる所であつた。

諸委員の任命となつた。始めての事であるから、此の點には最慎重の注意を拂はねばならぬ。文部省も今日は中々美術界の事に精通した人も多いやうであるが、當時は一向見當も付かぬ。尤も此の度は各流各派を網羅し、最大權威ある競技場を開かうといふ目的であるから、各種の情弊を打破して、眞に第一流の人士を集めねばならぬ。二三の關係官吏丈にては、到底之を爲し得る筈もない。それ故文部部内に於て、美術の事に關して知識の豊富な、且つ公平なる人々を以て、銓衡委員などいふ名義は無いが、實際銓衡せしめた。

一々此等の人名を記憶しないけれども、當時の大學總長濱尾子爵、大學教授松井直吉博士、大塚保治博士、女子高



等師範學校長高嶺秀夫氏、京都高等工藝學校長中澤岩太博士、美術學校長正木氏等が其の中に在つたことは、今尙記憶に存して居る。其の他にも又單獨に人選に關する助言を大臣に與へられた人達も少からぬやうであつた。此等の人々が各自に適當と認むる美術家を投票し、其の投票數の最多き者を探て、第一回の審査委員が出来た。此の人選に關して多少の経緯もないではなかつたが、それを今語る程の必要はない。京都の美術家の名前など、今は何人も諳じて居る位であるが、是は十數回の文展帝展を経來た結果、東西畫壇が相近接した爲めである。當時にあつては中々そんな譯には參らなかつたのであるが、幸に中澤博士が京都畫壇の情勢に精通して居らるゝ爲め、此の人の紹介に頼りて選任上大なる誤なきことを得たと信ずる。

第一回の委員は、左の如くであつた。

第一部 (日本畫)

橋本 雅邦	川端 玉章	荒木 寛畝	寺崎 廣業	川合 玉堂	下村 觀山
横山 大觀	小堀 鞆音	松本 楓湖	野口 小蘆 (以上東京)		
今尾 景年	竹内 栖鳳	山元 春舉	菊地 芳文 (以上京都)		
中澤 岩太	高嶺 秀夫	岡倉 覺三	今泉 雄作	藤岡作太郎	大塚 保治
中川 忠順 (以上批評家)					

第二部 (西洋畫)

黒田 清輝	岩村 透	久米桂一郎	岡田三郎助	和田 英作 (以上白馬會)
淺井 忠	松岡 壽	中村 不折	小山正太郎	満谷國四郎 (以上太平洋畫會)

松井 直吉 森 林太郎 (以上批評家)

第三部 (彫塑)

高村 光雲	石川 光明	竹内 久一	長沼 守敬	白井保次郎	新海竹太郎
新納忠之介	大熊 氏廣 (以上技術家)				
塚本 靖 (以上批評家)					

文展の開催は、大に美術界の注意を惹起したことは申す迄もない。従來代々の文部大臣は、曾て美術の奨励に指を染めた人がなかつたのであるから、牧野文相の此の舉は一般に好感を以て迎へられた。特に少壯美術家が、此に由つて奮ひ起つたことは當然である。然るに審査委員の顔觸れは、審査上に重大の關係あるが故に、刮目して委員の發表を待受た。顔觸れが發表せられた。西洋畫及び彫塑に就ては何の物議も起らなかつた。日本畫に就ては忽ち一部人士の大反抗を惹起した。所謂新派舊派の争であつて、此の第一回の展覽會を始めとして文展の半期を過る頃迄所謂新派舊派の鬭争が一貫して行はれた。抑々時勢の進歩に連れ、有爲の美術家が或は狩野派といひ、或は四條派といふ如き、傳統的形式に拘はれて、陳套に甘ずること能はずして、或は古畫を研究して東洋美術の神髓を求めんとし、或は西洋畫を學びて日本畫に應用を試る等、種々自由なる工夫研究を積み、自ら美術界に新天地を開拓せんことを期する者の類が、次第に出て來ることは、自然の數と言はねばならぬ。之に反して傳統を重んじ、他の自由なる研究を爲す者は、日本畫を破壊するもの如くに考へる一派の美術家も亦、同時に存在するのである。即ち新派舊派の分れる所である。元より同じ新派といふも研究の方法は同一でなく、主持する議論も亦決して一致する譯ではない。舊派といへば保守を原則とすれども、人々亦程度に於て相違もある。又我は新派なりと自ら標榜しながら、



一向に新し味の少ない畫家もある。舊派の選手なりと名告りながら、舊法古格に合はない製作をする先生もあるから、新舊といふことは必しも畫風、畫に關する主張の相違といふのみでもない。場合に依れば黨派的根性から新舊が分たれるのではないかと思はれる廉もある。新舊の區別は決して明白ではないと思はれるのであるが、不明白ながらも畫界に此の如き相反する傾向がある。第一回の審査委員が發表せらるるや、反對の聲を擧た者は、所謂舊派の畫家の一部である。此等の人々は多くは美術協會に屬し、當時下條正雄氏の周圍に集て居る人達であつた。荒木十畝氏の如きも、中々強硬なる反對者の一人なりしことを記憶する。彼等の言に依れば岡倉覺三氏、橋本雅邦氏を中心として、横山大觀、下村觀山等諸氏が之れを羽翼し、又寺崎、川合、竹内、山元等諸氏も亦臭味を同ふするが故に、委員は所謂新派に偏重して居る。斯くては中正穩健なる繪畫の發達を期し難いといふのである。其處で文展に對抗する正派同志會といふものが組織せられた。併しながら第一回の展覽會は、此等の反對あるに拘はらず、上野に開會せられ、豫期以上の出品を得、又此の會に於けるが如き努力したる作品は、從來容易に見るべき機會もなかつたのであるから、一般公衆は好評を以て之を迎へた。兎も角全國の作家が一堂の下にて競技することとなつたのであるから、一般美術家に刺戟を與へたことも決して少くなかつたと信ずる。竹内栖鳳氏の雨霽、下村觀山氏の木の間の秋、木島櫻谷氏のしぐれの如き、今も尙人の記憶に新である。斯くして第一回の展覽會は、非常の好成績を以て閉會した。

第一回と第二回との間に政變があつた。文展の創立者たる牧野文相は其の職を去ることとなり、小松原英太郎氏が其後を繼がれた。小松原文相の人格、事業に對しては自分は景仰の念を有する者であるが、獨り美術に關する處置に就ては、幾分の遺憾なきを得ないのである。文相は美術に關して格別の意見を持たれなかつたやうであるが、貴

族院議員として豫々繪畫の事に精通する同僚の意見を聽かれたものゝ如く、第一回の文展に反抗したる美術家をも、第二回に於て包容するが爲めに、委員組織に大變更を加へられた。即ち従前の委員に美術協會員六名を加ふることになつた。其の人々は高島北海、益頭峻南、望月金鳳、野村文舉、荒木十畝、山岡米華等の六人である。此等の人々は所謂舊派である。餘りに多くの新委員が加はり、權衡を失ふこととなりたりとて、今度は第一回と正反對に、岡倉氏を中心とする（當時橋本雅邦翁は故人となれり）横山、下村等諸氏が事實上文展と離れて國畫玉成會を組織することゝなつた。其の結果でもあるか、第一回の日本畫出品者は六百餘人なりしが、第二回に於ては三百五十人と爲つた。京都方面に於ても此の委員變更を不満とする少壯畫家が、大分文展を見捨て、玉成會に赴かんとする氣分も見えたのであるが、幸ひ先輩諸氏の盡力に由りて其の事なきを得た。第二回の審査會に於ては、始めて所謂舊派及所謂新派の別を生じ、委員間の議論もすれば黨争の看を爲すに至り、委員長主任等の盡力に依て、辛うじて大失態を演ずることなくして閉會したのは、寧ろ幸ひなりしと思ふ。其の間に於ける西洋畫及び彫塑は、極めて圓滑に次第に出品者の技術の上進を認めつゝあつたので、日本畫に限つて甚しき難儀に陥つたのである。

第三回より第五回迄は、格別著しい變化も見なかつたのであるが、第二回に於て生じた所謂新舊の軋轢が斷えず行はれた。一體第一回の始めに委員を選任するに當つて、但だ其の人の技能を見て、所屬團體を見ずとの主義を嚴守したのであるが、第二回の新入委員は事實に於て、美術協會なる一團體の代表者の如くに思はれた。斯くして所謂新舊の争といふものは、單純なる畫風の争には非ずして、裏面には黨派の争といふ如き意味も必ずしも無きに非ずと觀察せられた。審査の際に於ける評點などにも、時としては談合が行はれ掛引がありはしないかと思はれることもあつた。委員長等も第二回の變更が、餘りに一方に偏重し、結果不良でありしことに氣付きて、第三回以後は委員



の任命の度毎に、徐々として之を矯正することに努めた。併しながら所謂新舊の軋轢は容易に終熄することが出来なかつた。而して獨り美術家のみならず、美術を愛好し、庇護奨励する人々も亦各其の趣味の趣く所に從て美術家の後援を爲した。終には往々文展廢止説を聞くやうになり、心ある者は早くも文展の前途を危惧するに至つた。是に於て日本畫を兩分して新舊の二部に分つべしとの議論を生ずるに至つたのである。

此の間に於て五年間の出品數を調べて見れば、日本畫は第一回には六百二十五點、第五回には七百五十三點である。西洋畫は第一回三百二十一點、第五回八百六十一點、彫塑は第一回四十四點、第五回百二十六點である。西洋畫及び彫塑は我國に於ける歴史の短い丈に面倒も少ない、而して又毎回進歩の迹を認め得るので、關係者は大體に於て満足して居たのである。

日本畫の新舊兩部説は第二回の時からして、既に其の聲があつた。それに就て當時畫家及學者の意見を尋ねたこともあつたが、多數は此の兩分説を否認するに傾いた。一體今の新舊といふは何を標準にして言ふのであるか。舊派々々といふも、多くは徳川の末世頃に出来上つた形式を墨守するに過ぎぬではないか。格別古いとも云はれぬ。日本畫の特色が、此に限られる道理もない。新派と一概に云ても、或は徳川時代を通り越し、一層古き時代の繪畫を研究して、新なる製作を得んと努めるものゝ如きは、却つて一層古いとも云はれるではないか。元來文展の設けられた主義は、繪畫の各流各派を網羅して、互に競技を爲し、研究しやうといふに在ると信ずる。其の主義から見ても、同一日本畫を兩斷するといふ如きことは賛成は出来ぬ。右の如き議論を屢々聞いたのである。當時大臣の命を受けて京都に行き、栖鳳、春學、芳文等諸家の意見を尋ねたこともあつたが、彼等は一致して此の兩分説を排斥した。當時又瀧博士等の意見を聞いたこともある。同博士は此の兩分説の如きは、苟も日本畫の歴史を研究したる

者には、殆ど一顧の價もないといふやうに説かれたことを記憶する。此等の理由に因りて、兩分説は終に實行するに至らなかつた。然るに第二回より第五回迄、所謂新舊の軋轢が甚しく、鑑査審査毎に葛藤を生ぜざることにはなかつた。其れが外部に直ちに響いた。所謂舊派の人々が、概して審査の成績に不平を抱くことが多かつたやうである。所謂舊派の同情者も世間にはある。政治家杯の中にもある。自然に文展廢止論の起るのも餘儀ないことである。文展は美術界の最大權威と認められ此の會に於て善き賞を得た者は、一躍して大家の列に入るといふ如き有様であるから、此の會の成績に不満なる者は何うしても、此の會を其の儘に差措く譯には行かぬと考へたであらう。此の形勢を觀て文展の前途の爲めに深く心配した人が貴族院等の有力者の中にもあつた。新舊が斯く和合を缺くやうでは困つたものである。理窟は兎も角、今日の應急策としては、日本畫を一科二科に別ちて、出品者の希望次第に一科なり二科なりの委員の審査を受ける途を開いたならば、所謂新舊兩派ともに徒らに衝突することなく、各自に發達を計り得るであらうといふ忠告を與へられた。此れは第五回の頃である。又此の頃所謂舊派の畫家より二科に分ける案を提議した者もあつた。當時の大臣は長谷場純孝氏であり、自分は次官として委員長を勤めて居た。之に對しては前年、専門家の意見も聞いたことであるから、到底實行し難いとの意見を固持して居たのであるが、先輩諸氏の意見もあり、又四圍の諸般の事情をも考へて、審査委員たるべき有力の畫家とも懇談を重ねた上、終に日本畫の部を更に二科に分つこととしたのは、第六回の文展よりである。

第六回は第一部を二科に分つた。それに就て世間には色々批評もあつた。兎も角出品は非常に増加した。恐くは是迄鑑査の結果を氣遣ひ、手控へたる者が、安心して出品したからであらう。第七回も亦同様の有様であつた。つら／＼分科の結果を觀察すれば、樂屋の方は大に樂に爲つたに相違ないが、一科(所謂舊派を主とす)は一科、二



科(所謂新派を主とす)は二科と、趣味相近き者丈けが打寄りて、別々に鑑査審査を爲すのであるから、自然に相牽制することがなくなつた。自ら一科の出品は陳腐に流れ易く、二科の出品は益々怪僻に陥り易い。兩方ともに極端に走りつゝあるのではないかといふ如き疑を生じた。無論人に依つて色々の意見もあつたことであるが、概して當初二科に分つことを熱心に主張した人々も、其の結果に満足する者は少なかつた。矢張り日本畫は之を分科せざる方が繪畫の中正穩健なる進歩を促すに適當であるとの意見が、又再び勢力を得來つたのである。是故に第八回よりして、又此の二科制を廢して、舊制に復することに成つた。

第八回は大改革の時期であつた。日本畫の二科制を廢したことは、改革の著しきものである。其の他にも委員を半減したことなどは、亦特筆すべきことである。第一回以來委員は自然に増加し來つた。第七回の時には、第一部が二十二人、第二部が十四人、第三部が八人であつた。日本畫は二科制を取つたとき、二十二人にても格別多くもなかつたが、二科制を廢する以上は、多きに過ぐるが故に、制度變更と共に委員を約半數に減することとした。西洋畫及彫塑も亦減員を可なりと認めて、第二部八人、第三部五人といふことにした。此の時前回の委員にして、此回の委員に擧げられなかつた人々は、最舊派と目せられた益頭峻南氏、佐久間鐵園氏等である。又最新派と目せられた、横山大觀氏の如き人もある。下村觀山氏は委員に擧げられたのであるが、横山氏の漏れたのを見て辭職した。是れが今の日本美術院の勃興して、帝展と今日迄相對壘するに至つた發端である。抑々此の減員の事は、數字上の必要より生じたことであるが、従前の歴史に鑑みて最新最舊の兩端を切落したといふやうなる心持もある。一旦委員に擧げられた者を墜すといふは、誠に困難なことである。其の人選に就ては先輩諸氏と共に、熟議を重ねた上、不本意ながら之を行つた。序でに毎年の審査委員の銓衡の事に付、一言する要がある。初回の銓衡は前に述べた通りであるが、委員を取

極めることは最も大切であり、毎回世間に喧しい批評を惹起し、動もすれば文展の存廢問題までも生ずるのであるから、當局も毎年此の事には苦心した。それで慥か第三、四回の頃より委員の銓衡に付評議役の如きものが、極めて非公式に出來た。それは美術の事に精通する先輩、又は學者等を會して意見を問ひ、又諒解を求めたのであつた。時に依て其の人も同一でないが、此等の人々の意見は随分重きを爲したものである。貴族院議員も數人其の中に在つた。今回の人選の事も此等の人々と審議を重ねたのであつた。其の結果大觀、觀山の如き人々を永久に文展より失ひ、其の代り日本美術院の如き有力なる團體の發達を見るに至つたことは、幸か不幸か。世間の評に任す外はない。従來委員中に多くの批評家を加へ來つた。第一回には岡倉覺三氏の如き、大塚保治氏、藤岡作太郎氏の如き、造詣の深い技術家をして、耳を傾けしむる論客が數多かつたのであるが、藤岡博士は死去し、岡倉、大塚諸氏も種々の事情より、文展に關係せざることになつた。高嶺、松井等の元老も皆凋落して、批評家も時と共に新陳代謝した。新しき批評家も其れれ造詣のある人々であるが、専門技術家を指導するといふ丈けの人は、元より得難いことである。専門家の中にも彼れれ此れ苦情も無いではなかつた。故に全然必要と認めた譯でもないが減員の場合でもあり、此の機會に批評家の委員は、大概皆之を擧げざることにした。此れも改革の一である。

委員長は次官を以て之に充つる規定であることは、前に陳べた通りである。此は創業の際、特に其の必要を認められた一時の便法である。永久の制度として、それが善いといふ譯はない。美術に關して相當見識もあり、威望もある人を推すべきは當然と考へられ、又今回の如き諸般の改革を爲す場合の如きには、特に其の必要を感ずるのであるから、次官の委員長たることは之を廢止して、別に其の人を置くこととした。即武井男爵が第八回より委員長と爲り、此回の改革の衝に當られたのである。此れも亦一の改革である。



第九回より第十二回迄は格別特記する程のこともない。出品人は益々増加し、観覧者は毎年場内に充滿するといふ盛況であつた。併し文展も長く續くに從ひ、それに對する不平も出來て來るのは自然である。西洋畫の如きは甚だ無事に經過し、出品者の技術も次第に進歩し來つた。従つて審査委員たらんとする希望者も増加して來る。新しい研究を爲したる人達が、先輩の技術を何時迄も崇拜して、常に下風に立つて居ることを屑しとしない者も生じて來る。それが理由となつて、今の二科會が起つたと思はれる。二科といふことは、曾て日本畫が二科に分れた如くに、西洋畫も二科に分てといふ主張より生じたことで、此等の主張者の説に依れば、現在の委員は皆舊派である、吾々は新派である、第二科を置いて我々も其の委員となるが至當なりといふ如き意見があつた。此の運動は大凡第八回か第九回の頃に起つたやうに記憶するが、當局は當時餘り取合ひもしなかつた。それが今日兎も角も世人の認める一團體と爲つたのである。

日本畫に於ては京都に於ける一部の少壯畫家が、文展から離れて國畫創作會を組織した。此等の人々は極めて自由なる研究を以て生命として居るやうであるが、多年文展に出品した成績が、豫期の如くに行かざる爲め、小規模ながら文展以外に獨立することゝなつたのである。

以上陳べた如く、第一回より第十二回に至る間に於ては、色々の事故もあり、當局の態度も必ずしも終始一貫しては居らぬこともある。時には外間の勢力に牽制せられて、多少の紆餘曲折を経來つたのである。其の間に多少づゝは美術家の離合もあつたのであるけれども、要するに全國に於ける各流各派を包容して、美術界に於ける權威ある競技場を設け、以て我美術の穩健なる進歩を助けやうとする當初創立の目的は、大體に於て達成せられたと云ふに至當と考へる。今日美術家の登龍門は文展に在る。少壯美術家は、毎年の文展に依て刺戟を受け、之が爲めに奮勵

する。年を逐うて技術の進むことは、顯著なる事實である。十二年間に自ら文展風といふ如き、厭ふべき畫風が生じ來つたといふ如き弊害を數ふれば、絶無とはいはれぬであらう。併し大體に於て、文展が美術及び美術家に與へた惠澤は、偉大なるものである。秋の文展といへば今日東京に於ける主要なる年中行事の一となつて居る。一般民衆の美術を愛好する趣味を養成したことも、亦顯著なる功績である。凡そ文部省の施設にして、效果の此の如く鮮明なるものは、蓋し少なからうと思はれる。

文展も十年以上を經過したに就ては、審査委員自らも、次第に後進の路を開くのを必要を痛切に感ずるに至つた。新陳代謝が十分に行はれぬといふことは、自然に情弊の生ずる基である。當局も此等の議論に對して極めて同感であつたが、第一回以來幾多の困難を凌いで美術の爲めに盡瘁したる諸大家に對しては、相當優遇の方法をも講ぜねばならぬ。是に於て帝國美術院なるものが生れ來つた。文展に無關係の人も會員に擧げられたが、大多數の會員は文展の功勞者である。美術院會員は展覽會の審査委員の銓衡に參與することとなり、展覽會は文部省の展覽會に非ずして、帝國美術院の展覽會といふことになつた。文展が帝展に改まつたのである。此の改正に依りて美術家の優遇の途が開けたといふことは、一の喜ぶべき點である。又是れ迄文展の審査委員の銓衡は、文部當局の掌握する所であつた。故に素人が玄人を銓衡する譯であり、其の間に自ら不安の點ありとも云ひ得るのであるが、美術院會員なる者が、銓衡に與ることゝなつたのは、多少美術家の自治を認めたとはいひ得る次第で、展覽會の基礎に幾分の鞏固を加へたものと云ひ得るであらう。

帝展は昨年迄に三回開かれた。委員の顔觸れも著しく變つた。人が替れば意見も多少替はらざるを得ぬ。文展時代には、始終合格し來つた人が、帝展には落選するなどいふことも尠からずあつた。此れは已むを得ざることにして、



諦める外はなからう。同じ委員が永く続く間には、出品者の中にも自らお株といふやうなものが出来るやうに思はれる。此は善意に生ずる弊である。矢張り時々は刷新する方が宜しいと思ふ。併し文展と帝展とは實質に於ては同一物である。當初牧野文相の創業せられた精神が、今も尙帝展によつて發揮されつゝあるのである。

所謂新舊兩派の争といふ如きことは、文展の後半期には餘り著しく認められぬ。古人の典型を重じ、一意之を恪守して、他の繪畫を一概に邪道として排斥するが如き、極端なる保守思想は餘程薄らいだ。所謂新舊兩派の間にも以前程の敵意はないやうである。而して最初には、新派の驍將と目せられた人々も、今日では或は寧ろ舊派に近い位に考へられて來た。思想の變遷も著しいものがある。却つて昨年以來彫塑の部に於て、種々の面倒が生じ來つた。彫塑は三部の中、最も歴史の新しいもので、初めは出品者も少數であつたが、十年來長足の進歩を遂げ、有爲の専門家も次第に輩出した。人の増加するに隨つて多少の面倒が生ずることは止むを得ない順序であらう。此の面倒は今後尙續くかも知れない。當局者としては憂慮すべきことである。併し今此の事に就ては餘り多くを語ることを欲しない。文展及び帝展の成績は左の表に依て詳細を知ることが出来るやう。(表略)

明治四十年七月三十一日文部省告示第二百七號を以て左の如く美術展覽會出品點數制限に關することが定められた。

明治四十年文部省告示第七十二號美術展覽會規程第十條ノ出品點數制限ニ關シ規定スルコト左ノ如シ

第一條 同一人ノ出品ハ日本畫、西洋畫及彫刻ノ各部ニ付三點以內トス

第二條 出品ノ形狀表裝等ノ如何ニ拘ラス同一意匠ニ依レル一箇ノ作品ト認メ得ヘキモノハ二箇以上ニ分離セルモノト雖之ヲ一點ト看做ス

第三條 前條ノ事實ハ美術審査委員ノ認定ニ依ル

第四條 同一意匠ニ依ラサル數箇ノ作品ト雖之ヲ一箇ニ表裝シタルモノハ之ヲ一點ト看做ス

明治四十一年二月二十七日文部省告示第五十五號を以て左の如く美術展覽會規程中に改正が行はれた。

明治四十年文部省告示第七十二號美術展覽會規程中改正スルコト左ノ如シ

第三條ヲ左ノ通改ム

第三條 出品ハ鑑査ヲ經タルモノニ限り之ヲ陳列ス

左ノ諸號ノ一ニ該當スル出品ハ鑑査外トス

一 美術審査委員若ハ美術審査委員タリシ者ノ出品

二 各科ニ屬スル委員四分ノ三以上ノ同意ニ依リ推薦シタル者ノ出品

三 美術展覽會ニ於テ一等賞ヲ受ケタル者ノ出品

四 美術展覽會ニ於テ二等賞ヲ受ケタル者ノ次回ノ出品

第十六條ヲ左ノ通改ム

出品ハ本會ニ於テ賣買約定ヲ取扱フモノトス出品人ニ於テ本會ヲ經スシテ賣買約定ヲナサントスルトキハ本會ノ承認ヲ經ヘシ

第十七條第二項中「二十日」ヲ「十日」ニ改ム

第二十條第二項ヲ左ノ通改ム



- 第三條第二項第一號及第二號ニ該當スル出品ハ審査外トス
- 第二十九條ノ次ニ左ノ一條ヲ加フ
- 第二十九條ノ二 同一人ニシテ同一科ニ二點以上ノ出品ヲ爲シタルトキハ審査ノ結果最高ノ評點ヲ得タル出品ニ就テノミ授賞ス

明治四十一年五月二十五日勅令第三百三十六號を以て左の如く臨時假名遣調査委員會官制が定められた。

臨時假名遣調査委員會官制

- 第一條 臨時假名遣調査委員會ハ文部大臣ノ監督ニ屬シ國語及字音ノ假名遣ニ關スル事項ヲ調査ス
- 第二條 臨時假名遣調査委員會ハ委員長一人及委員二十五人以内ヲ以テ之ヲ組織ス
- 委員長及委員ハ文部大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ス
- 第三條 臨時假名遣調査委員會ニ主事一人ヲ置キ文部大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ス
- 主事ハ委員長ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ整理ス
- 第四條 臨時假名遣調査委員會ニ書記二人ヲ置キ文部省判任官中ヨリ文部大臣之ヲ命ス
- 書記ハ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

右臨時假名遣調査委員會は文相牧野伸顯の時、明治三十三年に定められた棒引字音假名遣が常に世間論議の種となれ

るに鑑み、字音假名遣及國語假名遣に互り假名の簡易化を目的とする一の新案を作り之を諮詢せんが爲に設けたものである。

明治四十一年九月八日文部省令第二十七號を以て左の如く中央氣象臺氣象器械檢定規程が改正せられた。

明治二十九年文部省令第三號中央氣象臺氣象器械檢定規程左ノ通改正ス

中央氣象臺氣象器械檢定規程

- 第一條 中央氣象臺ニ氣象器械ノ檢定ヲ出願スル者ハ此ノ規定ニ依ルヘシ
- 第二條 檢定ヲ了シタル器械ニハ器差ヲ示シタル檢定證ヲ交付ス
- 但シ器械ノ種類ニ依リ器差ヲ示ササルコトアルヘシ
- 第三條 氣象器械ノ檢定ヲ出願スル者ハ收入印紙ヲ以テ手数料ヲ納ムヘシ一旦納付シタル手数料ハ如何ナル事故アルモ還付セス
- 第四條 氣象器械檢定手数料ノ金額ハ器械ノ種類、檢定ノ難易ニ依リ參十錢以上參圓以下ノ範圍内ニ於テ中央氣象臺長之ヲ定ムヘシ
- 第五條 時日ヲ限り檢定ヲ出願スル者アルトキハ時宜ニ依リ之ニ應スルコトアルヘシ此ノ場合ニ於テハ普通手数料ノ二倍ヲ徴收スヘシ
- 第六條 檢定證ヲ紛失シ再度交付ヲ出願スル者アルトキハ該證ノ寫ヲ交付スヘシ此ノ場合ニ於テハ手数料金貳拾錢ヲ徴收スヘシ



第七條 檢定ノ出願ニ係ル器械ハ檢定中破損シ若クハ火災及其ノ他避クヘカラサル災禍ニ依リ損害ヲ蒙ルコトアルモ中央氣象臺ハ其ノ責ニ任セス

第八條 氣象器械ノ檢定ヲ出願セントスル者ハ其ノ器械ノ名稱、製作者及器械番號ヲ記入シタル出願書ヲ作り又第六條ノ檢定證再交付ヲ出願セントスル者ハ器械ノ名稱及舊證書ノ番號又ハ製作者、器械番號及舊檢定年月日ヲ記入シタル出願書ヲ作り其ノ手数料ニ相當スル收入印紙ヲ貼付シ中央氣象臺ニ差出スヘシ

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

明治四十一年九月二十五日文部省告示第二百三十三號を以て左の如く美術展覽會規程中に改正が行はれた。

美術展覽會規程中改正スルコト左ノ如シ

第十一條第二號ヲ左ノ如ク改ム

二 美術展覽會ニ於テ陳列シタルコトアルモノ

明治四十一年十二月十四日勅令第三百十二號を以て左の如く臨時假名遣調査委員會が廢止せられた。

臨時假名遣調査委員會官制ハ之ヲ廢止ス

右は内閣の更迭に因り文相牧野伸顯が退職して小松原英太郎が之に代り、新文相は假名遣の問題に關して前任者と其意見を異にしたが爲である。(初等普通教育の款参照)

明治四十二年四月二十三日勅令第百十一號を以て左の如く中央氣象臺官制中に改正が行はれた。

中央氣象臺官制中左ノ通改正ス

第二條第一號中「及報告」ヲ削り第四號中「通報」ヲ「報告」ニ改ム

第六條中「二十五人」ヲ「二十七人」ニ改ム

第九條中「小笠原島」ノ下ニ「茨城縣下筑波山」ヲ加フ

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

明治四十二年六月九日勅令第百五十七號を以て左の如く古社寺保存會規則中に改正が行はれた。これは委員の員數に關するものである。

古社寺保存會規則中左ノ通改正ス

第四條中「二十人」ヲ「二十五人」ニ改ム

明治四十二年六月十日文部省告示第百九十號を以て左の如く美術展覽會規程が改正せられた。

明治四十年文部省告示第百七十二號美術展覽會規程ヲ改正スルコト左ノ如シ

美術展覽會規程



第一章 總則

- 第一條 本會ハ毎年一回之ヲ開ク會場、事務所及會期ハ其ノ都度之ヲ告示ス
- 第二條 出品ハ日本畫、西洋畫及彫刻ノ三種トス
- 第三條 出品ハ鑑査ヲ經タルモノニ限り之ヲ陳列ス
- 左ノ諸號ノ一ニ該當スル出品ハ鑑査外トス
- 一 美術審査委員若ハ美術審査委員タリシ者ノ出品
  - 二 各部ニ屬スル委員四分ノ三以上ノ同意ニ依リ推薦シタル者ノ出品
  - 三 美術展覽會ニ於テ一等賞ヲ受ケタル者ノ出品
  - 四 前回ノ美術展覽會ニ於テ二等賞ヲ受ケタル者ノ出品
- 第四條 出品ノ荷造及運送費ハ總テ出品人ノ負擔トス
- 第五條 本會ハ出品ノ保管ニ關シ十分ノ注意ヲ爲スト雖出品ノ紛失若ハ損害ニ對シ一切其ノ責ニ任セス
- 第六條 出品人ノ承諾ヲ得且文部省ノ許可ヲ得ルニアラサレハ出品ノ撮影若ハ摸寫ヲ爲スコトヲ得ス
- 前項ノ許可ヲ得タル者會場ニ於テ出品ノ撮影若ハ摸寫ヲ爲サントスルトキハ許可證ヲ事務員ニ提示シテ其ノ指揮ヲ受クヘシ

文部省ハ出品ヲ撮影摸寫シ又ハ之ヲ印行スルコトアルヘシ

第二章 出品

第七條 出品ハ自己ノ製作シタルモノニ限ル

故人ノ製作ニ係ルモノハ其ノ相續人ニ於テ之ヲ出品スルコトヲ得

第八條 彫刻部ノ出品ニシテ原型製作者ト實材製作者ト其ノ人ヲ異ニスルトキハ原型製作者ノミ其ノ出品人トナルコトヲ得

第九條 同一人ノ出品ハ日本畫、西洋畫及彫刻ノ各部ニ付三點以內トス

第十條 出品ノ形狀表裝等ノ如何ニ拘ラス同一意匠ニ依レル一箇ノ作品ト認メ得ヘキモノハ二箇以上ニ分離セルモノト雖之ヲ一點ト看做ス

前項ノ事實ハ美術審査委員ノ認定ニ依ル

第十一條 同一意匠ニ依ラサル數箇ノ作品ト雖之ヲ一箇ニ表裝シタルモノハ之ヲ一點ト看做ス

第十二條 左ニ掲クルモノハ出品スルコトヲ得ス

- 一 製作後五年以上ヲ經タルモノ
- 二 美術展覽會ニ陳列シタルコトアルモノ
- 三 風教ニ害アリト認ムルモノ

第十三條 出品ヲ爲サントスル者ハ甲號書式ノ願書、乙號書式ノ解説書及作品ヲ事務所ニ差出スヘシ其ノ期日等ハ別ニ之ヲ告示ス

故人ノ作品ヲ出品スル場合ニハ前項ノ解説書ニ製作者ノ氏名及履歷ヲ記入スヘシ

作品ニハ一點毎ニ命題及出品人名ヲ記シタル紙片ヲ貼付スヘシ

第十四條 事務所ニ於テ出品ヲ受理シタルトキハ直ニ受領證ヲ交付スヘシ



第十五條 出品ハ其ノ性質若ハ状態ニ依リ額面若ハ軸物ト爲シ又ハ梓、縁ヲ附スル等出品人ニ於テ適當ノ裝飾設備ヲ爲スヘシ

第十六條 鑑査ノ上陳列セスト定メタル作品ハ本會ノ通知ニ依リ出品人ニ於テ遲滯ナク之ヲ搬出スヘシ  
若シ通知ヲ發シタル日ヨリ二十日ヲ經ルモ之ヲ搬出セサルトキハ本會ニ於テ相當ノ處分ヲ爲スヘシ

第十七條 本會ニ於テ定メタル陳列品ノ位置配列等ニ對シ出品人ハ異議ヲ申立ツルコトヲ得ス

第三章 鑑査及審査

第十八條 出品ノ鑑査及審査ハ各部ニ就キ美術審査委員之ヲ行フ

第十九條 美術審査委員長ハ各部毎ニ委員中ヨリ一人ノ主任ヲ命スヘシ

第二十條 陳列品ハ總テ審査ヲ受クルモノトス

第三條第二項第一號及第二號ニ該當スル出品ハ審査外トス

第二十一條 出品人ハ其ノ出品ノ審査ヲ拒ムコトヲ得ス

出品人ハ鑑査若ハ審査ニ對シテ異議ヲ申立ツルコトヲ得ス

第二十二條 鑑査及審査ハ其ノ部ニ屬スル委員半數以上ノ出席アルニアラサレハ之ヲ行フコトヲ得ス

第二十三條 委員ハ各出品ニ就キ解説書ヲ參照シテ鑑査及審査ヲ爲スヘシ

第二十四條 鑑査ハ出席委員過半數ノ同意ヲ以テ陳列スヘキ出品ヲ定ム

第二十五條 審査ハ委員ノ投票ニ依リテ之ヲ行フ

委員ハ陳列品ニ就キ各評點ヲ附シ調印ノ上之ヲ主任ニ差出スヘシ

評點ハ百點ヲ以テ最高トス

主任ハ委員ノ評點ヲ取纏メ其ノ部ニ屬スル委員ノ決議ヲ以テ陳列品ノ成績ヲ確定シ之ヲ委員長ニ報告スヘシ

第二十六條 擬賞ハ前條第四項ノ報告ニ基キ委員總會ニ於ケル出席委員過半數ノ同意ヲ以テ之ヲ確定ス  
委員總會ハ委員ノ半數以上出席スルニアラサレハ開會スルコトヲ得ス

第四章 褒賞及買上

第二十七條 擬賞ノ結果ニ依リ優等ト認ムル作品ニ關シ其ノ出品人ニ褒賞ヲ授與ス

第二十八條 褒賞ハ文部大臣之ヲ授與ス

第二十九條 褒賞ハ左ノ四種トス

一等賞

二等賞

三等賞

褒狀

第三十條 同一人ニシテ同一部ニ二點以上ノ出品ヲ爲シタルトキハ審査ノ結果最高ノ評點ヲ得タル作品ニ就テノ  
ミ授賞ス

第三十一條 出品人ハ受賞ヲ拒ムコトヲ得ス

第三十二條 政府ニ於テ買上クヘキ作品ハ買上品審査委員ノ意見ヲ聽キ優秀ト認ムル出品中ヨリ文部大臣之ヲ選定ス

第六章

大正八年世界大戰直後に至るまで



買上品審査委員ハ美術審査委員中ヨリ文部大臣之ヲ命ス

第五章 賣約及搬出

第三十三條 陳列品ハ本會ニ於テ其ノ賣買契約ヲ取扱フモノトス出品人ニ於テ本會ヲ經スシテ賣買契約ヲ爲サントスルトキハ本會ノ承認ヲ經ヘシ

第三十四條 陳列品ヲ購買セントスル者ハ代金ヲ添ヘテ事務所ニ申出ツヘシ

第三十五條 即時ニ代金ヲ支拂ハサルトキハ手附ヲ以テ賣買契約ヲ爲スコトヲ得

手附ノ金額ハ代價ノ三分ノ一以上トス

前項ノ買主カ閉會後七日以内ニ殘餘代金ノ支拂ヲ爲ササルトキハ手附金ハ之ヲ拋棄シタルモノト看做ス但シ拋棄シタル手附金ハ當該出品人ノ所得トス

第三十六條 賣買契約ヲ爲シタルトキハ出品札ニ其ノ旨ヲ貼紙スヘシ

第三十七條 出品人ニ於テ陳列品ノ代價ヲ變更セントスルトキハ事務所ニ届出ツヘシ

第三十八條 出品人ニ於テ出品及代金受領等ノ爲特ニ代理人ヲ置キタルトキハ其ノ住所氏名ヲ具シ事務所ニ届出ツヘシ

第三十九條 陳列品ハ開會中ニ搬出スルコトヲ得ス

第四十條 出品ノ搬出期間ハ閉會後七日以内トス若シ期間内ニ搬出セサル者アルトキハ本會ニ於テ相當ノ處分ヲ爲スヘシ

第四十一條 陳列品中賣約済ノモノハ閉會後買主ニ於テ之ヲ搬出スヘシ

前項ノ場合ニ於テハ代金受取證ヲ提示シ自己ノ買主タルコトヲ證明スルコトヲ要ス

第四十二條 閉會後陳列品ノ搬出運送等ニ關シ買主ノ依頼アルトキハ事務所ハ買主ノ費用ヲ以テ之ニ應スルコトアルヘシ

第六章 觀覽

第四十三條 觀覽時間ハ開會中毎日午前九時ヨリ午後五時マテトス但シ都合ニ依リ之ヲ伸縮シ又ハ觀覽ヲ停止スルコトアルヘシ

第四十四條 觀覽人ハ陳列品ニ觸ル、コトヲ得ス

第四十五條 觀覽人ニシテ秩序風俗ヲ亂ルノ虞アリト認ムル者ハ入場ヲ禁シ又ハ退場セシムルコトアルヘシ

第四十六條 觀覽人ハ靜肅ヲ旨トシ且事務員ノ指揮ニ從フヘシ

附 則

明治四十年文部省告示第二百七號ハ之ヲ廢止ス

(甲號書式) (略)

(乙號書式) (略)

明治四十三年三月二十八日勅令第六十四號を以て左の如く中央氣象臺官制中に改正が行はれた。

中央氣象臺官制中左ノ通改正ス

第五條 技師ハ專任四人奏任トス但シ内一人ヲ勅任ト爲スコトヲ得

第六章 大正八年世界大戰直後に至るまで



技師ハ臺長ノ指揮ヲ承ケ臺務ヲ分掌ス

第六條中「二十七人」ヲ「二十六人」ニ改ム

附則

本令ハ明治四十三年三月三十一日ヨリ之ヲ施行ス

明治四十三年六月四日勅令第二百五十六號を以て左の如く美術審査委員會官制中に改正が行はれた。

美術審査委員會官制中左ノ通改正ス

第三條中「三年」ヲ「一年」ニ改ム

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

現ニ委員タル者ノ任期ハ本令施行ノ日ニ於テ終了シタルモノトス

右の改正は審査委員の任期に關するものである。

明治四十三年六月十八日勅令第二百七十一號を以て左の如く「地方測候所職員ニ關スル件」中に改正が加へられた。

明治三十三年勅令第二百六十八號中左ノ通改正ス

第三條第二項ヲ左ノ如ク改ム

技師ノ任免奏薦及宣行ハ奏任官ノ例ニ依リ之ヲ行フ

別表技手書記等級配當表中四等ノ欄ヲ左ノ如ク改メ五等ノ欄ヲ削ル

四	等
月俸	三十五圓未滿
月俸	三十五圓未滿

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

明治四十三年十月五日勅令第四百二十號を以て左の如く「古社寺保存法施行ニ關スル件」中に改正が行はれた。これは官公立博物館の國寶監守の身元保證金を免除したものである。

明治三十年勅令第四百四十六號中左ノ通改正ス

第三條 削除

明治四十四年三月十三日勅令第十九號を以て左の如く高等官官等俸給令中に改正が行はれた。

高等官官等俸給令中左ノ通改正ス

第九條ノ二 傳染病研究所長ニシテ五年以上高等官二等ニ在リ功績顯著ナル者ハ特ニ高等官一等ニ陞叙スルコトヲ得

附則



本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

明治四十四年三月二十七日法律第三十八號を以て左の如く帝國學士院學術獎勵金特別會計法が制定せられた。

帝國學士院學術獎勵金特別會計法

- 第一條 學術研究獎勵ノ爲帝國學士院學術獎勵金特別會計ヲ設置ス
- 第二條 本會計ハ帝室下賜金、寄附金其ノ他ノ收入ヲ以テ其ノ歳入トシ學術研究獎勵ノ爲ニ要スル支出ヲ以テ其ノ歳出トス
- 第三條 本會計ハ學術研究獎勵ノ爲有價證券ノ寄附ヲ受ケ之ヲ保有スルコトヲ得
- 第四條 本會計ニ於テ支拂上餘裕アルトキハ之ヲ預金部ニ寄託スルコトヲ得
- 第五條 政府ハ毎年本會計ノ歳入歳出豫算ヲ調製シ歳入歳出ノ總豫算ト共ニ之ヲ帝國議會ニ提出スヘシ
- 第六條 學術研究獎勵ノ爲ニ支出スル金額ハ帝國學士院長ニ交付シ經理ヲ委任スルコトヲ得
- 第七條 委任經理ニ係ル會計ノ検査ハ會計検査院法第十六條ノ規定ニ依ル
- 第八條 本會計ノ收入支出ニ關スル規程ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

附 則

本法ハ明治四十四年度ヨリ之ヲ施行ス

右は學術研究獎勵に充てしめらるる趣旨を以て皇室より御下賜金の御沙汰があつたやうな次第もあり、新に特別會計が設けらるるに至つたのである。

明治四十四年四月一日勅令第六十九號を以て左の如く帝國學士院學術獎勵金特別會計規則が定められた。

帝國學士院學術獎勵金特別會計規則

- 第一條 歳入歳出ノ豫定計算書ハ所管大臣之ヲ調製シ前年度八月三十一日迄ニ之ヲ大藏大臣ニ送付スヘシ  
前項ノ豫定計算書ニハ其ノ年三月三十一日現在ノ有價證券明細書ヲ添付スヘシ
- 第二條 歳入歳出ノ決定計算書ハ所管大臣之ヲ調製シ翌年度八月三十一日迄ニ之ヲ大藏大臣ニ送付スヘシ
- 第三條 預金ノ寄託及拂出ニ關スル手續ハ所管大臣大藏大臣ト協議シテ之ヲ定ム
- 第四條 本會計ニ於テハ當該年度ノ收入濟歳入額ヲ以テ仕拂元受高ト爲シ歳出ヲ支出スルハ此ノ仕拂元受高ヲ超過スルコトヲ得ス
- 第五條 各年度ノ歳出ニ屬スル仕拂命令ヲ發スルハ毎年度三月三十一日限リトス
- 第六條 歳入ヲ徴收スル官吏ハ其ノ徴收簿ノ結果ニ依リ毎月徴收報告書ヲ調製シ参照書類ヲ添へ翌月五日迄ニ所管大臣ヲ經由シテ之ヲ大藏大臣ニ送付スヘシ
- 第七條 大藏省ハ本會計ノ主計簿ヲ備へ歳入ノ豫算額、確定額、收入濟額、不納缺損額、收入未濟額、歳出ノ豫算額、豫算決定後増加額、仕拂元受高、仕拂命令濟額、殘額ヲ登記スヘシ
- 第八條 歳入ヲ徴收スル官吏ハ徴收簿ヲ備へ歳入ノ豫算額、確定額、收入濟額、不納缺損額、收入未濟額ヲ登記スヘシ

- 第九條 金庫出納役ハ支出簿及仕拂元受高差引簿ヲ備へ支出簿ニハ歳出ノ豫算額、仕拂命令受領濟額ヲ登記シ仕拂



元受高差引簿ニハ仕拂元受高、仕拂命令受領濟額、仕拂額ヲ登記スヘシ

第十條 本令ニ規定セサルモノニ付テハ會計規則ヲ準用ス

附 則

本令ハ明治四十四年度ヨリ之ヲ施行ス

明治四十四年五月十七日勅令第百六十四號を以て左の如く文藝委員會官制が定められた。

文藝委員會官制

第一條 文藝委員會ハ文部大臣ノ監督ニ屬シ文藝ニ關スル事項ヲ調査審議ス

第二條 文藝委員會ハ委員長及委員ヲ以テ之ヲ組織ス

第三條 委員長ハ文部次官ヲ以テ之ニ充ツ

委員ハ文部大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ス

第四條 委員ノ任期ハ三年トス

第五條 委員長ハ會務ヲ整理シ會議ノ議長ト爲ル

委員長事故アルトキハ文部大臣ノ指名シタル委員其ノ事務ヲ代理ス

第六條 文藝委員會ニ幹事ヲ置キ文部大臣ノ奏請ニ依リ文部省高等官中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ス

幹事ハ委員長ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ整理ス

第七條 文藝委員會ニ書記ヲ置キ文部省判任官中ヨリ文部大臣之ヲ命ス

書記ハ委員長及幹事ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

明治四十四年六月十四日文部省告示第百八十六號を以て左の如く文藝委員會規則が定められた。

文藝委員會規則

第一條 文藝委員會ハ委員長之ヲ召集ス

第二條 文藝委員會ハ委員ノ半數以上出席スルニアラサレハ議決ヲ爲スコトヲ得ス

第三條 文藝委員會ノ議決ハ出席委員ノ過半數ニ依ル但シ第十條及第十一條ノ議決ハ出席委員ノ四分ノ三以上ノ多

數ニ依ル

第四條 文藝委員會ノ議事ハ秘密トス

第五條 文藝委員會ニ於テハ文藝ニ關スル著作物ヲ審査ス

前項ノ著作物ハ國語ヲ以テ著作シタルモノニシテ第八條ノ場合ノ外前年度以後ニ發行シタルモノニ限ル

第六條 前條第二項ノ著作物ニ就キ委員ニ於テ文藝委員會ノ審査ニ附スヘキ價値アリト認メタルモノアルトキハ之

ヲ委員會ニ報告スヘシ

第七條 著作者ハ第五條第二項ニ該當スル自己ノ著作物ノ審査ヲ文藝委員會ニ請求スルコトヲ得

故人ノ著作ニ係ルモノハ其ノ相續人ニ於テ之カ審査ヲ請求スルコトヲ得

第六章 大正八年世界大戦直後に至るまで



第八條 文藝委員會ニ於テ文藝ニ關スル著作物ヲ募集シ之ヲ審査セントスルトキハ其ノ募集ノ方法ニ關スル決議ヲ具シ文部大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第九條 著作物審査ノ爲其ノ他必要アルトキハ文藝委員會ハ特別委員ヲ設クルコトヲ得

第十條 文藝委員會ニ於テ審査ノ結果優秀ニシテ特ニ選奨スルノ價値アリト議決シタル著作物アルトキハ之ヲ文部大臣ニ報告スヘシ

文部大臣ハ前項ノ報告ニ基キ其ノ著作物ノ著作若ハ其ノ相續人ニ對シ授賞スルコトアルヘシ

第十一條 文藝委員會ニ於テ著作若ハ文藝ヲ目的トスル團體ニシテ文藝ノ進歩ニ關シ功勞顯著ナリト認ムルモノアルトキハ其ノ事績ヲ具シ之ヲ文部大臣ニ報告スヘシ

前項ノ場合ニ於テハ前條第二項ノ規定ヲ準用ス

第十二條 第五條乃至第八條、第十條及第十一條ノ規定ハ文藝委員會委員及其ノ著作物ニ關シ之ヲ適用セス

第十三條 著作若ハ其ノ相續人カ審査ノ爲提出シタル著作物ハ之ヲ還付セス

第十四條 文藝委員會ニ於テ國語ヲ以テセサル著作物ヲ翻譯スルノ必要アリト認メタルトキハ必要ノ事項ヲ具シ文部大臣ニ報告スヘシ

第十五條 文藝委員會ニ於テ文藝ノ獎勵上必要ト認メタル事項ハ文部大臣ニ建議シ又ハ文部大臣ノ認可ヲ經テ之ヲ施行スルコトヲ得

文藝委員會は時の文相小松原英太郎が、曩に前文相牧野が美術審査委員會を創設し美術展覽會を開催して、美術の發達を奨励したると同一の精神に依り、穩健優秀なる文藝的著作物の發達を奨励せんとして之を設けたものであつて、森林

太郎、上田萬年、芳賀矢一、藤代禎輔、上田敏、徳富猪一郎、姉崎正治、佐々政一、幸田成行、巖谷季雄、伊原敏郎、大町芳術、塚原靖、饗庭與三郎、足立荒人、島村瀧太郎等を委員とし福原鏝二郎を幹事として其事に當らしめたが、文藝に關しては繪畫彫刻等の美術とは稍其趣を異にし、思想上の問題等に就て複雑なる事情があるので、此企圖は要するに成功せず、文藝委員會は何等特に記すべき業績を擧げ得なかつた。唯同會の決議に基き文部省よりゲーテのファウストの翻譯を森林太郎に、印度のラマヤーナの翻譯を姉崎正治に、セルヴァンテスのドンキホーテの翻譯を島村瀧太郎に、ダンテのデヴァインコメディーの翻譯を上田敏に委嘱し、姉崎島村上田の擔當したる分は何れも完結しなかつたが、ファウストの翻譯のみは完成を告げ森が文部省の承認を得自ら之を出版したのであつた。

明治四十四年六月二十一日文部省告示第百九十一號を以て左の如く美術展覽會規程中に改正が行はれた。

明治四十二年文部省告示第百九十號美術展覽會規程中左ノ通改正ス

第四條ニ左ノ但書ヲ加フ

但シ遠隔ノ地ニ在ル出品團體ニ對シテハ特ニ其ノ費用ノ一部ヲ補助スルコトアルヘシ

第十一條ノ二 出品ノ高サ若ハ幅過大ニシテ陳列スルコト能ハスト認メタルモノ若ハ陳列ニ不便ナリト認メタルモノハ其ノ表裝ヲ適宜變更セシメ又ハ之ヲ陳列セサルコトアルヘシ

同一作品ニシテ數箇ニ分離シタルモノ其ノ總幅過大ニシテ會場ノ都合ニ依リ全部ヲ同時ニ陳列スルコト能ハスト認メタルトキハ其ノ一部分ツ、ヲ一定日數毎ニ順次取替陳列シ又ハ其ノ一部分ヲ陳列セサルコトアルヘシ

會場ノ都合ニ依リ出品ノ全部ヲ同時ニ陳列スルコト能ハスト認メタルトキハ一定日數毎ニ取替陳列シ又ハ一部ヲ



陳列セサルコトアルヘシ

本條ニ依リ取替陳列シ又ハ陳列セサル出品ハ當該部會ノ意見ヲ聽キ委員長之ヲ定ム

明治四十五年五月十六日勅令第百一十一號を以て左の如く美術審査委員會官制中に改正が行はれた。  
美術審査委員會官制中左ノ通改正ス

第三條 削除

第六條 美術審査委員會ハ之ヲ左ノ三部ニ分チ委員ハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ其ノ一ニ屬ス

第一部 日本畫

第二部 西洋畫

第三部 彫刻

文部大臣必要ト認ムルトキハ部ヲ科ニ分ツコトヲ得此ノ場合ニ於テハ委員ハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ科ノ一ニ屬ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

現ニ委員タル者ハ本令施行ノ日ニ於テ解任セラレタルモノトス  
削除せられた第三條は委員の任期を定めたるものである。

明治四十五年五月二十九日文部省告示第百五十九號を以て左の如く美術展覽會規程中に改正が行はれた。

明治四十二年文部省告示第九十號美術展覽會規程中左ノ通改正ス

第一條ノ二 美術審査委員會第一部ハ之ヲ第一科及第二科ニ分ツ

第三條第二號ヲ左ノ如ク改ム

二 各部（日本畫ニ在リテハ各科）ニ屬スル委員四分ノ三以上ノ同意ニ依リ推薦シタル者ノ出品

第九條ノ二 日本畫ノ出品人ハ其ノ希望ニ依リ科ヲ指定シテ出品スヘシ但シ二科ニ出品スル場合ニ於テモ同一人ノ

出品ハ通シテ三點ヲ超ユルコトヲ得ス

第十一條ノ二第四項ヲ左ノ如ク改ム

本條ニ依リ取替陳列シ又ハ陳列セサル出品ハ當該部會（日本畫ニ在リテハ當該科會）ノ意見ヲ聞キ委員長之ヲ定ム

第十三條第一項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

同一人ニシテ日本畫ノ各科ニ出品セントスルモノハ科毎ニ願書及解説書ヲ差出スヘシ

第十八條 出品ノ鑑査及審査ハ各部（日本畫ニ在リテハ各科）ニ就キ美術審査委員之ヲ行フ

第十九條 美術審査委員長ハ各部（日本畫ニ在リテハ各科）毎ニ委員中ヨリ一人ノ主任ヲ命スヘシ

第二十二條 鑑査及審査ハ其ノ部（日本畫ニ在リテハ其ノ科）ニ屬スル委員半數以上ノ出席アルニアラサレハ之ヲ行フコトヲ得ス

第二十五條第四項ヲ左ノ如ク改ム

第六章 大正八年世界大戰直後に至るまで



主任ハ委員ノ評點ヲ取纏メ其ノ部（日本畫ニ在リテハ其ノ科）ニ屬スル委員ノ決議ヲ以テ陳列品ノ成績ヲ確定シ之ヲ委員長ニ報告スヘシ

第二十六條 擬賞ハ前條第四項ノ報告ニ基キ主任ノ意見ヲ聞キ委員長之ヲ確定ス

第二十九條 褒賞ハ左ノ四種トシ丙號書式ノ賞狀ヲ授與ス

一等賞

二等賞

三等賞

褒狀

第三十條 同一人ニシテ同一部（日本畫ニ在リテハ同一科）ニ二點以上ノ出品ヲナシタルトキハ審査ノ結果最高ノ評點ヲ得タル作品ニ就キテノミ授賞ス

丙號書式（略）

大正元年九月二十八日勅令第二十七號を以て左の如く中央氣象臺官制中に改正が行はれた。

中央氣象臺官制中左ノ通改正ス

第六條中「二十六人」ヲ「二十七人」ニ改ム

第九條中「茨城縣下筑波山」ノ下ニ「和歌山縣下潮岬」ヲ加フ

附 則

本令ハ大正元年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

大正二年五月三日文部省告示第二百二十七號を以て左の如く美術展覽會規程中に改正が行はれた。

明治四十二年文部省告示第九十號美術展覽會規程中左ノ通改正ス

第十一條ノ二 出品ハ一點ニ付幅四間ヲ超ユルコトヲ得ス

出品ノ丈高キニ過キ陳列ニ不便ナリト認メタルモノハ其ノ表装ヲ適宜變更セシムルコトアルヘシ

會場ノ都合ニ依リ出品ノ全部ヲ同時ニ陳列スルコト能ハスト認メタルトキハ一定日數毎ニ取替陳列スルコトアルヘシ

前項ノ規定ニ依リ取替陳列スヘキ出品ハ當該部會（日本畫ニ在リテハ當該科會）ノ意見ヲ聽キ委員長之ヲ定ム

大正二年六月十三日勅令第四百十八號を以て左の如く古社寺保存會規則中に改正が行はれた。

古社寺保存會規則中「内務大臣」ヲ「文部大臣」ニ、「内務省高等官」ヲ「文部省高等官」ニ、「内務屬」ヲ「文部屬」ニ改ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

右の改正は第一次山本（權兵衛）内閣の行政整理の結果、從來内務大臣の管轄であつた古社寺保存に關する事務が文部大臣の管轄に移された爲である。尙ほ此移管の結果古社寺保存法中の内務大臣とある處は總て文部大臣と改正せらるべ



きものであるが、當時議會閉會中で法律改正を行ふ機會が無かつたが爲に、既に主管廳が文部大臣となつた以上は古社寺保存法に所謂内務大臣は文部大臣と變つたものといふ解釋で押通したのであつた。

同日勅令第七十八號を以て左の如く國語調査委員會官制が廢止せられた。

國語調査委員會官制ハ之ヲ廢止ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

同日勅令第七十九號を以て左の如く文藝委員會官制が廢止せられた。

文藝委員會官制ハ之ヲ廢止ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

右古社寺保存會移管及前記二官制の廢止は第一次山本（權兵衛）内閣の時の行政整理の爲である。

同日又勅令第八十四號を以て左の如く中央氣象臺官制中に改正が行はれた。

中央氣象臺官制中左ノ通改正ス

第六條中「二十七人」ヲ「二十八人」ニ改ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

大正三年八月十一日勅令第五百五十八號を以て左の如く美術審査委員會官制中に改正が行はれた。

美術審査委員會官制中左ノ通改正ス

第一條第一項ヲ左ノ如ク改ム

美術審査委員會ハ文部大臣ノ監督ニ屬シ美術展覽會ノ出品ヲ審査シ其ノ他美術展覽會ニ關スル事項ヲ處理ス

第二條 美術審査委員會ハ委員長及委員ヲ以テ之ヲ組織ス

委員長及委員ハ文部大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ス

第三條 委員長ノ任期ハ三年トシ委員ノ任期ハ一年トス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

從來委員長は文部次官を以て之に充つるの制としたのを改め専任の委員長を置くこととし、又委員の任期は一旦之を廢したのを改めて一年としたのであつた。

同日又文部省告示第二百二十四號を以て左の如く美術展覽會規程中に改正が行はれた。

明治四十二年文部省告示第九十號美術展覽會規程左ノ通改正ス



- 第一條ノ二削除
- 第三條第二號中「(日本畫ニ在リテハ各科)」ヲ削ル
- 第九條ノ二削除
- 第十一條ノ二第四項中「(日本畫ニ在リテハ當該科會)」ヲ削ル
- 第十三條第二項削除
- 第十八條及第十九條中「(日本畫ニ在リテハ各科)」ヲ削ル
- 第二十二條及第二十五條第四項中「(日本畫ニ在リテハ其ノ科)」ヲ削ル
- 第三十條中「(日本畫ニ在リテハ同一科)」ヲ削ル

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

丙號書式 (略)

右は日本畫を一科二科に分つことを廢止したのであつた。

大正三年十月十四日勅令第二百二十一號を以て左の如く傳染病研究所官制中に改正が行はれた。

傳染病研究所官制中左ノ通改正ス

- 第一條中「内務大臣」ヲ「文部大臣」ニ改ム
- 第三條中「内務大臣」ヲ「文部大臣」ニ改メ左ノ一項ヲ加フ

所長ハ衛生行政ニ關スル事項ニ付テハ内務大臣ノ指揮監督ヲ承ク

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

同日又勅令第二百二十三號を以て左の如く高等官官等俸給令中に改正が行はれた。

高等官官等俸給令中左ノ通改正ス

別表第一表内務省ノ部中傳染病研究所長ノ項ヲ削リ文部省ノ部中維新史料編纂事務局長ノ項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

	傳染病研 究所長								
--	-------------	--	--	--	--	--	--	--	--

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

右は大隈内閣の行政整理の一として、從來内務省の所轄であつた傳染病研究所を追て東京帝國大學の附置とする意味を以て、豫算等の關係上取り敢へず之を文部省の管轄に移すこととしたのであつた。東京帝國大學に附置するを良しとする理由は、同大學の醫科大學と相聯絡して研究を爲さしむることを便利有效とすといふに在る。然も當時の傳染病研究所長北里柴三郎其他所員一同は此處置に平ならず、遂に總辭職の擧に出で同年十一月五日其官を免ぜられた。是に於て文部次官福原鏝二郎が所長に兼任せられた。

官立傳染病研究所を去つた北里柴三郎は、別に傳染病研究と傳染病に關する藥品製造を目的とする私立北里傳染病研



研究所を東京に設立した。

大正三年十二月十二日勅令第二百五十八號を以て左の如く帝國學士院會員の待遇に關する件が定められた。  
帝國學士院會員ハ勅任官ヲ以テ待遇ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

大正四年六月二十一日法律第十二號を以て左の如く帝國學士院學術獎勵金特別會計法が廢止せられた。  
帝國學士院學術獎勵金特別會計法ハ大正四年度限り之ヲ廢止ス  
右は成るべく特別會計を整理せんとする政府の方針に出でたものである。而して帝國學士院學術獎勵金に關しては特別會計法廢止の當日即ち大正四年六月二十一日に法律第十三號を以て委任經理の方法を存續することとした。  
其法律の正文は左の通である。

帝國學士院ニ於テ學術研究獎勵ノ爲ニ要スル金額ハ之ヲ帝國學士院長ニ交付シ經理ヲ委任スルコトヲ得  
委任經理ニ係ル會計ノ検査ハ會計検査院法第十六條ノ規定ニ依ル

附 則

本法ハ大正五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

帝國學士院學術獎勵金特別會計法ニ依リ帝國學士院長ニ經理ヲ委任セラレタル金額ノ支出殘額ハ本法ニ依リ經理ヲ

委任セラレタルモノト看做ス

大正四年十月十三日勅令第八十一號を以て左の如く傳染病研究所官制中に改正が行はれた。  
傳染病研究所官制中左ノ通改正ス

第一條中「及痘苗血清其ノ他細菌學的豫防治療品ノ製造」ヲ「並痘苗血清其ノ他細菌學的豫防治療品ノ製造及檢定」ニ改ム

第四條及第五條中「及製造」ヲ「製造及檢定」ニ改ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

大正四年十月竹尾治右衛門は財團法人結核研究所を大阪に設立し、其管理を大阪府立高等醫學校に委託した。

大正五年三月三十一日勅令第五十三號を以て左の如く高等官官等俸給令中に改正が行はれた。

高等官官等俸給令中左ノ通改正ス

第八條中「傳染病研究所長」ヲ削ル

第九條ノ二 削除

別表第一表文部省ノ部中傳染病研究所長ノ項ヲ削ル

第六章 大正八年世界大戰直後に至るまで



附 則

本令ハ大正五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

右は大正五年四月一日より傳染病研究所が當初の豫定の如く東京帝國大學に附置せらるることとなり、所長は同大學醫科大學教授の中より補せらるることとなつたが爲である。

此の如くにして傳染病研究所は獨立の研究機關として其存在を失ふに至つた。(學校等職員關係の款參照)

大正五年八月八日文部省告示第百十二號を以て左の如く美術展覽會規程中に改正が行はれた。

明治四十二年文部省告示第百九十號美術展覽會規程中左ノ通改正ス

第三條 出品ハ鑑査ヲ經タルモノニ限リ之ヲ陳列ス

左ノ各號ノ一ニ該當スル出品ハ鑑査外トス

一、美術審査委員若ハ美術審査委員タリシ者ノ出品

二、各部ニ屬スル委員四分ノ三以上ノ同意ニ依リ推薦シタル者ノ出品

三、前三回ノ美術展覽會ニ於テ引續キ特選ヲ受ケタル者ノ出品

從來ノ二等賞及三等賞ハ之ヲ特選ト看做ス

第九回美術展覽會ニ於テ二等賞ヲ受ケタル者ノ出品ハ第十回美術展覽會ニ限リ第二項第三號ノ規定ニ拘ラス鑑査外トス

第二十四條 鑑査ハ出品ニ就キ陳列スヘキモノヲ定ムルモノトス

前項ノ決定ハ出席委員過半数ノ同意ニ依ル

第二十五條 審査ハ陳列品ニ就キ優等ナルモノヲ特選スルモノトス

委員ハ各自特選ニ相當スト思料スル作品若干點ヲ選定シ調印ノ上之ヲ主任ニ差出スヘシ

主任ハ委員ノ提案ヲ取纏メ之ヲ委員會ニ付議シ特選スヘキモノヲ審議評定セシメ之ヲ委員長ニ報告スヘシ

第二十六條 委員長ハ主任ノ意見ヲ聽キ特選スヘキモノヲ確定シ之ヲ文部大臣ニ報告スヘシ

第四章「褒賞及買上」ヲ「特選及買上」ニ改ム

第二十七條 特選セラレタル作品ニ關シ文部大臣ヨリ其ノ出品人ニ丙號書式ノ特選狀ヲ授與ス

第二十八條及第二十九條ヲ削除シ以下各條ヲ繰上ク

第二十八條 同一人ニシテ同一部ニ二點以上出品シタル場合ニ於ケル特選ハ審査ニ於テ優秀ト評定セラレタル一點ニ就テノミ之ヲ爲ス

第二十九條「受賞」ヲ「特選」ニ改ム

丙號書式中「何等賞」ヲ「特選」ニ「賞狀」ヲ「特選狀」ニ改ム

大正五年十月鹽見政次は財團法人鹽見理化學研究所を大阪に設立し、其管理を府立大阪醫科大學に委託した。

大正六年三月二十日財團法人理化學研究所の設立が農商務大臣に依て許可せられた。

是より先大正二年六月高峰讓吉が米國より歸朝の際帝國の現狀に鑑みて國民科學研究所設立の必要あることを高唱し



た。此計畫は約二千萬圓の資金を以て研究所を設立せんとするものであつたが、三十名の實業家及學者より成る調査委員會は、當時の我國財界の事情に徴し、先づ凡五百萬圓の資金を以て差當り最急務とする化學研究所を設立せんことを企て、翌大正三年三月調査委員七名連署して貴衆兩院へ化學研究所設立に就きての請願書を提出した。

大正三年八月歐洲大戰勃發し其餘波を受けて外國との交通は一部杜絶し、醫藥品及工業原料の輸入は梗塞或は制限せられ、我國の衛生上及産業上多大の障害を來したので、農商務省は化學工業の振興策を講ずる爲に化學工業調査會を設置したが、同調査會は我國に於ける化學工業の改良發達を圖るには化學研究所の設立を以て第一の急務とし、農商務大臣に建議書を提出した。

大正四年三月化學工業調査會に於て化學のみの研究は其範圍狭きに失するを以て、物理學及化學の兩方面に互る理化學研究所を設くるを可とするとの議起り、多數委員の賛同を得、實行方法を審議する爲に長井長義、渡邊渡、高松豊吉、櫻井鏡二、古在由直の五名より成る特別委員が設けられ、種々協議の末義に有志の計畫せる化學研究所設立案との連絡統一を得、澁澤榮一、菊池大麓、山川健次郎、中野武營及前記特別委員主唱者となり大正四年四月左記設立趣旨を主なる實業家及當局者に送付して其賛同を求むることとなつた。

#### 理化學研究所設立ノ趣旨

明治維新以降帝國ノ文明ハ長足ノ進歩ヲ爲シタリト雖、其ノ由テ來ル所ヲ察スルニ主トシテ歐米先進諸國ノ模倣ニ勉メタルノ結果ニ外ナラズ。而シテ理化學及之ヲ應用シタル各般ノ技術ニ於テ殊ニ其ノ然ルヲ見ル。想フニ理化學ニ對スル我邦人固有ノ發明トシテハ世界ニ誇稱スベキモノ甚ダ鮮ク、學者ハ今尙歐米諸國ニ於ケル研究ノ成果ヲ追從スルニ是レ急ニシテ、自ら進ムデ是等學理ノ獨創的研究ヲ爲サムトスルモ、其ノ設備ト經費トニ缺ク所アリテ未

ダ十分ニ其ノ目的ヲ達スルコトヲ得ザルノ實狀ニ在ルハ、遺憾ノ極ト言ハザルベカラズ。吾人ハ固ヨリ永ク此ノ如キ狀態ニ安ムズベキニアラズ。速ニ相當ノ研究所ヲ設立シ此種ノ研究ヲ盛ナラシメ、以テ百般工業ノ根本ヲ啓沃シテ其ノ健全ナル發達ヲ促進スルト共ニ、我國ノ自ら研究シ自ら發明シタル所ヲ以テ、久シク外國ニ負ヒ來リシ智能上ノ債務ヲ償却シ、進ムデ世界ノ文運ニ貢獻スルコトヲ期セザルベカラズ。試ニ歐米諸國ニ就テ此種ノ實例ヲ求めムカ、英國ニハ國立理化學研究所アリ、佛國ニハ工藝試驗所アリ、北米合衆國ニハ國立標準局アリ、獨逸國ニハ國立理化學研究所及ウイルヘルム帝化學研究所アリ、普國ニハ國立材料試驗所アリ、概ネ官公立ノ性質ヲ有ス。其ノ他富豪又ハ篤志者ノ建設セル私設ノ營造物ニ至テハ學ガテ數フベカラズ。加フルニ各種ノ大工場亦各其ノ試驗所又ハ研究所ヲ附設スルアリ。理化學ノ學理ト之ガ應用ニ關シテハ官民戮協シテ之ガ研究ヲ相競ハザルナシ。歐米列國ニ於ケル文運進暢ノ勢、汪然トシテ當ルベカラザルモノアルハ、其ノ由來スル所決シテ偶然ニアラズト謂フベシ。今ヤ帝國ハ三大戰役ヲ經テ國威益々揚リ、國際上ノ位置愈々隆キヤ加ヘタリト雖、此勢力ヲ維持シテ倍々之ヲ皇張セムトスルニハ國費ヲ要スルコト彌々多カラザル得ズ。然ルニ我國ハ面積甚大ナラズ、農業鑛業其ノ他原始産業上ノ富源亦豊カナラザルヲ以テ、産業上ノ國是トシテハ一ニ智能上ノ生産ヲ潤澤ナラシメ、以テ是等ノ闕如スル所ヲ補フノ外アルベカラズ。智能上ノ生産ヤ、其ノ源泉トスル所ハ一ニ理化學ノ研究ニ存ス。研究愈々深クシテ之カ應用益々廣キヲ得バ、源泉分流共ニ滾々トシテ盡クルコトナク、此種生産ノ増加亦隨テ旺盛ナルヲ致サム故ニ、理化學ノ研究ト之カ應用トヲ遺憾ナカラシメムガ爲、茲ニ理化學研究所ヲ設置スルハ定ニ刻下時勢ノ切要ニ應ズルモノナリ。

殊ニ今次歐洲ノ戰亂アリテ以來列國トノ通商交通一時ニ杜絶セラレ、若ハ甚シク制限セラレ交戰國ハ數多ノ重要品



ノ輸出ヲ禁止シタル爲、我邦藥業者及工業者ハ何レモ其ノ必要トスル藥品又ハ原料ノ中之ヲ得ル能ハザルモノヲ生ジ、當時政府ハ是等ニ對シ種々劃策スル所アリシガ時局ハ實ニ幾多重要ナル教訓ヲ我邦人ニ與ヘタリ。隨テ今後醫術上ニ於テハ藥劑ノ獨立ヲ完ウスルノ必要アルコト、又工業上ニ於テハ其ノ基礎タルベキ一定ノ物質ハ之方自給ノ途ヲ確立セザルベカラザルコト、殊ニ國防上ニ於テ軍事材料ノ獨立ヲ確保スベキコトヲ一般ニ覺知セシメタリ。就中最モ重要ノ教訓トスベキハ智能上ニ於テ、我邦復タ從來ノ如ク常ニ歐米列國ニ倚賴スベカラザルコトヲ深く感悟セシメタルコト即チ是ナリ。

要之理化學ノ獨創的研究ヲ旺盛ナラシメ、以テ工業其ノ他一般産業ノ發達ヲ期スルト共ニ我邦人ノ發明能力ヲ發揮シテ、智能上ノ生産力ヲ充實スルハ、我邦目下ノ急務ナルノミナラズ、永遠ニ富強ノ基礎ヲ鞏固ナラシムル所以ニシテ、理化學研究所ノ設置ハ此目的ヲ達セムトスルニ外ナラズ。吾人這般之ガ設立ヲ企圖スルヤ、政府ハ理化學研究所國庫補助法ヲ發布シテ十年間ニ二百萬圓ノ補助金ヲ交付セラレムトシ、畏クモ、皇室ニ於テモ亦御下賜金ノ御内儀アルヲ拜聞セリ。希クバ江湖ノ諸士吾等ノ意ノ在ル所ヲ諒トセラレ、奮テ此舉ニ贊同シ、十分ノ助力ヲ與ヘラレムコトヲ。

大正四年四月

大正四年六月時の首相大隈重信は理化學研究所の設立を促進せんが爲に、内務、大藏、文部及農商務各省の關係當局、學者及實業家を招致して設立協議會を開き、越えて大正五年一月澁澤榮一外十一名連署して左の如く内閣總理大臣、大藏大臣及農商務大臣に對し、理化學研究所の設立に關して政府の補助を仰がんことを建議した。

#### 理化學研究所設立ニ關スル建議

世界ノ文運ニ貢獻シ以テ益々國威ヲ宣揚スルト共ニ、百般工業ノ根本ヲ啓沃シ、以テ國富ノ増進ヲ期センニハ、理化學ニ關スル獨創的研究ヲ旺盛ナラシメザルベカラズ。而カモ今次ノ歐洲戰亂ハ今後益々軍事材料ノ獨立、工業物資ノ自給ヲ企畫スルノ緊要ナルコトヲ教ヘ、吾人ヲシテ理化學研究ノ必要ヲ愈々痛切ニ覺知セシメタリ。然ルニ我國ニ在リテハ、從來此種ノ研究機關ニ於テ闕クル所アルヲ以テ、民間有志ニ於テ理化學研究所設立ノ計畫アリ。然ルニ此事業タルヤ、少ナカラザル資金ヲ要シ、民間有志ノ釀金ノミヲ以テハ到底所期ノ目的ヲ達スル事能ハザルガ故ニ、政府ハ國家事業トシテ之ヲ助成シ、理化學ノ研究ヲシテ遺憾ナカラシメ、以テ國運ノ發展ヲ期スル爲メ、速カニ適當ノ措置ヲ採ラム事ヲ切望ス

右別紙豫算概算書相添へ、謹テ及建議候也(豫算概算書省略)

大正五年一月二十一日

政府に於ても研究機關設置の必要を認めて居たので前記大正五年一月の建議に基き、第三十七議會に理化學を研究する公益法人に對し國庫補助を爲す法律案と大正五年度に於て補助すべき金二十五萬圓の追加豫算とを提出して共に兩院の協賛を得、かくて五年三月七日左記法律第十六號が制定せられた。

第一條 産業ノ發達ニ資スル爲理化學ヲ研究シ其ノ成績ノ應用ヲ圖ルコトヲ目的トスル公益法人ノ一ニ對シ政府ハ本法施行ノ日ヨリ十年ヲ限り毎年二十五萬圓以内ヲ補助スルコトヲ得  
前項補助金ノ總額ハ二百萬圓ヲ超ユルコトヲ得ス



第二條 前條法人ノ業務ハ農商務大臣ノ監督ニ屬ス

農商務大臣ハ前條ノ規定ニ依リ補助ヲ受ケタル法人ノ業務ヲ指揮監督シ之カ爲必要ナル命令又ハ處分ヲ爲スコトヲ得

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

理化學研究所の如き學術の研究を目的とする法人は、教育學藝の中央行政官廳たる文部大臣の監督に屬せしむるを至當とするに拘らず、前記法律に於て特に之を農商務大臣の監督に屬せしめたのは、當時此の如くせざれば實業家等より十分の資金を集むることを困難とする一種の事情が存在したが爲である。

此法律の施行期日は大正六年三月二十六日勅令第三十二號を以て左の如く定められた。

大正五年法律第十六號ハ大正六年三月二十六日ヨリ之ヲ施行ス

此の如く國庫補助の件も定まつたので、愈財團法人理化學研究所設立の申請となり、前述の如く大正六年三月二十日農商務大臣より許可せらるるに至つたのである。而して民間よりの寄附金は、大正六年三月十九日までに申込總額二百八萬七千圓に達したのであつた。理化學研究所設立のこと天聽に達し大正六年四月二十六日左の如く金百萬圓を下賜せられた。

財團法人理化學研究所

一金百萬圓 今般其ノ所設立ノ趣被聞食學術及産業御獎勵ノ思召ヲ以テ御補助トシテ大正六年以降十ヶ年間金十萬圓宛即前記ノ通下賜候條  
聖旨ヲ奉體シ黽勉努力以テ其ノ目的ヲ遂成セムコトヲ期スヘシ  
大正六年四月二十六日  
宮 内 省

理化學研究所に於ては右の恩賜金は基金として之を永遠に保存することとした。

理化學研究所の寄附行爲には皇族を總裁に奉戴することとなつて居るので、伏見宮貞愛親王を總裁に仰ぐこととした。政府は理化學研究所に對し、前記法律に依り大正五年度より同十一年度までに百六十五萬圓を補助した。尙ほこれは後日のことであるが大正十二年四月四日更に左記法律第四十號が公布せられた。

大正五年法律第十六號中左ノ通改正ス

第一條中「十年」ヲ「十七年」ニ、「二百萬圓」ヲ「四百十五萬圓」ニ改ム

附 則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

大正六年五月三十日文部省告示第一百號を以て左の如く美術展覽會規程中に改正が行はれた。

明治四十二年文部省告示第九十號美術展覽會規程中左ノ通り改正ス

第三條第四項削除

第六章 大正八年世界大戰直後に至るまで



第九條 同一人ノ出品ハ日本畫、西洋畫及彫刻ノ各部ニ付二點以內トス

第十一條ノ二 出品ハ一點ニ付幅四間ヲ超ユルコトヲ得ス  
各出品人ノ占メ得ヘキ陳列壁面ハ各部毎ニ幅四間迄トス

同一部ニ於ケル一人ノ出品二點ニシテ其ノ幅合セテ四間ヲ超ユルトキハ其ノ出品ハ一定日數毎ニ陳列替ヲ爲スモノトス

會場ノ都合ニ依リ出品ノ全部ヲ同時ニ陳列スルコト能ハスト認ムルトキハ一定日數毎ニ陳列替ヲ爲スコトアルヘシ

陳列替ニ關スル事項ハ當該部會ノ意見ヲ聽キ委員長之ヲ定ム

出品ノ丈高キニ過キ陳列ニ不便ナリト認メタルモノハ其ノ表裝ヲ適宜變更セシムルコトアルヘシ

第二十八條中「二點以上」ヲ「二點」ニ改ム

大正六年八月二十七日文部省令第九號を以て左の如く傳染病研究所検査規程が定められた。  
傳染病研究所検査規程左ノ通定ム

傳染病研究所検査規程

第一條 傳染病研究所ハ豫防、消毒、治療材料（診斷材料ヲ含ム）ノ検査及病原ノ檢索上排泄物、分泌物又ハ血液等ニ就キ細菌學的検査ヲ請フ者アルトキハ其ノ請求ニ應ジ検査ノ成績書ヲ交付ス

第二條 検査ノ請求及検査料ノ納付ニ關スル手續並料率ハ東京帝國大學總長ニ於テ文部大臣及内務大臣ノ認可ヲ受

ケ之ヲ定ム

第三條 本令ニ依リ検査ヲ受ケタル物ニ就キ廣告揭示印刷物又ハ容器包紙ニ傳染病研究所ノ保證、検査濟其ノ他之ニ類スル文字ヲ記入スルコトヲ得ス検査ノ成績ヲ表示セントスル場合ニハ其ノ成績ノ全文ヲ記載スヘシ之ヲ増減變更スルコトヲ得ス

前項ノ規定ニ違反シタル者又ハ傳染病研究所ノ検査ヲ詐稱シタル者ハ拾圓以下ノ科料ニ處ス

大正七年九月四日左記勅令第三百三十六號が發せられた。

氣象ニ關スル事務ニ從事セシムル爲中央氣象臺ニ臨時左ノ職員ヲ置ク

技師 專任二人

技手 專任六人

書記 專任一人

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

大正七年赤星鐵馬は財團法人啓明會を東京に設立した。これは學術研究其他に對して援助を爲すことを目的とするものである。前に述べた如く帝國學士院に於ては學術研究に對する奨勵補助を爲し來つたのであり、又次に述べる如く文部省に於ても新に自然科學研究に對する補助を爲すこととなつたが、廣く學術研究に對する補助を目的とする公益法人



が設立せられたのは右の啓明會を以て嚆矢とする。

文部省に於ては自然科学の研究を奨励する爲に、大正七年度より毎年金拾五萬圓を支出して、研究者に補助することとした。(此金額は後年に於て變更を免れなかつた。)

大正八年四月十日法律第四十四號を以て左の如く史蹟名勝天然紀念物保存法が定められた。

史蹟名勝天然紀念物保存法

第一條 本法ヲ適用スヘキ史蹟名勝天然紀念物ハ内務大臣之ヲ指定ス

前項ノ指定以前ニ於テ必要アルトキハ地方長官ハ假ニ之ヲ指定スルコトヲ得

第二條 史蹟名勝天然紀念物ノ調査ニ關シ必要アルトキハ指定ノ前後ヲ問ハス當該吏員ハ其ノ土地又ハ隣接地ニ立入り土地ノ發掘障礙物ノ撤去其ノ他調査ニ必要ナル行爲ヲ爲スコトヲ得

第三條 史蹟名勝天然紀念物ニ關シ其ノ現狀ヲ變更シ又ハ其ノ保存ニ影響ヲ及ホスヘキ行爲ヲ爲サムトスルトキハ地方長官ノ許可ヲ受クヘシ

第四條 内務大臣ハ史蹟名勝天然紀念物ノ保存ニ關シ地域ヲ定メテ一定ノ行爲ヲ禁止若ハ制限シ又ハ必要ナル施設ヲ命スルコトヲ得

前項ノ命令若ハ處分又ハ第二條ノ規定ニ依ル行爲ノ爲損害ヲ被リタル私人ニ對シテハ命令ノ定ムル所ニ依リ政府之ヲ補償ス

第五條 内務大臣ハ地方公共團體ヲ指定シテ史蹟名勝天然紀念物ノ管理ヲ爲サシムルコトヲ得

前項ノ管理ニ要スル費用ハ當該公共團體ノ負擔トス

國庫ハ前項ノ費用ニ對シ其ノ一部ヲ補助スルコトヲ得

第六條 第三條ノ規定ニ違反シ又ハ第四條第一項ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者ハ六月以下ノ禁錮若ハ拘留又ハ百圓以下ノ罰金若ハ科料ニ處ス

附則

本法施行ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

本法施行ノ期日ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

古社寺保存法第十九條ハ本法施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス

右の附則に依り廢止せられた古社寺保存法第十九條は「名勝舊蹟ニ關シテハ社寺ニ屬セサルモノト雖仍本法ヲ準用スルコトヲ得」との規定である。

尙ほ史蹟名勝天然紀念物保存法は大正八年勅令第二百六十一號に依り同年六月一日より施行せられた。

大正八年六月十一日勅令第二百八十二號を以て左の如く中央氣象臺官制中に改正が行はれた。

中央氣象臺官制中左ノ通改正ス

第二條 中央氣象臺ハ左ノ事務ヲ掌ル

一 全國氣象調査及報告

第六章 大正八年世界大戰直後に至るまで



- 二 東京氣象觀測
  - 三 全國天氣豫報、暴風警報
  - 四 東京地方天氣豫報、暴風警報
  - 五 高層氣象觀測及調査
  - 六 海洋氣象調査
  - 七 全國地震調査
  - 八 東京地震觀測
  - 九 地磁氣、空中電氣ノ觀測及調査
  - 十 津浪ノ調査及研究
  - 十一 一般氣象ニ關スル事項ノ研究
  - 十二 氣象器械、地震器械ノ檢定
- 第五條中「四人」ヲ「八人」ニ改ム
- 第六條中「二十八人」ヲ「三十八人」ニ改ム
- 第九條中「和歌山縣下潮岬」ノ下ニ「高知縣下室戸」ヲ加フ

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

大正八年七月五日文部省告示第百九十一號を以て左の如く美術展覽會規程中に改正が行はれた。

明治四十二年文部省告示第百九十號美術展覽會規程中左ノ通改正ス

第三條中第二項第三號ヲ「前回ノ美術展覽會ニ於テ特選ヲ受ケタル者ノ出品」ニ改ム

第三條第三項ヲ削ル

第十五條ヲ「出品ハ額面ト爲シ又ハ梓、縁ヲ附スル等出品人ニ於テ適當ノ裝飾設備ヲ爲スヘシ」ニ改ム

乙號書式備考中「出品願書ノ署名ニハ必ス俗名ヲ用ヒ」トアルヲ「出品願書ノ署名ニハ必ス本名ヲ用ヒ」ニ改ム

大正八年九月六日勅令第四百十七號を以て左の如く帝國美術院規程が定められた。

帝國美術院規程

第一條 帝國美術院ハ文部大臣ノ管理ニ屬シ美術ノ發達ヲ裨補スルヲ以テ目的トス

第二條 帝國美術院ハ文部大臣ノ諮詢ニ應シ美術ニ關スル意見ヲ開申ス

帝國美術院ハ美術ニ關スル重要ノ事項ニ付文部大臣ニ建議スルコトヲ得

第三條 帝國美術院ハ院長一人及會員十五人以内ヲ以テ之ヲ組織ス

第四條 院長及會員ハ美術ニ關シ聲望閑歴卓越スル者ノ中ヨリ文部大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ス

院長及會員ハ勅任官ノ待遇ヲ受ク

第五條 院長ハ院務ヲ總理ス

院長事故アルトキハ文部大臣ノ指定シタル會員其ノ職務ヲ代理ス

第六章 大正八年世界大戰直後に至るまで



第六條 帝國美術院ニ幹事ヲ置ク文部部内ノ高等官中ヨリ文部大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ス  
幹事ハ院長ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ整理ス

第七條 帝國美術院ニ書記ヲ置ク文部部内ノ判任官中ヨリ文部大臣之ヲ命ス

書記ハ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス

第八條 帝國美術院ハ定期又ハ臨時ニ美術展覽會ヲ開ク

美術展覽會ニ關スル規程ハ帝國美術院文部大臣ノ認可ヲ經テ之ヲ定ム

第九條 美術展覽會ノ出品ヲ審査セシムル爲審査委員ヲ置ク

第十條 美術展覽會審査委員ハ委員長一人及委員若干人ヲ以テ之ヲ組織ス

委員長及委員ノ半數ハ文部大臣ノ奏請ニ依リ、委員ノ他ノ半數ハ帝國美術院ノ推薦ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ス  
委員長ノ任期ハ三年トシ委員ノ任期ハ一年トス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

美術審査委員會官制ハ之ヲ廢止ス

美術審査委員會は明治四十年文相牧野の時に創設せられて以來、毎年開催せらるる官設美術展覽會の鑑査審査に従事し我美術の獎勵發達の上に多大の功績を挙げ來つたが、尙ほ一步を進めて學術のアカデミーたる帝國學士院と相並びて美術のアカデミーたる帝國美術院を創設すべしとの議が起り、前記の如く文相中橋の手に依て之が實現を見るに至つたのである。院長には森林太郎、會員には始より美術審査委員として盡力した美術の大家が任命せられた。帝國美術院を

設くるに就て政府の意圖は從來文部省の美術展覽會に對抗しつつあつた所謂美術院派の下村觀山、横山大觀等をも誘致して眞に總ての美術大家を網羅するの組織と爲さんとするに在つたが、此ことは種々の事情の爲に實現するに至らなかつた。尙ほ美術展覽會は今後帝國美術院の事業として行はるることとなつた。

從來美術展覽會は文部省直接の事業であつたが、今回帝國美術院の創設に伴ひ、美術展覽會は帝國美術院の事業に移さるることとなつたので、大正八年九月十六日同院は文部省の認可を経て左の如く帝國美術院美術展覽會規程を定めた。

帝國美術院ニ於テ今般帝國美術院美術展覽會規程ヲ左ノ通定メタリ  
帝國美術院美術展覽會規程

第一章 總則

第一條 本會ノ定期開設ハ毎年一回トス會場、事務所及會期ハ其ノ都度之ヲ公告ス

第二條 本會ハ之ヲ左ノ三部ニ分ツ

第一部 日本畫

第二部 西洋畫

第三部 彫刻

第三條 出品ハ鑑査ヲ經タルモノニ限り之ヲ陳列ス

左ノ諸號ノ一ニ該當スル出品ハ鑑査外トス

一 帝國美術院會員ノ出品

第六章 大正八年世界大戰直後に至るまで



- 二 審査委員又ハ審査委員タリシ者ノ出品
  - 三 帝國美術院ニ於テ推薦シタル者及各部ニ屬スル委員四分ノ三以上ノ同意ニ依リ推薦シタル者ノ出品
  - 四 前回ノ美術展覽會ニ於テ特選セラレタル者ノ出品
- 美術審査委員會官制ニ依ル美術審査委員及文部省美術展覽會ニ於テ推薦又ハ特選セラレタル者ハ前項ノ審査委員及推薦又ハ特選セラレタル者ト看做ス
- 第四條 出品ノ荷造及運送費ハ總テ出品人ノ負擔トス但シ遠隔ノ地ニ在ル出品團體ニ對シテハ文部省ヨリ特ニ其ノ費用ノ一部ヲ補助スルコトアルヘシ
- 第五條 本會ハ出品ノ保管ニ關シ十分ノ注意ヲ爲スト雖出品ノ紛失若ハ損害ニ對シ一切其ノ責ニ任セス
- 第六條 出品人ノ承諾ヲ得且帝國美術院ノ許可ヲ得ルニアラサレハ出品ノ撮影若ハ摸寫ヲ爲スコトヲ得ス
- 前項ノ許可ヲ得タル者會場ニ於テ出品ノ撮影若ハ摸寫ヲ爲サントスルトキハ許可證ヲ事務員ニ提示シテ其ノ指揮ヲ受クヘシ
- 文部省ハ出品ヲ撮影摸寫シ又ハ之ヲ刊行スルコトアルヘシ

第二章 出品

- 第七條 出品ハ自己ノ製作シタルモノニ限ル
- 故人ノ製作ニ係ルモノハ其ノ相續人ニ於テ之ヲ出品スルコトヲ得
- 第八條 第三部ノ出品ニシテ原型製作者ト實材製作者ト其ノ人ヲ異ニスルトキハ原型製作者ノミ其ノ出品人トナルコトヲ得

- 第九條 同一人ノ出品ハ第一乃至第三ノ各部ニ付二點以內トス
- 第十條 出品ノ形狀表裝等ノ如何ニ拘ラス同一意匠ニ依レル一箇ノ作品ト認メ得ヘキモノハ二箇以上ニ分離セルモノト雖之ヲ一點ト看做ス
- 前項ノ事實ハ審査委員ノ認定ニ依ル
- 第十一條 同一意匠ニ依ラサル數個ノ作品ト雖之ヲ一箇ニ表裝シタルモノハ之ヲ一點ト看做ス
- 第十二條 出品ハ一點ニ付幅四間ヲ超ユルコトヲ得ス
- 各出品人ノ占メ得ヘキ陳列壁面ハ各部毎ニ幅四間迄トス
- 同一部ニ於ケル一人ノ出品二點ニシテ其ノ幅合セテ四間ヲ超ユルトキハ其ノ出品ハ一定日數毎ニ陳列替ヲ爲スモノトス
- 會場ノ都合ニ依リ出品ノ全部ヲ同時ニ陳列スルコト能ハスト認ムルトキハ一定日數毎ニ陳列替ヲ爲スコトアルヘシ
- 陳列替ニ關スル事項ハ當該部會ノ意見ヲ聞キ委員長之ヲ定ム
- 出品ノ丈高キニ過キ陳列ニ不便ナリト認メタルモノハ其ノ表裝ヲ適宜變更セシムルコトアルヘシ
- 第十三條 左ニ掲クルモノハ出品スルコトヲ得ス
- 一 製作後五年以上ヲ經タルモノ
  - 二 本會又ハ文部省美術展覽會ニ陳列シタルコトアルモノ
  - 三 風教ニ害アリト認ムルモノ



第十四條 出品ヲ爲サントスル者ハ甲號書式ノ願書、乙號書式ノ解説書及作品ヲ事務所ニ差出スヘシ其ノ期日等ハ別ニ之ヲ公告ス

故人ノ作品ヲ出品スル場合ニハ前項ノ解説書ニ製作者ノ氏名及履歴ヲ記入スヘシ

作品ニハ一點毎ニ命題及出品人氏名ヲ記シタル紙片ヲ貼付スヘシ

第十五條 事務所ニ於テ出品ヲ受理シタルトキハ直ニ受領證ヲ交付スヘシ

第十六條 出品ハ額面ト爲シ又ハ梓、縁ヲ附スル等出品人ニ於テ適當ノ裝飾設備ヲ爲スヘシ

第十七條 鑑査ノ上陳列セスト定メタル作品ハ本會ノ通知ニ依リ出品人ニ於テ遲滞ナク之ヲ搬出スヘシ若シ通知ヲ發シタル日ヨリ二十日ヲ經ルモ之ヲ搬出セサルトキハ本會ニ於テ相當ノ處置ヲ爲スヘシ

第十八條 本會ニ於テ定メタル陳列品ノ位置配列等ニ對シ出品人ハ異議ヲ申立ツルコトヲ得ス

### 第三章 鑑査及審査

第十九條 審査委員ハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ第一乃至第三ノ各部ニ分屬ス

各部ノ委員ハ其ノ互選ニ依リ主任一人ヲ定ム

第二十條 出品ノ鑑査及審査ハ各部ニ就キ審査委員之ヲ行フ

第二十一條 陳列品ハ總テ審査ヲ受クルモノトス

第二十二條 第三條第二項第一號乃至第三號ニ該當スル出品ハ審査外トス

出品人ハ其ノ出品ノ審査ヲ拒ムコトヲ得ス

出品人ハ鑑査若ハ審査ニ對シテ異議ヲ申立ツルコトヲ得ス

第二十三條 鑑査及審査ハ其ノ部ニ屬スル委員半數以上ノ出席アルニアラサレハ之ヲ行フコトヲ得ス

第二十四條 委員ハ各出品ニ就キ解説書ヲ參照シテ鑑査及審査ヲ爲スヘシ

第二十五條 鑑査ハ出品ニ就キ陳列スヘキモノヲ定ムルモノトス

前項ノ決定ハ出席委員過半數ノ同意ニ依ル

第二十六條 審査ハ陳列品ニ就キ優秀ナルモノヲ特選スルモノトス

委員ハ各自特選ニ相當スト思料スル作品若干點ヲ選定シ主任ハ委員ノ提案ヲ取纏メ之ヲ委員會ニ附議シ特選スヘキモノヲ審議評定シテ之ヲ委員長ニ報告スヘシ

第二十七條 委員長ハ各部ノ報告ニ依リ特選スヘキモノヲ確定シ之ヲ帝國美術院長ニ報告スヘシ

### 第四章 推薦、特選及買上

第二十八條 第三條ニ依リ推薦セラレタル者ニ對シテハ帝國美術院長ヨリ其ノ旨ヲ通知スルモノトス

第二十九條 特選セラレタル作品ニ關シ帝國美術院長ヨリ其ノ出品人ニ丙號書式ノ特選狀ヲ授與ス

第三十條 同一人ニシテ同一部ニ二點出品シタル場合ニ於ケル特選ハ審査ニ於テ優秀ト評定セラレタル一點ニ就テノミ之ヲ爲ス

第三十一條 出品人ハ特選ヲ拒ムコトヲ得ス

第三十二條 政府ニ於テ買上クヘキ作品ハ買上品審査委員ノ意見ヲ聞キ優秀ト認ムル出品中ヨリ文部大臣之ヲ選定ス

買上品審査委員ハ帝國美術院會員及審査委員中ヨリ文部大臣之ヲ命ス



第五章 賣約及搬出

第三十三條 陳列品ハ本會ニ於テ其ノ賣買契約ヲ取扱フモノトス出品人ニ於テ本會ヲ經スシテ賣買契約ヲ爲サントスルトキハ本會ノ承認ヲ經ヘシ

第三十四條 陳列品ヲ購買セントスル者ハ代金ヲ添ヘテ事務所ニ申出ツヘシ

第三十五條 即時ニ代金ヲ支拂ハサルトキハ手附ヲ以テ賣買契約ヲ爲スコトヲ得手附ノ金額ハ代價ノ三分ノ一以上トス

前項ノ買主カ閉會後七日以内ニ殘餘代金ノ支拂ヲ爲ササルトキハ手附金ハ之ヲ拋棄シタルモノト看做ス但シ拋棄シタル手附金ハ當該出品人ノ所得トス

第三十六條 賣買契約ヲ爲シタルトキハ出品札ニ其ノ旨ヲ貼紙スヘシ

第三十七條 出品人ニ於テ陳列品ノ代價ヲ變更セントスルトキハ事務所ニ届出ツヘシ

第三十八條 出品人ニ於テ出品及代金受領等ノ爲テ代理人ヲ置キタルトキハ其ノ住所氏名ヲ具シ事務所ニ届出ツヘシ

第三十九條 陳列品ハ開會中ニ搬出スルコトヲ得ス

第四十條 出品ノ搬出期間ハ閉會後七日以内トス若シ期間内ニ搬出セサル者アルトキハ本會ニ於テ相當ノ處置ヲ爲スヘシ

第四十一條 陳列品中賣約濟ノモノハ閉會後買主ニ於テ之ヲ搬出スヘシ

前項ノ場合ニ於テハ代金受取證ヲ提示シ自己ノ買主タルコトヲ證明スルコトヲ要ス

第四十二條 閉會後陳列品ノ搬出運送等ニ關シ買主ノ依頼アルトキハ事務所ハ買主ノ費用ヲ以テ之ニ應スルコトアルヘシ

第六章 觀覽

第四十三條 觀覽時間ハ開會中毎日午前九時ヨリ午後五時迄トス但シ都合ニ依リ之ヲ伸縮シ又ハ觀覽ヲ停止スルコトアルヘシ

第四十四條 觀覽人ハ陳列品ニ觸ルルコトヲ得ス

第四十五條 觀覽人ニシテ秩序風俗ヲ紊ルノ虞アリト認ムル者ハ入場ヲ禁シ又ハ退場セシムルコトアルヘシ

第四十六條 觀覽人ハ靜肅ヲ旨トシ且事務所ノ指揮ニ從フヘシ

(甲號書式) (略)

(乙號書式)

解 說 書					
部 名	番 號	命 題	代 價	出 品 人	住 所
				職 業	氏 名
命題ノ説明ヲ記スヘシ					
師傳若ハ履歷ヲ記スヘシ					
非賣品ハ代價ノ欄ニ非賣品ト書スヘシ					
故人ノ作品ヲ出品スル場合ニハ履歷ノ欄ニ製作者ノ氏名及履歷ヲ書スヘシ					
備考 京都陳列會へ出品スルコトヲ希望セサルトキハ其ノ旨備考欄内ニ記入スヘシ					



(出品願書ノ署名ニハ必ス本名ヲ用ヒ且ツ氏名ニハ假名ヲ附スヘク雅號ハ氏名ノ側ニ之ヲ記スヘシ  
(丙號書式) (略)

大正八年大原社會問題研究所が岡山縣倉敷に設立せられた。

## 第二十四款 學校等職員關係

### 第一項 學校等職員の資格

#### 第一目 學校教員の資格

##### (第一) 小學校教員の資格

小學校教員の資格は一に小學校令及施行規則の定むる所に依るのである。

明治四十年三月勅令第五十二號を以て小學校令中に改正が行はれ、義務教育年限が延長せられ、從て尋常小學校の修業年限が四箇年から六箇年に延長せらるることとなつたのに伴ひ、同年三月文部省令第六號を以て小學校令施行規則中に改正が行はれ、尋常小學校本科正教員、尋常小學校准教員及小學校准教員の檢定試験の程度が高められ、又小學校專科正教員の檢定試験に於て、從來受験科目の教授法を附帶して試験したのが教育の主要及受験科目の教授法を附帶して試験することに改められ、其他府縣知事又は文部省直轄學校長より或人に就き普通免許狀の授與を文部大臣に申請し得る場合の條件等にも改正が加へられた。(初等普通教育の款參照)

明治四十二年四月文部省令第十二號を以て小學校令施行規則中に改正が行はれ、小學校教員の無試験檢定を受け得る

者の要件に就き改正が加へられた。(初等普通教育の款參照)

明治四十四年七月文部省令第二十四號を以て小學校令施行規則中に改正が行はれ、小學校專科正教員の試験科目中の商業を商業、英語に分つことを得ることが定められた。(初等普通教育の款參照)

大正二年七月勅令第二百五十八號を以て小學校令中に改正が行はれ、從來の普通免許狀及府縣免許狀の區別を廢し「免許狀ハ府縣知事之ヲ授與シ全國ニ通シテ有效トス」と規定せられ(第四十條)尙ほ改定勅令の附則に於て「本令施行前府縣知事ニ於テ授與シタル免許狀ハ本令ノ免許狀ト同一ノ效力ヲ有ス明治二十五年勅令第四十號ニ依リ北海道廳長官ニ於テ授與シタル免許狀ニ付亦同シ」と規定せられた。(初等普通教育の款參照)

大正二年七月文部省令第二十號を以て小學校令施行規則中に改正が行はれ、小學校准教員、尋常小學校本科正教員及尋常小學校准教員の檢定試験科目に關し改正が加へられた。(初等普通教育の款參照)

大正八年三月文部省令第六號を以て小學校令施行規則中に改正が行はれ、小學校教員の無試験檢定を受け得る者の要件、小學校准教員、小學校專科正教員、尋常小學校本科正教員及尋常小學校准教員の檢定試験科目等に改正が行はれた。(初等普通教育の款參照)

尙ほ幼稚園の保姆、盲啞學校及小學校に類する各種學校の教員の資格に關しては此期に於て別に變更はなかつた。

##### (第二) 師範學校、中學校及高等女學校教員の資格

師範學校中學校高等女學校の教員の資格に關しては、

明治四十年四月二十五日文部省令第十三號を以て左の如く教員檢定に關する規程中に改正が行はれた。

明治三十三年文部省令第十號教員檢定ニ關スル規程中左ノ通改正ス



第二條第一項中「家事及裁縫」ヲ「家事 裁縫」ニ改ム

同條第二項中「算術代數幾何、三角法」ヲ「算術代數幾何三角法」ニ、「四部」ヲ「三部」ニ改メ「圖畫ハ毛筆畫用器畫、鉛筆畫用器畫ノ二部ニ家事及裁縫ハ家事、裁縫ノ二部ニ」ヲ削ル

同條第三項中「三角法ハ算術代數幾何ニ」ヲ削リ「解析幾何ハ」ノ下ニ「算術代數幾何」ヲ加フ  
第六條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ試驗檢定ヲ受クルコトヲ得

- 一 中學校ヲ卒業シタル者
  - 二 修業年限四箇年以上ノ高等女學校ヲ卒業シタル者
  - 三 專門學校入學者檢定規程ニ依ル試驗檢定ニ合格シタル者
  - 四 專門學校入學者檢定規程第八條第一號ニ依リ一般ノ專門學校入學ニ關シ指定ヲ受ケタル者
  - 五 小學校本科正教員ノ免許狀ヲ有スル者
  - 六 明治四十二年二月以前ニ於テ教員免許令ニ依リ授與セラレタル教員免許狀ヲ有スル者
- 第六條ノ二 前條ノ外左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ某學科目ニ限り試驗檢定ヲ受クルコトヲ得
- 一 英語科、佛語科、獨語科ニ在リテハ外國ニ於テ師範學校、中學校、高等女學校ニ準スヘキ學校ヲ卒業シタル者
  - 二 數學科、物理及化學科、博物科ニ在リテハ文部大臣ニ於テ適當ト認定シタル學校ヲ卒業シタル者
  - 三 裁縫科ニ在リテハ高等女學校ニ於ケル修業年限三箇年以上ノ技藝專修科ヲ卒業シタル者
  - 四 農業科ニ在リテハ徵兵令第十三條ニ依リ中學校ト同等以上ト認定セラレタル甲種農業學校ヲ卒業シタル者

- 五 商業科ニ在リテハ徵兵令第十三條ニ依リ中學校ト同等以上ト認定セラレタル甲種商業學校ヲ卒業シタル者
  - 六 手工科ニ在リテハ徵兵令第十三條ニ依リ中學校ト同等以上ト認定セラレタル工業學校ヲ卒業シタル者
- 第八條中「程度ヲ標準トシ」ノ下ニ「教育ノ大意及」ヲ加フ
- 第十一條 國語及漢文科、數學科、圖畫科ノ試驗檢定ヲ受ケタル者ニシテ國語及漢文科ニ在リテハ國語、漢文ノ一、數學科ニ在リテハ算術代數幾何、圖畫科ニ在リテハ毛筆畫用器畫、鉛筆畫用器畫ノ一ニ關シ成績佳良ナルトキハ教員檢定委員會長ハ其ノ部分ノ成績ニ關シ證明書ヲ授與スヘシ
- 前項ノ證明書ヲ受ケタル者ニシテ更ニ同一學科目ニ就キ試驗檢定ヲ出願シタルトキハ其ノ證明書ニ記載シタル部分ノ試驗ヲ省ク

附 則

本令ハ明治四十二年三月一日ヨリ之ヲ施行ス

左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ第六條ノ規定ニ拘ラス試驗檢定ヲ受クルコトヲ得但シ第一號ニ該當スル者ニ關シテハ本令施行後三箇年間ニ限ル

- 一 本令公布ノ際現ニ師範學校、中學校又ハ高等女學校ノ教員ノ職ニ在ル者
- 二 前號ニ該當スル者シテ試驗檢定ヲ受ケ教員免許狀ヲ授與セラレタル者

右の改正に於て第八條中に受験者に対して當該受験科目の外教育學の大意をも併せて試験することとした趣旨は、當時文部省普通學務局長より各地方長官に充てた左記依命通牒を見ると明である。

今般本省令第十三號ヲ以テ教員檢定ニ關スル規程中改正公布相成候處右ノ内豫備試驗ニ於テ教育ノ大意ヲモ試験ス



ルコトニ相成候ハ畢竟教員ハ當該學科ニ精通スルノ外少クモ教育學ノ大要ニ通スルヲ必要ト認メタルニ因ル儀ニ候就テハ師範學校中學校高等女學校ノ教員ニシテ從來教育學ヲ修メタルコトナキ者ニハ其ノ既ニ教員免許狀ヲ有スル者ト雖自修其他適當ノ方法ニヨリ右ニ關スル知識ヲ習得候様特ニ注意セシメラレ度(以下略)

明治四十一年三月十三日文部省令第六號を以て左の如く教員檢定に關する規程中に改正が行はれた。

明治三十三年文部省令第十號教員檢定ニ關スル規程中左ノ通改正ス

第五條本文ヲ左ノ如ク改メ同條第五號ヲ削除ス

左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ文部大臣ノ適當ト認メタル學科目ニ關シ無試験檢定ヲ受クルコトヲ得

第七條ニ左ノ一項ヲ加フ

第二條但シ書ノ修身若ハ教育ノ免許狀ヲ有セサル者ニ對スル法制及經濟ノ本試験ハ修身若ハ教育ノ本試験ニ合格スルニアラサレハ之ヲ行ハス

第一號書式中「師範學校(中學校)(女子師範學校師範學校女子部)(高等女學校)教員」ヲ「第一種學校教員師範學校中學校又ハ女子師範學校師範學校女子部又ハ高等女學校ノ教員タルモノ」ニ改ム

同日又文部省令第七號を以て左の如く定められた。

明治三十三年勅令第三百三十四號教員免許令第三條ニ依リ又ハ同令施行前ニ授與シタル師範學校中學校女子師範學校師範學校女子部又ハ高等女學校ノ教員免許狀ニ記載ノ學科目ニ就キテハ其ノ免許狀ノ效力ハ交互他ノ學校ニ及フ但

シ女子師範學校師範學校女子部及高等女學校ノ教員免許狀ノ效力ハ師範學校中學校ニ及ハス

明治四十一年十一月二十六日文部省令第三十二號を以て左の如く教員檢定に關する規程が改正せられた。

明治三十三年文部省令第十號教員檢定ニ關スル規程ヲ改正スルコト左ノ如シ

教員檢定ニ關スル規程

第一條 教員檢定ハ受験人ノ學力、品行、身體ニ就キ之ヲ行フ

第二條 檢定ヲ爲スヘキ學科目左ノ如シ但シ法制及經濟ノ試験檢定ハ修身若ハ教育ノ免許狀ヲ有スル者ノ外修身若ハ教育ヲ併セテ出願スルニアラサレハ之ヲ行ハス此ノ場合ニ於テハ其ノ手数料ニ關シテハ之ヲ一學科目ト看做ス

修身	教育	國語及漢文	英語	佛語
獨語	歷史	地理	數學	物理及化學
博物	法制及經濟	習字	圖畫	家事
裁縫	體操	音樂	簿記	農業
商業	手工	手藝		

歷史ハ日本史東洋史、西洋史ノ二部ニ數學ハ算術代數幾何、三角法、解析幾何、微積分ノ四部ニ物理及化學ハ物理、化學ノ二部ニ博物ハ動物及生理、植物、礦物ノ三部ニ圖畫ハ毛筆畫用器畫、鉛筆畫用器畫ノ二部ニ分チ檢定ヲ出願スルコトヲ得此ノ場合ニ於テ一學科目ノ一部若ハ數部ノ檢定ヲ出願スルモ其ノ手数料ニ關シテハ一學科目ト看做ス



三角法ハ算術代數幾何ニ解析幾何ハ三角法ニ微分積分ハ解析幾何ニ合格シタル上ニアラサレハ檢定ヲ行ハス  
第三條 試驗檢定ハ每年少クトモ一回之ヲ行ヒ無試驗檢定ハ隨時之ヲ行フ

試驗檢定ノ出願期限、試驗ヲ爲スヘキ學科目及試驗施行ノ期日ハ豫メ之ヲ告示ス

第四條 檢定ヲ受ケムトスル者ハ第一號書式ノ願書ニ左ノ書類ヲ添ヘ試驗檢定ニ在リテハ豫備試驗ヲ受クヘキ者ハ其ノ受験地ノ地方廳其ノ他ノ者ハ便宜ノ地方廳ヲ經由シ無試驗檢定ニ在リテハ地方廳若ハ當該學校ヲ經由シテ文部大臣ニ出願スヘシ

一 第二號書式ノ履歷書及學業證書若ハ教員免許狀ノ寫

二 第三號書式ノ學校醫ノ身體檢查書但シ學校醫ノ設置ナキ地ニ在リテハ明治三十一年文部省令第七號第一條若ハ第二條ニ該當スル資格アル醫師ノ檢查書ヲ以テスルモ妨ケナシ地方長官又ハ當該學校長ハ本人ノ品行ニ就キ意見ヲ具申スルコトヲ要ス

第五條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ試驗檢定ヲ受クルコトヲ得

- 一 中學校卒業者
- 二 高等女學校卒業者
- 三 專門學校入學者檢定規程ニ依ル試驗檢定ニ合格シタル者
- 四 專門學校入學者檢定規程第八條第一號ニ依リ一般ノ專門學校入學ニ關シ指定ヲ受ケタル者
- 五 小學校本科正教員又ハ尋常小學校本科正教員ノ免許狀ヲ有スル者
- 六 明治四十二年二月以前ニ於テ教員免許令ニ依リ授與セラレタル教員免許狀ヲ有スル者

第六條 前條ノ外左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ某學科目ニ限リ試驗檢定ヲ受クルコトヲ得

- 一 外國ニ於テ師範學校、中學校、高等女學校ニ準スヘキ學校ヲ卒業シタル者ニ在リテハ英語科、佛語科、獨語科
- 二 文部大臣ニ於テ適當ト認定シタル學校ヲ卒業シタル者ニ在リテハ數學科、物理及化學科、博物科、裁縫科、手藝科
- 三 高等女學校ノ修業年限三箇年以上ノ技藝專修科ニ於テ主トシテ裁縫又ハ手藝ヲ學修シ卒業シタル者ニ在リテハ裁縫科又ハ手藝科
- 四 徵兵令第十三條ニ依リ中學校ト同等以上ト認定セラレタル甲種農學校ヲ卒業シタル者ニ在リテハ農業科
- 五 徵兵令第十三條ニ依リ中學校ト同等以上ト認定セラレタル甲種商業學校ヲ卒業シタル者ニ在リテハ商業科、簿記科
- 六 徵兵令第十三條ニ依リ中學校ト同等以上ト認定セラレタル工業學校ヲ卒業シタル者ニ在リテハ圖畫科、手工科

第七條 第七條第一號及第四號ニ該當スル者ニ在リテハ文部大臣ニ於テ適當ト認メタル學科

- 一 文部大臣ノ指定シタル學校ノ卒業者及選科修了者
- 二 第五條第一號乃至第五號ニ該當スル者ニシテ卒業者ノ教員無試驗檢定ニ關シ文部大臣ノ許可ヲ受ケタル公立、私立學校ニ入り三學年以上在學シテ卒業シタル者但シ修業年限四箇年ノ高等女學校ノ卒業者ニ在リテハ



修業年限ハ四箇年以上トス

三 第五條第一號乃至第五號ニ該當スル者又ハ中學校、高等女學校ト同等以上ノ學校ノ卒業者ニシテ更ニ外國ノ大學校若ハ之ニ準スヘキ學校ニ於テ修學シ學位若ハ卒業證書ヲ受領シタル者

四 外國ニ於テ師範學校、中學校、高等女學校ニ準スヘキ學校ヲ卒業シ更ニ大學校若ハ之ニ準スヘキ學校ニ入り修業シ學位若ハ卒業證書ヲ受領シタル者

第八條 試験檢定ヲ分チテ豫備試験及本試験トス但シ學科目ノ種類ニ依リ豫備試験ヲ行ハサルコトアルヘシ

豫備試験ヲ施行スル學科目ニ在リテハ豫備試験ニ合格シタル者ニアラサレハ本試験ヲ受クルコトヲ得ス

第二條但書ノ修身若ハ教育ノ免許狀ヲ有セサル者ニ對スル法制及經濟ノ本試験ハ修身若ハ教育ノ本試験ニ合格スルニアラサレハ之ヲ行ハス

第九條 試験ハ受験人出願ノ學科目ニ就キ其ノ教員タラムトスル學校ノ學科目ヲ教授スルニ足ルヘキ程度ヲ標準ト

シ教育ノ大意及教授法ヲ併セテ之ヲ行フモノトス但シ教育科出願者及教員免許令ニ依リ授與セラレタル教員免許狀竝小學校本科正教員免許狀ヲ有スル者ニ對シテハ本文教育ノ大意ニ關スル試験ヲ行ハス

第十條 豫備試験ハ願書經由ノ地方廳所在地ニ於テ之ヲ行フ

本試験ヲ行フ場所ハ其ノ都度之ヲ告示ス

第十一條 左ニ掲クル者ニシテ體操科ノ試験檢定ヲ出願シタルトキハ兵式體操ノ部分ヲ省ク

一 陸軍歩兵科士官

二 陸軍歩兵科下士任官後滿四年以上現役ニ服シタル者

第十二條 國語及漢文科ノ試験檢定ヲ受ケタル者ニシテ國語、漢文ノ一ニ關シ成績佳良ナルトキハ教員檢定委員會會長ハ其ノ部分ノ成績ニ關シ證明書ヲ授與スヘシ

前項ノ證明書ヲ受ケタル者ニシテ更ニ同一學科目ニ就キ試験檢定ヲ出願シタルトキハ其ノ證明書ニ記載セサル部分ニ就キ本試験ヲ行フ

第十三條 不正ノ方法ニ依リ試験ヲ受ケントシタル者及試験ニ關スル規定ニ違背シタル者ハ試験ヲ受クルコトヲ得ス

檢定ニ合格シタル後前項ノ事實發覺シタルトキハ其ノ合格ヲ無効トスルコトアルヘシ

附 則

第十四條 本令ハ明治四十二年三月一日ヨリ之ヲ施行ス

第十五條 明治三十二年文部省令第二十五號第二條ニ依リ許可ヲ受ケタル學校ニ現ニ在學スル生徒ニ對シテハ其ノ修業年限ハ第七條第二號ニ依ラサルコトヲ得

第十六條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ第五條及第六條ノ規定ニ拘ラス試験檢定ヲ受クルコトヲ得但シ第一號ニ該當スル者ニ關シテハ本令施行後三箇年間ニ限ル

一 明治四十年四月二十五日現ニ師範學校中學校高等女學校又ハ徵兵令第十三條ニ依リ中學校ト同等以上ト認定セラレタル實業學校ノ教員ノ職ニ在リタル者

二 前號ニ該當スル者ニシテ試験檢定ヲ受ケ教員免許狀ヲ授與セラレタル者

第十七條 明治四十年文部省令第十三號ハ之ヲ廢止ス

第六章 大正八年世界大戰直後に至るまで



- 第一號書式 教員檢定願 (略)
- 第二號書式 履歷書 (略)
- 第三號書式 身體檢查書記載方 (略)

明治四十二年二月九日文部省令第四號を以て左の如く教員檢定に關する規程第六條第二號に依る認定に關する規則が定められた。

明治四十一年文部省令第三十二號教員檢定ニ關スル規程第六條第二號ニ依ル認定ニ關スル規則ヲ定ムルコト左ノ如シ

- 第一條 教員檢定ニ關スル規程第六條第二號ニ依リ文部大臣ノ認定ヲ受ケムトスルトキハ其ノ學校設立者ニ於テ左ノ事項ヲ記載シタル書類ヲ添ヘ申請スヘシ但シ特別ノ規程ニ依リ文部大臣ニ開申シ若ハ其ノ認可ヲ得タル事項ハ之ヲ省略スルコトヲ得
- 一 名稱
- 二 位置
- 三 學則
- 四 學校長教員ノ氏名、出身別、分擔學科
- 五 生徒定員、現在生徒學年及學級別員數
- 六 卒業生ノ員數(年度別)及卒業後ノ情況

- 七 校地、校舍ノ圖面
- 八 經費及維持ノ方法
- 九 學校財産ノ總額
- 十 教科書、教授用具、器械及標本目錄

第二條 前條ノ申請ニ基キ文部大臣ニ於テ認定ヲ爲スヘキ學校ハ設立後十箇年ヲ經過シ其ノ管理及維持ノ方法確實ニシテ所定ノ學科ヲ教授スルニ足ルヘキ相當ノ教員及設備ヲ具ヘ左ノ各號ニ該當スルモノニ限ル

一 入學資格ハ修業年限二箇年ノ高等小學校卒業者(舊小學校令ノ規定ニ依リタ)若ハ之ト同等以上ノ學力ヲ有スルモノタルヘキコト

二 修業年限ハ三箇年以上タルヘキコト但シ裁縫科並手藝科ニ在リテハ二箇年以上トス

第三條 認定ヲ受ケタル學校ニ於テ第一條第一號乃至第三號、第七號及第八號ノ事項ニ變更アリタルトキハ文部大臣ニ開申スヘシ

第四條 認定ヲ受ケタル學校ニ於テ第二條第一號第二號ノ要件ニ該當セサル生徒ヲ入學セシムルトキハ其ノ生徒ニ特別ノ名稱ヲ附シ且其ノ學籍簿ヲ別冊トナスヘシ但シ認定ノ效力ハ本文ノ生徒ニ及ハス

第五條 認定ヲ受ケタル學校ニ於テ認定ノ效力ヲ受クル生徒ヲ卒業セシメタルトキハ直ニ其ノ族籍氏名及生年月ヲ文部大臣ニ開申スヘシ

第六條 認定ヲ受ケタル學校ニシテ此ノ規則ニ違背シ又ハ其ノ成績不良ナリト認メタルトキハ文部大臣ハ認定ヲ取消スコトアルヘシ



第七條 此ノ規則ニ依リ提出スヘキ書類ハ地方長官ヲ經由スヘシ

地方長官ニ於テ前項ノ書類ヲ受ケタルトキハ其ノ書類及實況ヲ精査シ意見ヲ附シテ提出スヘシ

明治四十三年十一月十七日 文部省令第三十二號を以て左の如く教員檢定に關する規程中に改正が行はれた。

明治四十一年 文部省令第三十二號教員檢定ニ關スル規程中左ノ通改正ス

第二條第二項中「圖畫ハ毛筆畫用器畫、鉛筆畫用器畫ノ二部ニ」ヲ下ニ「手藝ハ刺繡、造花、組絲、袋物、編物ノ五部ニ」ヲ加フ

同條第二項ノ次ニ左ノ二項ヲ加フ

手藝ハ二部以上ニ就キ檢定ヲ出願スルニアラサレハ試験ヲ行ハス但シ裁縫ト併セ出願スル者又ハ裁縫若ハ手藝ノ免許狀ヲ有スル者ニ對シテハ此ノ限ニ在ラス

前項但書ノ規定ニ依リ裁縫ト手藝ノ一部トヲ併セ出願スル場合ニ於テ其ノ手数料ニ關シテハ一學科目ト看做ス

第五條ニ左ノ但書ヲ加フ

但シ第二號ニ該當スル者ニ在リテハ一箇年以上在學シ卒業シタル者ニ限ル

同條第五號以下ヲ左ノ如ク改ム

五 小學校本科正教員ノ免許狀ヲ有スル者

六 尋常小學校本科正教員ノ免許狀ヲ有スル者

七 明治四十二年二月以前ニ於テ教員免許令ニ依リ授與セラレタル免許狀ヲ有スル者

第六條第三號ヲ左ノ如ク改ム

高等女學校ノ實科又ハ實科高等女學校ニ於テ一箇年以上在學シ卒業シタル者ニ在リテハ家事科、裁縫科、手藝科

第七條第二號但書ヲ左ノ如ク改ム

但シ修養年限四箇年ノ高等女學校ノ卒業生ニ在リテハ家事、裁縫、手藝ノ一科目又ハ數科目ヲ修ムル者ノ外修業年限ハ四箇年以上トス

第八條第三項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

第二條第三項但書ノ規定ニ依リ裁縫ト手藝ノ一部トヲ併セ出願シタル者ニ對スル手藝ノ本試験ハ裁縫ノ本試験ニ合格スルニアラサレハ之ヲ行ハス

附 則

本令ハ明治四十四年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行前高等女學校ノ技藝專修科ヲ卒業シタル者又ハ本令施行ノ際現ニ高等女學校ノ技藝專修科ニ在學スル者ノ檢定ニ關シテハ仍從前ノ規定ニ依ル

明治四十五年四月以前ノ各種學校卒業生ニシテ文部大臣ニ於テ第五條第二號及第六條第二號ニ該當スル者ト同等ノ學力アリト指定シタル者ハ明治四十八年三月マテ試験檢定ヲ受クルコトヲ得

明治四十五年三月十五日 文部省令第七號を以て左の如く教員檢定に關する規程中に改正が行はれた。

明治四十一年 文部省令第三十二號教員檢定ニ關スル規程中左ノ通改正ス

第六章 大正八年世界大戰直後に至るまで



第二條第一項ノ學科目中「博物」ヲ次ニ「理科」ヲ加フ

同條第二項中「組絲、袋物、編物」ヲ「編物、染色、機織」ニ改ム  
同條第三項ヲ左ノ如ク改ム

手藝ハ染色若ハ機織ヲ出願スル者、裁縫ト併セ出願スル者又ハ裁縫若ハ手藝ノ免許狀ヲ有スル者ノ外二部以上ニ就キテ檢定ヲ出願スルニアラサレハ試験ヲ行ハス但シ染色、機織ニ就キテハ當分ノ内試験檢定ヲ行ハス

第三條第二項ヲ左ノ如ク改ム

試験檢定ノ出願期限及試験ヲ爲スヘキ學科目ハ文部大臣ニ於テ之ヲ告示シ試験施行ノ期日ハ教員檢定委員會長ニ於テ之ヲ公告ス

第六條第二號中「博物科、」ノ次ニ「理科、」ヲ加ヘ同條第三號中「卒業シタル者ニ在リテハ」ノ下ニ「理科、」ヲ加フ  
第八條第四項中「但書」ノ二字ヲ削ル

第十條第二項ヲ左ノ如ク改ム

前項試験ノ施行ハ東京府ヲ除クノ外地方長官之ヲ監督ス

本試験ヲ行フヘキ場所ハ教員檢定委員會長ニ於テ之ヲ公告ス

第十一條 體操科ノ試験檢定ヲ出願シタル者ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニ就キテハ兵式體操ノ試験ヲ行ハス

一 陸軍歩兵科士官

二 陸軍歩兵科下士任官後滿四年以上現役ニ服シタル者

三 女子

第一號書式 教員檢定願 (略)

附則

本令ハ明治四十五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ第十一條及第一號書式ハ明治四十六年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

大正三年四月二日文部省令第十一號を以て左の如く明治三十三年文部省令第十五號教員免許狀を有せざる者を教員に充つるの件中に改正が行はれた。

明治三十三年文部省令第十五號中左ノ通改正ス

第一條ノ二 師範學校中學校ノ擊劍又ハ柔術ノ教授ヲ擔任セシムル爲當分ノ内左ノ各號ノ一ニ該當スル者ヲ教員ニ

採用スルコトヲ得

一 文部大臣ノ指定シタル專門學校ノ卒業者

二 教員檢定ニ關スル規程第五條第一號若ハ第三號乃至第六號ノ一ニ該當スル者ニシテ主トシテ擊劍又ハ柔術ヲ

教授スル學校ニ於テ三箇年以上修業シ文部大臣ニ於テ特ニ其ノ成績優良ナリト認定シタル者

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

大正三年四月四日文部省令第十二號を以て左の如く教員檢定ニ關する規程中に改正が行はれた。

教員檢定ニ關スル規程中左ノ通改正ス

第六章 大正八年世界大戰直後に至るまで



第十一條中「兵式體操」ヲ「特ニ兵式ニ關スル教練」ニ改ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

大正五年三月十六日勅令第二十二號を以て左の如く教員免許令中に改正が行はれた。  
教員免許令中左ノ通改正ス

第五條中第一號但書及第二號ヲ削リ第三號ヲ第二號トス

第六條中「參圓」ヲ「五圓」ニ改ム

附 則

本令ハ大正五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

右第五條は教員檢定を受くることを得ざる者に關する規定であつて、第一號は「禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者但シ  
國事犯ニシテ復權シタル者ハ此ノ限ニ在ラス」とあり第二號は「信用若ハ風俗ヲ害スル罪ヲ犯シテ罰金ノ刑ニ處セラレ又  
ハ監視ニ付セラレタル者」とあつたのである。第六條「參圓」は檢定手数料の金額である。

大正五年三月二十九日文部省令第八號を以て左の如く教員檢定に關する規程中に改正が行はれた。

明治四十一年文部省令第三十二號教員檢定ニ關スル規程中左ノ通改正ス

第一條中「品行」ヲ「性行」ト改ム

第二條第二項中「圖畫ハ毛筆畫用器畫、鉛筆畫用器畫ノ二部ニ」ノ下ニ「體操ハ體操、擊劍、柔術ノ三部ニ」ヲ加フ  
第四條第一項中第一號及第二號ヲ左ノ如ク改ム

一 第二號書式ノ履歷書及受験資格ニ關スル學校卒業證書若ハ教員免許狀ノ寫

二 第五條第一號、第二號、第四號及第五號ニ該當スル者ニ在リテハ第三號書式ノ當該學校長證明書、同條第三  
號ニ該當スル者ニ在リテハ第四號書式ノ試験檢定合格證明書、同條第六號ニ該當スル者ニシテ教員免許狀授  
與地方廳以外ノ地方廳ヲ經由スル場合ニ在リテハ第五號書式ノ授與地方廳證明書、第十一條第一項第二號ニ  
該當スル者ニ在リテハ第六號書式ノ相當官署ノ證明書

三 第七號書式ノ學校醫ノ身體檢查書但シ學校醫ノ設置ナキ地ニ在リテハ明治三十一年文部省令第七號第一條若  
ハ第二條ニ該當スル資格アル醫師ノ檢查書ヲ以テスルモ妨ナシ

第五條中第二號及第五號乃至第七號ヲ左ノ如ク改ム

二 高等女學校及高等女學校實科若ハ實科高等女學校卒業者

五 徵兵令第十三條又ハ文官任用令第六條ニ依リ中學校ト同等以上ト認定セラレタル學校ヲ卒業シタル者

六 小學校本科正教員若ハ尋常小學校本科正教員ノ免許狀ヲ有スル者

七 教員免許令ニ依リ授與セラレタル教員免許狀ヲ有スル者

第六條中第三號以下ヲ左ノ如ク改ム

三 第七條第一號及第四號ニ該當スル者ニ在リテハ文部大臣ニ於テ適當ト認メタル學科目

第七條第二號及第三號中「第五條第一號乃至第五號」ノ下ニ「及第六號前段」ヲ加フ



第九條 試験ハ受験人出願ノ學科目ニ就キ其ノ教員タラントスル學校ノ學科目ヲ教授スルニ足ルヘキ程度ヲ標準トシ國民道德要領、教育大意及教授法ヲ併セテ之ヲ行フモノトス但シ教員免許令ニ依リ授與セラレタル教員免許狀ヲ有スル者ニ對シテハ本文國民道德要領及教育大意、小學校本科正教員若ハ尋常小學校本科正教員ノ免許狀ヲ有スル者ニ對シテハ教育大意、修身科出願者ニ對シテハ國民道德要領、教育科出願者ニ對シテハ教育大意ノ試験ヲ行ハス

第十一條中「體操科」ヲ「體操科中體操」ニ改メ左ノ一項ヲ加フ

體操科中擊劍及柔術ノ試験ハ女子ニ對シテハ之ヲ行ハス

「第三號書式」ヲ「第七號書式」ニ改ム

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第一號書式 教員檢定願 (略)

第二號書式 履歷書 (略)

第三號書式 證明書 (略)

第四號書式 證明書 (略)

第五號書式 證明書 (略)

第六號書式 證明書 (略)

(第三) 高等學校教員の資格

高等學校(大學豫科)は從來官立に限られ其教員に就て一般的資格の定められたるものなく、教官は官吏として文官任用令の規定に依り銓衡の上任用せられ、講師囑託教員の如き本官以外の者は學校長の見込に依り(内規的に文部大臣の認可を経)採用せらるるのであつたが寺内内閣に依る學制改革の結果大正七年十二月高等學校令が制定せられ、高等學校が純然たる最高普通教育の機關となり、官立の外公私立のものも認めらるることとなつた後は官公私立を通じ總て高等學校の教員に就ては一般的資格を定め免許狀制度を本則とすることとなり、高等學校令第十六條「高等學校ノ教員ハ文部大臣ノ授與シタル高等學校教員免許狀ヲ有スル者タルコトヲ要ス但シ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ免許狀ヲ有セサル者ヲ以テ之ニ充ツルコトヲ得」との規定に基き、大正八年三月二十九日文部省令第十號を以て左の如く高等學校教員規程が定められた。

高等學校教員規程左ノ通定ム

高等學校教員規程

第一條 高等學校高等科教員免許狀ハ本令ノ定ムル所ニ依リ教員檢定ニ合格シタル者ニ之ヲ授與ス

第二條 第九條第二號ニ該當スル者ニシテ高等學校高等科教員養成ニ關スル規定ニ依リ教員タルノ義務ヲ有スル者ハ教員檢定ニ合格シタル者ト看做ス文部省外國留學生規程ニ依リ高等學校高等科教員タルノ義務ヲ有スル者亦同シ

第三條 第一條ノ免許狀及中學校教員免許狀ハ當該學科目ニ關シ高等學校尋常科教員免許狀タルノ效力ヲ有ス

第四條 教員檢定ハ受験者ノ學力、性行、身體ニ就キ之ヲ行フ

第五條 檢定ヲ爲スヘキ學科目左ノ如シ

第六章 大正八年世界大戰直後に至るまで



修身 國語 漢文 英語 佛語 獨語 日本史及東洋史 西洋史 地理 哲學概說 心理及論理 法制及經濟  
數學 物理 化學 植物 動物 地質及礦物 圖畫

前項ノ學科目ニ就キ試験檢定ヲ行フ場合ニ於テ第九條第六號ノ受験者ニ對シテハ檢定ヲ受ケントスル學科目ニ併  
セ本人ノ選擇ニ依リ英語、佛語、獨語ノ中一科目ニ就キ其ノ學力ヲ試驗スルモノトス但シ本人カ英語、佛語又ハ  
獨語ニ付中學校教員免許狀ヲ有スルトキ又ハ檢定ヲ受ケントスル學科目カ英語、佛語、獨語ノ中一ナルトキハ此  
ノ限ニ在ラス

第六條 試験檢定ヲ行フ場合ニ於テハ受験者出願ノ學科目ノ試験ニ附隨シ其ノ教授法ヲ試験スルモノトス

第七條 試験檢定ハ毎年少クトモ一回之ヲ行ヒ無試験檢定ハ隨時之ヲ行フ

試験檢定ノ出願期限及試験ヲ行フヘキ學科目ハ文部大臣之ヲ告示シ試験施行ノ期日及試験ヲ行フヘキ場所ハ教員  
檢定委員會長之ヲ告示ス

第八條 檢定ヲ受ケントスル者ハ願書(第一號書式)ニ左ノ書類ヲ添ヘ試験檢定ニ在リテハ住居地ノ地方廳ヲ經由シ  
無試験檢定ニアリテハ住居地ノ地方廳若ハ當該學校ヲ經由シ文部大臣ニ出願スヘシ

一 履歷書(第二號書式)及學業證書若ハ免許狀ノ寫

二 第九條第二號乃至第五號ニ該當スル者ニ在リテハ當該學校長ノ證明書(第三號書式)

三 醫師ノ身體檢查書(第四號書式)

地方長官又ハ當該學校長ハ本人ノ性行ニ就キ意見ヲ具申スルコトヲ要ス

第九條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ試験檢定ヲ受クルコトヲ得

一 學位ヲ有スル者

二 大學ヲ卒業シタル者又ハ大學ニ於テ試験ニ合格シ學士ト稱スルコトヲ得ル者

三 高等師範學校ヲ卒業シタル者但シ修業年限二年ノモノヲ除ク

四 專門學校本科又ハ神宮皇學館本科ヲ卒業シタル者

五 高等學校、大學豫科又ハ學習院高等學科ヲ卒業シタル者

六 當該學科目ニ關シ中學校教員免許狀ヲ有スル者

七 外國ニ於テ高等學校ニ準スヘキ學校ヲ卒業シタル者

八 外國ニ於テ大學若ハ之ニ準スヘキ學校ニ入り學位若ハ卒業證書ヲ有スル者

第十條 第九條第一號及第二號ニ該當スル者、高等師範學校專攻科又ハ東京高等商業學校專攻部ヲ卒業シタル者及  
外國ニ於テ高等學校ニ準スヘキ學校ヲ卒業シ更ニ大學若ハ之ニ準スヘキ學校ニ入り學位若ハ卒業證書ヲ有スル者  
ハ文部大臣ノ適當ト認メタル學科目ニ關シ無試験檢定ヲ受クルコトヲ得

第十一條 不正ノ方法ニ依リ試験ヲ受ケントシタル者及試験ニ關スル規定ニ違背シタル者ハ試験ヲ受クルコトヲ得  
ス

檢定ニ合格シタル後前項ノ事實發覺シタルトキハ其ノ合格ヲ無効トス

第十二條 高等學校專攻科教員ニ付テハ免許狀ヲ要セス

公立及私立ノ高等學校ニ於テ專攻科教員ヲ採用セントスルトキハ擔任學科目、本人ノ履歷書及戶籍抄本ヲ具シ文  
部大臣ノ認可ヲ受クヘシ



第十三條 高等學校高等科ニ於テハ教員數ノ三分ノ一以内ヲ限り高等科教員免許狀ヲ有セサル者ヲ以テ教員ニ充ツルコトヲ得

第十四條 體操ニ關シテハ高等科教員免許狀ヲ要セス

第十五條 高等學校高等科ニ於テ體操ヲ擔任スル教員ハ第十三條ノ關係ニ付テハ高等科教員免許狀ヲ有スル者ト看做ス

第十六條 公立及私立ノ高等學校ニ於テ第十三條ノ規定ニ依リ高等科教員免許狀ヲ有セサル者ヲ教員ニ採用セントスルトキハ擔任學科目、本人ノ履歷書及戶籍抄本ヲ具シ文部大臣ノ認可ヲ受クヘシ

前項ノ規定ハ體操ヲ擔任スル教員ノ採用ニ關シ之ヲ準用ス

第十七條 高等學校尋常科ニ於テハ教員數ノ三分ノ一以内ヲ限り第三條ノ教員免許狀ヲ有セサル者ヲ以テ教員ニ充ツルコトヲ得

附 則

本令ハ大正八年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ後三年間ハ文部大臣ノ認可ヲ受ケ第十三條ノ制限ヲ超エ高等科教員免許狀ヲ有セサル者ヲ教員ニ採用スルコトヲ得

本令施行前文部省直轄學校ノ勅任又ハ奏任ノ教官タリシ者ハ高等科教員免許狀ヲ有スル者ト看做ス

第一號書式 高等學校高等科教員檢定願 (略)

第二號書式 履歷書 (略)

第三號書式 證明書 (略)

右高等學校高等科教員免許狀に關しては、高等學校教員規程に特別の規程なき事項に就ては教員免許の通則たる教員免許令に依るべきは勿論である。

大正八年十二月四日文部省令第四十號を以て左の如く高等學校教員規程中に改正が行はれた。

高等學校教員規程中左ノ通改正ス

第九條第八號ノ次ニ左ノ如ク加フ

九 五年以上高等學校、專門學校又ハ之ニ準スヘキ學校ノ教員タリシ者

前項第九號專門學校ニ準スヘキ學校ハ文部大臣之ヲ指定ス

第十條中「第九條第一號及第二號ニ該當スル者」ヲ「第九條第一號、第二號及第九號ニ該當スル者」ニ改ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(第四) 專門學校教員の資格

前章に於て既に述べた如く明治三十六年に制定せられた專門學校令は、第九條に於て公立私立の專門學校の教員の資格に關する規程は文部大臣之を定むることを規定し、而して此の規定に基き同年三月文部省令第十三號公立私立專門學校規程第七條は左の如く規定して居る。

第七條 專門學校ノ教員タルコトヲ得ヘキ者左ノ如シ

第六章 大正八年世界大戰直後に至るまで



- 一 學位ヲ有スル者
  - 二 帝國大學分科大學卒業者又ハ官立學校ノ卒業者ニシテ學士ト稱スルコトヲ得ル者
  - 三 文部大臣ノ指定シタル者
  - 四 文部大臣ノ認可シタル者
- 前項第一號乃至第四號ニ該當スル者ヲ得難キ場合ニ於テハ文部大臣ノ認可ヲ受ケ一時他ノ者ヲ以テ教員ニ代用スルコトヲ得
- 前二項ニ依リ認可ヲ受ケントスル場合ニハ公立學校ニ在リテハ管理者私立學校ニ在リテハ設立者ニ於テ本人ノ履歷書ヲ具シ文部大臣ニ申請スヘシ但シ奏薦ニ依リ任命セラル、者ニ就テハ別ニ認可ノ手續ヲ經ルコトヲ要セス
- 文部大臣ハ必要ト認ムルトキハ前項ノ場合ニ於テ學術ノ檢定ヲ行フコトアルヘシ
- 本條ニ依ル文部大臣ノ認可ハ當該學校在職中ニ限り有效トス

明治四十二年一月十九日文部省令第二號を以て左の如く公立私立専門學校規程中に改正が行はれた。

明治三十六年文部省令第十三號公立私立専門學校規程中左ノ通改正ス

第七條第一項第二號ヲ左ノ通改ム

帝國大學分科大學（元東京大學各部、元札幌農學校ヲ含ム）卒業者又ハ東京高等商業學校（元高等商業學校ヲ含ム）卒業者ニシテ學士ト稱スルコトヲ得ル者

尙ほ公立私立専門學校規程第七條第三號に依り文部大臣が指定したる者は此期に至つてもまだなかつた。

#### （第五） 大學教員の資格

大學は從來官立の帝國大學に限られて居たのであり、而して官立大學の教員に關しては前に述べた如く一般的資格の定めなく任用の都度其人に就て銓衡を行ふのであるが、大正七年十二月大學令の制定に依り官立の外公私立の大學も認めらるることとなつたので、公私立大學教員の資格といふことが新に問題となるに至つた。大學令の規定に依れば公立大學教員に就ては一般的資格の定なく、公立大學の教員にして官吏の待遇を受けざる者及私立大學の教員を採用する場合には文部大臣の認可を要する。（第十八條）公立大學の教員にして官吏の待遇を受くる者は文部大臣が奏請するのであるから之に就ては認可の必要はないのである。

#### （第六） 實業學校教員の資格

前章に於て既に述べた如く、明治三十二年に制定せられた實業學校令は、初め公立私立の實業學校にのみ適用する趣旨を以て作られたもので、第十七條に本令は官立學校に適用せずとの規定があり、従て第十條の「實業學校教員ノ資格ニ關スル規則ハ文部大臣之ヲ定ム」との規定も公立私立の實業學校の教員に關する意味であつたのであるが、其後明治三十二年三月二十六日勅令第六十二號を以て實業學校令中に改正が行はれ、第十七條を削除し同令を官立學校にも適用する趣旨に改めたので、同時に第十條をも改め「公立又ハ私立ノ實業學校ノ教員ノ資格ニ關スル規則ハ文部大臣之ヲ定ム」としたのであつた。此資格規程は長く制定せられなかつたが、漸く明治四十年に至つて其發布を見ることとなつた。同年九月二十一日文部省令第二十八號公立私立實業學校教員資格に關する規程が即ちそれである。左に其全文を掲げる。

明治三十二年勅令第二十九號實業學校令第十五條ニ基キ公立私立實業學校教員資格ニ關スル規程ヲ定ムルコト左ノ如シ



公立私立實業學校教員資格ニ關スル規程

- 第一條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ實業學校ノ教員タルコトヲ得
- 一 學位ヲ有スル者
  - 二 帝國大學分科大學卒業者又ハ官立學校ノ卒業者ニシテ學士ト稱スルコトヲ得ル者
  - 三 文部大臣ノ指定シタル者
  - 四 文部大臣ノ認可シタル者
- 第二條 地方長官ニ於テ認可シタル者ハ其ノ道府縣ニ於ケル實業補習學校ノ教員タルコトヲ得
- 第三條 第一條又ハ第二條ノ認可ヲ受ケントスル者ハ其ノ從事セントスル學校ノ種類、程度、學科並ニ擔任ノ學科目ヲ記載シタル願書ニ履歷書ヲ添ヘ當該官廳ニ申請スヘシ
- 第四條 特別ノ必要アルトキハ公立實業學校ニ在リテハ地方長官、私立實業學校ニ在リテハ設立者ニ於テ第一條又ハ第二條ノ資格ヲ有セサル者ヲ教員トシテ採用スルコトヲ得
- 前項ニ依リ採用シタル教員ハ公立實業學校ニ在リテハ教諭、助教諭、訓導又ハ准訓導ト稱スルコトヲ得ス
- 第五條 徒弟學校及實業補習學校以外ノ實業學校ニ於テ第一條ノ資格ヲ有セサル教員ノ數之ヲ有スル教員ノ二分ノ一ヲ超過スル場合及徒弟學校ニ於テ第一條ノ資格ヲ有セサル教員ノ數之ヲ有スル教員ニ超過スル場合ニハ公立實業學校ニ在リテハ地方長官、私立實業學校ニ在リテハ設立者ニ於テ文部大臣ノ認可ヲ受クルコトヲ要ス
- 前項ニ依リ認可ヲ受ケントスルトキハ當該學校現在教員ノ氏名、履歷、資格、從事ノ學科、擔任ノ學科目及詳細ナル事由ヲ記載シタル書類ヲ添付スヘシ

實業補習學校ニ於テ前條第一項ニ依リ採用スル教員數ノ制限ニ關シテハ地方長官ノ定ムル所ニ依ルヘシ

第六條 本令ニ依リ文部大臣ニ提出スヘキ書類ハ地方長官ヲ經由スヘク地方長官ハ其ノ意見ヲ具スヘシ

第七條 本令ハ實業專門學校ニ關シテハ之ヲ適用セス

附 則

第八條 本令ハ明治四十一年四月一日ヨリ施行ス

第九條 本令公布ノ際現ニ公立實業學校ノ教諭、助教諭又ハ訓導ノ職ニ在リテ第一條又ハ第二條ノ資格ヲ有セサル者ニ對シテハ第四條第二項ノ規定ヲ適用セス

第十條 本令公布ノ際現ニ實業學校ノ教員タル者ハ第一條又ハ第二條ノ資格ヲ有セサルモ引續キ同一學校ニ在職スル場合ニ限り本令施行ノ日ヨリ一箇年間第五條ノ關係ニ於テ第一條又ハ第二條ノ資格ヲ有スル教員ノ數ニ算入ス

右の規程に基き同日左記文部省告示第二百四十八號が發せられた。

明治四十年文部省令第二十八號公立私立實業學校教員資格ニ關スル規程第一條第三號ニ依リ指定スルコト左ノ如シ

- 一 實業學校ノ教員タルコトヲ得ル者左ノ如シ

帝國大學分科大學選科修了者

官立公立實業專門學校本科卒業者

東京高等工業學校本科卒業者但シ明治三十六年四月以前ノ卒業者トス

元東京工業學校本科卒業者



- 元東京職工學校本科卒業者
- 東京高等工業學校附設工業教員養成所本科卒業者
- 元東京工業學校機械工藝部特別生ノ課程修了者
- 大阪高等工業學校卒業者但シ明治三十六年四月以前ノ卒業者トス
- 元大阪工業學校卒業者
- 東京帝國大學農科大學實科卒業者
- 東京帝國大學農科大學元乙科卒業者
- 東京帝國大學農科大學附屬農業教員養成所卒業者但シ明治四十年三月以前ノ卒業者ニ在リテハ卒業ノ成績卒業者中首位ヨリ起算シ全數ノ四分ノ一ニ至ル迄ノ席次ヲ有スル者ニ限ル
- 東北帝國大學農科大學實科、土木工程科、林學科、水產學科卒業者
- 元札幌農學校土木工程科卒業者但シ明治三十六年四月以前ノ卒業者トス
- 元札幌農學校森林科卒業者
- 農商務省所管蠶業講習所本科卒業者
- 農商務省所管水產講習所本科卒業者
- 東京高等商業學校卒業者但シ明治三十六年四月以前ノ卒業者トス
- 元高等商業學校卒業者
- 元東京商業學校卒業者
- 東京高等商業學校附設商業教員養成所卒業者

- 元高等商業學校附屬主計學校卒業者
- 逕信省所管商船學校卒業者但シ簡易科卒業者及別科卒業者ヲ除ク
- 甲種二等運轉士又ハ一等機關士以上ノ海技免狀ヲ有スル者
- 師範學校、中學校又ハ高等女學校ノ教員免許狀ヲ有スル者
- 高等學校卒業者
- 元高等中學校卒業者
- 官立公立專門學校本科卒業者
- 千葉醫學專門學校卒業者但シ明治三十六年四月以前ノ卒業者トス
- 仙臺醫學專門學校卒業者但シ明治三十六年四月以前ノ卒業者トス
- 岡山醫學專門學校卒業者但シ明治三十六年四月以前ノ卒業者トス
- 金澤醫學專門學校卒業者但シ明治三十六年四月以前ノ卒業者トス
- 長崎醫學專門學校卒業者但シ明治三十六年四月以前ノ卒業者トス
- 東京外國語學校本科卒業者但シ明治三十六年四月以前ノ卒業者トス
- 東京美術學校本科卒業者但シ明治三十六年四月以前ノ卒業者トス
- 東京美術學校元特別ノ課程履修者
- 東京美術學校圖畫講習科卒業者
- 東京音樂學校本科卒業者但シ明治三十六年四月以前ノ卒業者トス



元高等師範學校附屬音樂學校本科卒業者

元東京音樂學校本科卒業者

學習院高等學科卒業者

神宮皇學館本科卒業者

私立日本體育會體操學校高等本科卒業者

二 實業學校ノ豫科ノ學科目ヲ擔任スル教員及甲種程度ノ實業學校ヨリ低度ノ實業學校ノ教員タルコトヲ得ル者左ノ如シ

東京高等工業學校附設工業教員養成所速成科卒業者

東京帝國大學農科大學附屬農業教員養成所卒業者

農商務省所管水産講習所依託水産教員養成科卒業者

小學校本科正教員、小學校專科正教員又ハ小學校准教員ノ免許狀ヲ有スル者

大正八年七月八日文部省令第二十六號を以て左の如く公立私立實業學校教員資格に關する規程中に改正が行はれた。

公立私立實業學校教員資格ニ關スル規程中左ノ通改正ス

第一條第二號ヲ左ノ如ク改ム

二 大學ヲ卒業シタル者、大學ニ於テ試験ニ合格シ學士ト稱スルコトヲ得ル者又ハ官立學校ノ卒業者ニシテ學士ト稱スルコトヲ得ル者

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

右は學制改革の結果大學の制度に變更を來したが爲に規定の改正を必要としたのである。

同日又文部省告示第九十二號を以て左の如く「公立私立實業學校教員タルコトヲ得ル者ノ指定」が改正せられた。

明治四十年文部省告示第二百四十八號公立私立實業學校教員タルコトヲ得ル者ノ指定ヲ左ノ通改正ス

明治四十年文部省令第二十八號公立私立實業學校教員資格ニ關スル規程第一條第三號ニ依リ指定スルコト左ノ如シ

一、實業學校ノ教員タルコトヲ得ル者左ノ如シ

帝國大學各學部選科修了者

帝國大學元分科大學選科修了者

官立公立實業專門學校本科卒業者

東京高等工業學校本科卒業者 但シ明治三十六年四月以前ノ卒業者トス

元東京工業學校本科卒業者

元東京職工學校本科卒業者

東京高等工業學校附設工業教員養成所本科卒業者

元東京工業學校機械工藝部特別生ノ課程修了者

大阪高等工業學校卒業者 但シ明治三十六年四月以前ノ卒業者トス



- 元大阪工業學校卒業者
- 東北帝國大學附屬工學專門部卒業者
- 元仙臺高等工業學校卒業者
- 東京帝國大學農學部實科卒業者
- 東京帝國大學元農科大學實科卒業者
- 東京帝國大學農學部附屬農業教員養成所卒業者
- 東京帝國大學元農科大學乙科卒業者
- 東京帝國大學元農科大學附屬農業教員養成所卒業者 但シ明治四十年三月以前ノ卒業者ニ在リテハ卒業ノ成績卒業者中首位ヨリ起算シ全數ノ四分ノ一ニ至ルマデノ席次ヲ有スル者ニ限ル
- 北海道帝國大學農學部實科卒業者
- 北海道帝國大學附屬大學豫科、土木專門部、水産專門部卒業者
- 東北帝國大學元農科大學實科、附屬大學豫科、土工學科、林學科、水産學科卒業者
- 元札幌農學校土木工學科卒業者 但シ明治三十六年四月以前ノ卒業者トス
- 元札幌農學校森林科卒業者
- 農商務省所管元蠶業講習所本科卒業者
- 農商務省所管水産講習所本科卒業者
- 東京高等商業學校卒業者 但シ明治三十六年四月以前ノ卒業者トス

- 元高等商業學校卒業者
- 元東京商業學校卒業者
- 東京高等商業學校附設商業教員養成所卒業者
- 元高等商業學校附屬主計學校卒業者
- 遞信省所管商船學校卒業者 但シ簡易科卒業者及別科卒業者ヲ除ク
- 甲種二等運轉士又ハ一等機關士以上ノ海技免狀ヲ有スル者
- 師範學校、中學校又ハ高等女學校ノ教員免許狀ヲ有スル者
- 高等學校卒業者
- 元高等中學校卒業者
- 官立公立專門學校本科卒業者
- 千葉醫學專門學校卒業者 但シ明治三十六年四月以前ノ卒業者トス
- 岡山醫學專門學校卒業者 但シ明治三十六年四月以前ノ卒業者トス
- 金澤醫學專門學校卒業者 但シ明治三十六年四月以前ノ卒業者トス
- 長崎醫學專門學校卒業者 但シ明治三十六年四月以前ノ卒業者トス
- 東北帝國大學元醫學專門部卒業者
- 元仙臺醫學專門學校卒業者
- 東京外國語學校本科卒業者 但シ明治三十六年四月以前ノ卒業者トス



東京美術學校本科卒業者 但シ明治三十六年四月以前ノ卒業者トス

東京美術學校元特別ノ課程履修者

東京美術學校圖書講習科卒業者

東京音樂學校本科卒業者 但シ明治三十六年四月以前ノ卒業者トス

元高等師範學校附屬音樂學校本科卒業者

元東京音樂學校本科卒業者

學習院高等學科卒業者

神宮皇學館本科卒業者

私立日本體育會體操學校高等本科卒業者

二、實業學校ノ豫科ノ學科目ヲ擔任スル教員及甲種程度ノ實業學校ヨリ低度ノ實業學校ノ教員タルコトヲ得ル者  
左ノ如シ

東京高等工業學校附設工業教員養成所速成科卒業者

東京帝國大學農學部附屬農業教員養成所卒業者

東京帝國大學元農科大學附屬農業教員養成所卒業者

農商務省所管水産講習所依託元水産教員養成科卒業者

小學校本科正教員小學校專科正教員又ハ小學校准教員ノ免許狀ヲ有スル者

(第七) 私立學校教員の資格

一般に私立學校の教員たらんとする者に對する私立學校令に依る制限に關しては前の期に述べた通であつて、此の期に至つて別に變つたことはない。(本論第四章私立學校に關する監督の款參照)

(第八) 其 他

如何なる種類の學校たるを問はず總て官立學校の教員に就ては一般的資格の定なく、教官は文官任用令に依り銓衡の上任用せられ、本官以外の講師囑託教員は學校長の見込に依り採用せらるるのである。唯高等學校教員は新高等學校令の規定に基き高等學校教員免許狀を有する者の中より任用せらるることを本則とする。

### 第二目 學校等事務員の資格

(第一) 官立學校等事務員の資格

官立學校圖書館の校長館長其の他の事務員たる官吏は、文官任用令に依て一般に高等官又は判任官たる資格を要するのであるが、此一般資格を有する者のみより採用せんとすれば適材を得難い不便がある爲、特別任用令が設けられたことは前章に於て述べた通である。(本論第四章學校等職員關係の款學校等職員の資格の場所參照)

明治四十年七月十八日勅令第二百七十九號を以て左の如く帝國大學學生監特別任用に關する件が定められた。

帝國大學學生監ハ一年以上奏任教官又ハ三年以上奏任官待遇ノ教職ニ在リタル者ニ限り文官高等試驗委員ノ銓衡ヲ經テ之ヲ任用スルコトヲ得

明治四十一年六月十六日勅令第五百十四號を以て左の如く帝國大學事務官、帝國大學司書官及帝國大學司書特別任用



令が定められた。

帝國大學事務官、帝國大學司書官及帝國大學司書特別任用令

第一條 帝國大學事務官ハ左ノ資格ノ一ヲ有スル者ニ限り文官高等試験委員ノ銓衡ヲ經テ之ヲ任用スルコトヲ得

一 教育行政ニ關スル高等文官ノ職ニ在リタル者

二 三年以上教育行政ニ關スル奏任官待遇ノ職ニ在リタル者

三 五年以上教育行政ニ關スル判任官ノ職ニ在リ現ニ二級俸以上ノ俸給ヲ受クル者

第二條 帝國大學司書官ハ左ノ資格ノ一ヲ有スル者ニ限り文官高等試験委員ノ銓衡ヲ經テ之ヲ任用スルコトヲ得

一 教育又ハ圖書ニ關スル高等文官ノ職ニ在リタル者

二 三年以上教育又ハ圖書ニ關スル奏任官待遇ノ職ニ在リタル者

三 五年以上教育又ハ圖書ニ關スル判任官又ハ判任官待遇ノ職ニ在リ現ニ六十圓以上ノ月俸ヲ受クル者

四 圖書ニ關シ特別ノ學藝技術ヲ有スル者

第三條 帝國大學司書ハ圖書ニ關シ學術經驗アル者ニ限り文官普通試験委員ノ銓衡ヲ經テ之ヲ任用スルコトヲ得

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

大正二年六月十三日勅令第二百三十七號を以て左の如く文部省直轄諸學校長任用の件が定められた。

文部省直轄諸學校長ハ勅任教官ノ職ニ在リタル者又ハ三年以上奏任教官ノ職ニ在リタル者ノ中ヨリ文官高等試験委

員ノ銓衡ヲ經テ特ニ之ヲ任用スルコトヲ得

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

文部省直轄諸學校長生徒監特別任用令ハ之ヲ廢止ス

大正二年八月一日勅令第二百六十一號を以て文官任用の原則規程たる文官任用令が改正せられた。此改正は文官試験合格を要件とする主義を緩和し、事務官任用の上に從來よりも多くの自由を認むるに至つた劃期的のものであるから左に其全文を掲げる。

文官任用令

第一條 文官ノ任用ハ親任式ヲ以テ任スル官及特別ノ規程ヲ設クルモノヲ除クノ外本令ノ定ムル所ニ依ル

第二條 勅任文官ハ第五條第一項ノ資格ヲ有シ一年以上勅任文官ノ職ニ在リタル者又ハ奏任文官トシテ一年以上高等官三等ノ職ニ在リタル者ヨリ之ヲ任用ス

第三條 第五條第一項ノ資格ヲ有セス二年以上勅任文官ノ職ニ在リタル者又ハ奏任文官トシテ二年以上高等官三等ノ職ニ在リタル者ハ文官高等試験委員ノ銓衡ヲ經テ之ヲ勅任文官ニ任用スルコトヲ得但シ大正二年勅令第二百六

十二號第一條ニ掲クル文官ノ職ニ在リタル者ハ此ノ限ニ在ラス

第四條 陸海軍將官ハ各其ノ部内ノ勅任文官ニ任用スルコトヲ得

第五條 奏任文官ハ左ノ資格ノ一ヲ有スル者ヨリ之ヲ任用ス

第六條 奏任文官ハ左ノ資格ノ一ヲ有スル者ヨリ之ヲ任用ス

第六章

大正八年世界大戰直後に至るまで



- 一 文官高等試験ニ合格シタル者
  - 二 外交官及領事官試験ニ合格シ二年以上外交官又ハ領事官ノ職ニ在リタル者
  - 三 二年以上判事又ハ検事ノ職ニ在リタル者
  - 二年以上奏任教官ノ職ニ在リタル者ハ之ヲ文部部内ノ奏任文官ニ任用スルコトヲ得
- 第六條 判任文官ハ左ノ資格ノ一ヲ有スル者ヨリ之ヲ任用ス

- 一 中學校又ハ文部大臣ニ於テ之ト同等以上ト認定シタル學校ヲ卒業シタル者
- 二 一般ノ專門學校入學ニ關スル試験檢定ニ合格シタル者
- 三 專門學校令ニ依リ法律學、政治學、行政學又ハ經濟學ヲ教授スル學校ニ於テ三年ノ課程ヲ履修シ其ノ學校ヲ卒業シタル者

- 四 文官普通試験ニ合格シタル者
- 五 文官高等試験ニ合格シタル者
- 六 三年以上文官ノ職ニ在リタル者
- 七 五年以上雇員タル者

第七條 教官、技術官其ノ他特別ノ學術技藝ヲ要スル文官ハ高等官ニ在リテハ文官高等試験委員、判任官ニ在リテハ文官普通試験委員ノ銓衡ヲ經テ之ヲ任用ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

従前ノ規定ニ依リ文官タル資格ヲ有スル者ハ仍其ノ規定ニ依リ之ヲ任用スルコトヲ得  
右の第三條に所謂大正二年勅令第二百六十二號第一條に掲ぐる文官とは、内閣書記官長法制局長官等の政務官のことである。

新令に依れば文官高等試験合格者にあらずと雖も、例へば帝國大學又は直轄諸學校に於て二年以上勅任教官の職に在りたる者又は二年以上奏任教官として高等官三等の職に在りたる者は銓衡の上之を帝國大學總長又は勅任の直轄諸學校長に任用することが出来、(第三條) 又例へば直轄諸學校に於て二年以上奏任教官の職に在りたる者は之を奏任の文部本省官吏、直轄諸學校長又は府縣立師範學校長に任用することが出来る(第五條)のであつて、従來に比し頗る融通が利き易いこととなつた。其他判任官の任用資格も亦大に緩和せられたのであつた。

同日又勅令第二百六十二號を以て左の如く「任用分限又ハ初叙陞叙ノ規定ノ適用セサル文官ニ關スル件」が發せられた。

第一條 左ニ掲クル諸官ニハ文官任用令、文官分限令並高等官官等俸給令第四條及第五條ノ規定ヲ適用セス

内閣書記官長

法制局長官

各省次官陸軍次官及海軍次官ヲ除ク

警視總監

貴族院書記官長

第六章 大正八年世界大戰直後に至るまで



衆議院書記官長

内務省警保局長

勅任ノ各省參事官

秘書官

秘書

第二條 教官、技術官其ノ他特別ノ學術技藝ヲ要スル文官ニハ高等官官等俸給令第四條ノ規定ヲ適用セス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

明治三十三年勅令第六十二號、明治四十三年勅令第二百八十八號及同年勅令第二百八十九號ハ之ヲ廢止ス

大正三年四月十六日左記勅令第六十九號が發せられた。

蠶業講習所技師ニシテ蠶業講習所長ノ職ニ在リタル者ハ本令施行ノ際ニ限り特ニ之ヲ東京高等蠶絲學校長又ハ京都

高等蠶業學校長ニ任用スルコトヲ得

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

右は第一次山本(樞兵衛)内閣の時には行政整理の結果從來農商務省の所轄であつた東京及京都の蠶業講習所を文部省に移管し、之を東京高等蠶絲學校及京都高等蠶業學校に引直すに際して從來の所長を校長に任用せんが爲に特例

を設けたのであつた。(實業教育の款農業教育の項参照)

大正七年一月十八日勅令第七號に依り左記高等試験令が定められた。

高等試験令

第一條 奏任文官ノ任用資格試験、外交官及領事官ノ任用資格試験並裁判所構成法第五十八條ノ試験ハ高等試験ト稱シ本令ニ依リ之ヲ行フ但シ特別ノ規程アルモノハ此ノ限ニ在ラス

第二條 高等試験ハ毎年一回東京ニ於テ之ヲ行フ其ノ期日及場所ハ豫メ官報ヲ以テ之ヲ公告ス

本試験各科ノ試験ハ各別ノ期日ニ之ヲ行フ

第三條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ高等試験ヲ受クルコトヲ得ス

一 禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者

二 破産若ハ家資分散ノ宣告ヲ受ケ復權セサル者又ハ身代限ノ處分ヲ受ケ債務ノ辨償ヲ終ヘサル者

第四條 高等試験ヲ分テ豫備試験及本試験トス豫備試験ニ合格シタル者ニ非サレハ本試験ヲ受クルコトヲ得ス

第五條 豫備試験ハ受験者本試験ヲ受クルニ相當ナル學識ヲ有スル者ト認ムヘキヤ否ヲ考試スルヲ以テ目的トス

第六條 豫備試験ハ論文及外國語ニ就キ之ヲ行フ

外國語試験ハ英語、佛語及獨語ノ中ニ就キ受験者ヲシテ豫メ一種ヲ選擇セシメ之ヲ行フ但シ受験者ノ願ニ依リ他ノ外國語ヲ以テ之ニ代フルコトアルヘシ

第七條 豫備試験ヲ受ケムトスル者ハ中學校ヲ卒業シタル者、文部大臣ニ於テ普通教育ニ關シ之ト同等以上ノ學歷

第六章 大正八年世界大戰直後に至るまで



ヲ有スト定メタル者及高等試験委員ニ於テ普通教育ニ關シ中學校ト同等以上ト認ムル外國ノ學校ヲ卒業シタル者ヲ除クノ外文部大臣ノ定ムル所ニ依リ國語、漢文、歴史、地理、數學、物理及化學ノ七科目ニ就キ中學校卒業ノ程度ニ於テ行フ試験ニ合格シタル者ナルコトヲ要ス

第八條 高等學校大學豫科又ハ文部大臣ニ於テ之ト同等以上ト認ムル學校ヲ卒業シタル者ハ豫備試験ヲ免ス

第九條 本試験ハ受験者學理上ノ原則及現行法令ニ通曉シ且之ヲ實務ニ應用スルノ能力アルヤ否ヲ考試スルヲ以テ目的トス

第十條 本試験ヲ分チテ行政科、外交科及司法科ノ三科トス  
受験者ハ二科以上ノ試験ヲ併セ受クルコトヲ得

第十一條 本試験ハ筆記及口述トス筆記試験ニ合格シタル者ニ非サレハ口述試験ヲ受クルコトヲ得ス

第十二條 民法、商法、刑法、民事訴訟法、刑事訴訟法其ノ他高等試験委員ニ於テ必要ト認ムル科目ノ筆記試験及口述試験ハ受験者ニ法文ヲ示シテ之ヲ行フ

第十三條 行政科試験ハ左ノ科目ニ就キ之ヲ行フ

- 一 憲法
- 二 行政法
- 三 民法
- 四 刑法

五 國際公法

六 經濟學

以上ノ科目ハ必須トス

一 商法

二 民事訴訟法

三 刑事訴訟法

四 財政學

以上ノ科目ハ受験者ヲシテ豫メ其ノ一ヲ選擇セシム

第十四條 外交科試験ハ左ノ科目ニ就キ之ヲ行フ

一 憲法

二 國際公法

三 國際私法

四 經濟學

五 外交史

六 外國語

以上ノ科目ハ必須トス

外國語ハ英語、佛語及獨語ノ中ニ就キ受験者ヲシテ豫メ一種ヲ選擇セシム



受験者ノ願ニ依リ其ノ選擇シタル外國語ノ外他ノ外國語ヲ併セ試験スルコトアルヘシ

- 一 行政法
- 二 民法
- 三 商法
- 四 刑法
- 五 財政學
- 六 商業學
- 七 商業史

以上ノ科目ハ受験者ヲシテ豫メ其ノ一ヲ選擇セシム

第十五條 司法科試験ハ左ノ科目ニ就キ之ヲ行フ

- 一 憲法
- 二 民法
- 三 商法
- 四 刑法
- 五 民事訴訟法
- 六 刑事訴訟法
- 七 國際私法

以上ノ科目ハ必須トス

- 一 行政法
- 二 國際公法
- 三 經濟學

以上ノ科目ハ受験者ヲシテ豫メ其ノ一ヲ選擇セシム

第十六條 一ノ科ノ筆記試験ニ合格シタル者ハ翌年ニ限り其ノ科ノ筆記試験ヲ免ス

第十七條 一ノ科ノ本試験ニ合格シタル者ニシテ他ノ科ノ本試験ヲ受ケムトスル者ニ付テハ必須科目ノ試験ニ在リテハ受験セザリシ科目ニ就キテノミ之ヲ行ヒ選擇科目ノ試験ニ在リテハ其ノ科目中ニ受験シタル科目ナキトキニ於テノミ之ヲ行フ

第十八條 試験ノ合格者ヲ定ムル方法ハ高等試験委員ノ議定スル所ニ依ル

第十九條 高等試験ノ合格者ニハ合格證書ヲ付與ス

第二十條 不正ノ方法ニ依リ試験ヲ受ケムトシタル者又ハ試験ニ關スル規程ニ違反シタル者ハ其ノ試験ヲ受クルコトヲ得ス試験合格決定後發覺シタルトキハ其ノ合格ヲ無効トス

第二十一條 高等試験ヲ受ケムトスル者ハ手数料トシテ本試験ノ一科ニ付十圓ヲ納ムヘシ

第二十二條 高等試験ニ關スル細則ハ閣令ヲ以テ之ヲ定ム

附則

本令ハ大正七年三月一日ヨリ之ヲ施行ス

第六章 大正八年世界大戰直後に至るまで



本官試験規則並外交官及領事官試験規則ハ之ヲ廢止ス

大正三年法律第三十九號中第五十七條乃至第五十九條、第六十二條及第六十五條ノ改正規定、大正三年法律第四十號並本令中司法科試験ニ關スル規定ハ大正十二年三月一日ヨリ之ヲ施行ス

(第二) 公立學校等事務員の資格

公立學校等事務員は官吏待遇者であつて純然たる官吏ではないから文官任用令の適用を受けず、其他從來之に就て一般的資格の定められたるものなく、獨り府縣立師範學校長は公立學校職員たるに拘らず特別の規定に依り純然たる官吏であつて文官任用令の適用を受け、從て之を緩和する爲に特別任用令が制定せられたことは前章に於て述べた通りである。然るに公立圖書館職員に關しては明治三十九年十月九日勅令第二百七十四號を以てする圖書館令中の改正に依り、奏任文官と同一の待遇を受ける館長及司書、及判任文官と同一の待遇を受ける館長、司書及書記に就き、それぞれ任用資格が定めらるるに至つた。(學校等職員關係の款公立學校等職員の職制身分待遇等の場所参照)

(第三) 私立學校等事務員の資格

私立學校等事務員の資格に就ては何等一般的資格の定められたものはない。唯私立學校の校長若くは學校を代表し校務を掌理するものは、私立學校令に依り監督官廳の認可を受けることを要する。これは前章に於て述べた通りであつて、此期に於て何等變つたことはない。

第二項 學校等職員職制身分待遇等

第一目 官立學校等職員

明治三十九年三月三十日勅令第三十九號を以て左の如く東京帝國大學官制中に改正が行はれた。

東京帝國大學官制中左ノ通改正ス

第五條中「四十九人」ヲ「五十人」ニ改ム

第七條中「百二十二人」ヲ「百二十五人」ニ改ム

第八條中「五十六人」ヲ「七十人」ニ改ム

第九條中「百二十四人」ヲ「百三十人」ニ改ム

第十五條ノ次ニ左ノ一條ヲ加ヘ「第十五條ノ二」ヲ「第十五條ノ三」ニ改ム

第十五條ノ二 農科大學附屬農場ニ農場長ヲ置キ農科大學教授助教教授ヨリ文部大臣之ヲ補ス

農場長ハ總長監督ノ下ニ於テ農場ノ事務ヲ掌理ス

附則

本令ハ明治三十九年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

同日勅令第四十號を以て左の如く京都帝國大學官制中に改正が行はれた。

京都帝國大學官制中左ノ通改正ス

第五條中「二十八人」ヲ「三十人」ニ改ム

第七條中「七十六人」ヲ「九十人」ニ改ム

第八條中「三十九人」ヲ「五十六人」ニ改ム

第九條中「九十六人」ヲ「百八人」ニ改ム

第六章 大正八年世界大戰直後に至るまで



附 則

本令ハ明治三十九年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

同日又左の如く勅令第四十一號を以て文部省直轄諸學校官制中の改正、勅令第四十二號を以て臨時教員養成所官制中の改正、勅令第四十三號を以て帝國圖書館官制中の改正、勅令第四十五號を以て帝國大學高等官官等俸給令中の改正、勅令第四十六號を以て文部省直轄諸學校職員定員令中の改正が行はれた。

○勅令第四十一號

文部省直轄諸學校官制中左ノ通改正ス

第一條中名古屋高等工業學校ノ次ニ左ノ如ク加フ

熊本高等工業學校

仙臺高等工業學校

附 則

本令ハ明治三十九年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

○勅令第四十二號

臨時教員養成所官制中左ノ通改正ス

第四條中「九人」ヲ「六人」ニ、「四人」ヲ「三人」ニ改ム

附 則

本令ハ明治三十九年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

○勅令第四十三號

帝國圖書館官制中左ノ通改正ス

第二條中「九人」ヲ「十一人」ニ改ム

附 則

本令ハ明治三十九年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

○勅令第四十五號

帝國大學高等官官等俸給令中左ノ通改正ス

第三條第三項中「演習林長」ノ下ニ「農場長」ヲ加フ

附 則

本令ハ明治三十九年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

○勅令第四十六號

文部省直轄諸學校職員定員令中左ノ通改正ス

廣島高等師範學校ノ部教諭ノ欄「四人」ヲ「六人」ニ、助教諭ノ欄「一人」ヲ「二人」ニ、訓導ノ欄「三人」ヲ「八人」ニ、書記ノ欄「六人」ヲ「八人」ニ、札幌農學校ノ部教授ノ欄「十五人」ヲ「二十一人」ニ、助教諭ノ欄「十八人」ヲ「十九人」ニ、書記ノ欄「八人」ヲ「十人」ニ、神戸高等商業學校ノ部教授ノ欄「十三人」ヲ「十五人」ニ、助教諭ノ欄「六人」ヲ「八人」ニ、長崎高等商業學校ノ部教授ノ欄「六人」ヲ「十人」ニ、助教諭ノ欄「二人」ヲ「四人」ニ、書記ノ欄「三人」ヲ「五人」ニ

第六章 大正八年世界大戰直後に至るまで







明治四十年四月二十四日勅令第五百五十二號を以て左の如く帝國圖書館官制中に改正が行はれた。

帝國圖書館官制中左ノ通改正ス

第二條中司書官ノ下「一人」ヲ「二人」ニ改ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

明治四十年五月十七日左記勅令第九十四號が發せられた。

陸海軍現役衛生部將校相當官ニシテ帝國大學醫科大學教授又ハ日本赤十字社本社附屬病院ノ院長若ハ副院長ト爲リタル者ニ關シテハ明治三十九年勅令第二百二十六號ヲ準用ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

右の所謂勅令第二百二十六號は左の如きものである。

陸軍現役將校同相當官ニシテ馬政局職員ニ任セラレタル者ハ陸軍ニ於テ之ヲ定員外ト爲スコトヲ得

前項ニ依リ定員外ト爲リタル者ニ對シテハ陸軍ニ在リテハ在職陸軍現役武官ニ關スル規定ヲ適用ス但シ給與ニ關スル規定ハ此ノ限ニ在ラス

明治四十年六月十七日左の如く勅令第二百三十號を以て東京帝國大學官制中の改正、勅令第二百三十一號を以て京都

國大學官制中の改正、勅令第二百三十二號を以て帝國大學高等官官等俸給令中の改正が行はれた。

○勅令第二百三十號

東京帝國大學官制中左ノ通改正ス

第四條第一項ヲ左ノ如ク改ム

學生監ハ專任一人奏任トス

第七條中「百二十五人」ヲ「百三十四人」ニ改ム

第八條中「七十人」ヲ「七十四人」ニ改ム

第九條中「百三十人」ヲ「百四十七人」ニ改ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第四條第一項の改正は新に專任學生監を置くこととしたが爲である。第七條は教授の定員第八條は助教授の定員第九條は助手の定員に關するものである。

○勅令第二百三十一號

京都帝國大學官制中左ノ通改正ス

第四條第一項ヲ左ノ如ク改ム

學生監ハ專任一人奏任トス

第七條中「九十人」ヲ「九十八人」ニ改ム

第六章 大正八年世界大戰直後に至るまで



第九條中「百八人」ヲ「百二十六人」ニ改ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第四條第一項の改正は新に専任學生監を置くこととしたが爲である。第七條は教授の定員第九條は助手の定員に関するものである。

○勅令第二百三十二號

帝國大學高等官官等俸給令中左ノ通改正ス

第一條第二項中「五等」ヲ「四等」ニ改ム

同條ニ左ノ一項ヲ加フ

帝國大學學生監ハ高等官四等以下八等以上トス但シ兼任學生監ハ本官ノ官等ニ從フ

第三條第一項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

帝國大學總長ニシテ一級俸ヲ受クル者ハ年功ニ依リ特ニ五千圓ヲ給スルコトヲ得

同條第二項但書ヲ削リ第三項中「醫院長又ハ」ヲ「醫院長ニ補セラレタル者ニハ本俸八百圓以内」ニ改ム

第七條ノ二 教授ニシテ講座外ノ授業ヲ擔當スルトキハ一箇年六百圓以内ヲ俸給ヨリ給スルコトヲ得別表ヲ左ノ如ク改ム

一 級
二 級
三 級
四 級
五 級
六 級
七 級
八 級
九 級
十 級

帝國大學總長	四千五百圓	四千圓									
帝國大學大教授	二千圓	千八百圓	千六百圓	千四百圓	千二百圓	千圓	九百圓	八百圓			
帝國大學助教授	千圓	九百圓	八百圓	七百圓	六百圓	五百圓	四百圓	三百圓			
帝國大學書記官	二千五百圓	二千二百圓	二千圓	千八百圓	千六百圓	千四百圓	千二百圓	千圓	九百圓	八百圓	七百圓
帝國大學學生監	二千圓	千八百圓	千六百圓	千四百圓	千二百圓	千圓	九百圓	八百圓	七百圓	六百圓	五百圓

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際別ニ辭令書ヲ交付セラレサル者ハ現ニ受クル俸給額ニ相當スル等級俸ヲ受クルモノトス

現ニ本令ニ規定スル俸給額ニ相當セサル俸給ヲ受クル者ハ當分ノ内現在ノ儘支給スルコトヲ得

教授ニシテ本令施行前本俸千六百圓ヲ受ケタル者ハ其ノ期間ハ之ヲ第三條第二項ノ年數ニ通算スルコトヲ得

明治四十年六月二十二日勅令第二百三十七號を以て左の如く東北帝國大學農科大學官制が定められた。

東北帝國大學農科大學官制

第一條 東北帝國大學農科大學ニ職員ヲ置ク左ノ如シ

學長

教授

助教授

第六章

大正八年世界大戰直後に至るまで



學生監

助手

書記

第二條 學長ハ教授ヨリ文部大臣之ヲ補ス

學長ハ文部大臣ノ監督ヲ承ケ農科大學ノ事ヲ掌リ所屬職員ヲ統轄ス

第三條 教授ハ專任十二人奏任又ハ勅任トス講座ヲ擔任シ學生ヲ教授シ其ノ研究ヲ指導ス

教授ニシテ學長ニ補セラレタル者ハ講座ヲ擔任セサルコトアルヘシ

第四條 助教授ハ專任八人奏任トス教授ヲ助ケテ授業及實驗ニ従事ス

講座ヲ擔任スル助教授ハ前項ノ定員外ニ置クモノトス但シ講座ヲ分擔スル助教授ハ此ノ限ニ在ラス

第五條 學生監ハ一人教授又ハ助教授ヨリ文部大臣之ヲ補ス

學生監ハ學長ノ命ヲ承ケ學生ノ取締ニ關スルコトヲ掌ル

第六條 助手ハ專任十五人判任トス教授及助教授ノ指揮ヲ承ケ學術技藝ニ關スル職務ニ服ス

第七條 書記ハ專任十人判任トス上官ノ命ヲ承ケ庶務會計ニ従事ス

第八條 第一條職員ノ外植物園長、農場長及演習林長ヲ置キ教授又ハ助教授ヨリ文部大臣之ヲ補ス

植物園長、農場長及演習林長ハ學長ノ監督ヲ承ケ各其ノ事務ヲ掌理ス

第九條 農科大學ニ大學豫科、木工學科、林學科及水産學科ヲ附屬セシメ教授專任十六人助教授專任七人ヲ置ク

教授ハ奏任トシ助教授ハ判任トス生徒ノ教育ヲ掌ル

附 則

本令ハ明治四十年九月一日ヨリ之ヲ施行ス

他の帝國大學に就ては分科大學に關する官制的規定は當該帝國大學官制の中に包含せられ、特に分科大學官制といふが如きものは設けられないのであるが、前に大學教育の款に於て述べた如く新に東北帝國大學が設置せられ、取敢へず札幌農學校を以て同大學の農科大學とすることとなつたので、實は他の分科大學は此時には尙ほ創設中で未だ成立せず、當分の内農科大學長をして大學總長の事務を行はしむるといふ状態であり、未だ東北帝國大學官制を制定する時機に達せざるが爲、特例的に農科大學官制を設けたのである。従て學長の職權が強くなつて居る點竝に專任の學生監がなく教授助教授の補職となつて居る點等に於て、他の帝國大學官制と其趣を異にする所があるのである。

同日又左記勅令第二百三十八號及勅令第二百三十九號が發布せられた。

○勅令第二百三十八號

東北帝國大學農科大學大學豫科、土木工學科、林學科及水産學科教授ノ官等俸給ニ關シテハ文部省直轄諸學校高等官官等俸給令中教授ノ例ニ依ル

附 則

本令ハ明治四十年九月一日ヨリ之ヲ施行ス

○勅令第二百三十九號

文武判任官等級表中「史料編纂書記」ノ次ニ左ノ如ク加フ

第六章 大正八年世界大戰直後に至るまで



東北帝國大學農 科大學大學農科 土木工學科、林 學科、水産學科 助教授	同	東北帝國大學農 科大學大學農科 土木工學科、林 學科、水産學科 助教授	同	東北帝國大學農 科大學大學農科 土木工學科、林 學科、水産學科 助教授	同	東北帝國大學農 科大學大學農科 土木工學科、林 學科、水産學科 助教授	同	東北帝國大學農 科大學大學農科 土木工學科、林 學科、水産學科 助教授	同
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

附則

本令ハ明治四十年九月一日ヨリ之ヲ施行ス

明治四十年六月二十八日勅令第二百四十六號を以て左の如く文部省直轄諸學校官制中に改正が行はれた。

文部省直轄諸學校官制中左ノ通改正ス

第六條中「教授」ノ次ニ「生徒監」ヲ加フ

第八條 教授ハ勅任又ハ奏任トシ助教ハ判任トス生徒ノ教育ヲ掌ル

第九條 生徒監ハ奏任教官ノ中ヨリ文部大臣之ヲ補ス

生徒監ハ校長ノ指揮ヲ承ケ専ラ生徒ノ訓育ヲ掌ル

「第九條」ヲ「第十條」ニ改メ第十條ヲ削ル

第十一條中「第五條及第九條」ヲ「第六條」ニ改ム

第十二條 教諭ハ奏任トシ助教諭ハ判任トス附屬中學校及附屬高等女學校生徒ノ教育ヲ掌リ兼テ師範生徒ノ實地授

業ヲ監督ス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

同日勅令第二百四十七號を以て左の如く文部省直轄諸學校職員定員令中に改正が行はれた。

文部省直轄諸學校職員定員令中左ノ通改正ス

生徒監ノ欄ヲ削リ東京高等師範學校ノ部教授ノ欄「五十一人」ヲ「五十二人」ニ、廣島高等師範學校ノ部教授ノ欄「三十九人」ヲ「四十人」ニ、助教諭ノ欄「二人」ヲ「五人」ニ、訓導ノ欄「八人」ヲ「十三人」ニ、女子高等師範學校ノ部教諭ノ欄「十人」ヲ「十二人」ニ、札幌農學校ノ部教授ノ欄「二十一人」ヲ「二十三人」ニ、助教諭ノ欄「十九人」ヲ「二十二」ニ、神戸高等商業學校ノ部教授ノ欄「十五人」ヲ「十六人」ニ、書記ノ欄「五人」ヲ「六人」ニ、長崎高等商業學校ノ部教授ノ欄「十人」ヲ「十二人」ニ、助教諭ノ欄「四人」ヲ「七人」ニ、第一高等學校ノ部教授ノ欄「三十七人」ヲ「三十九人」ニ、助教諭ノ欄「九人」ヲ「十人」ニ、第二高等學校ノ部教授ノ欄「二十四人」ヲ「二十六人」ニ、助教諭ノ欄「五人」ヲ「七人」ニ、第三高等學校ノ部教授ノ欄「二十四人」ヲ「二十六人」ニ、助教諭ノ欄「七人」ヲ「八人」ニ、第四高等學校ノ部教授ノ欄「二十四人」ヲ「二十六人」ニ、助教諭ノ欄「六人」ヲ「七人」ニ、第六高等學校ノ部教授ノ欄「二十四人」ヲ「二十六人」ニ、助教諭ノ欄「五人」ヲ「六人」ニ、書記ノ欄「五人」ヲ「六人」ニ、山口高等商業學校ノ部教授ノ欄「十人」ヲ「十三人」ニ、助教諭ノ欄「三人」ヲ「五人」ニ、千葉醫學專門學校ノ部教授ノ欄「十三人」ヲ「十六人」ニ、仙臺醫學專門學校ノ部教授ノ欄「十二人」ヲ「十六人」ニ、岡山醫

第六章 大正八年世界大戰直後に至るまで



學專門學校ノ部教授ノ欄「十二人」ヲ「十四人」ニ、金澤醫學專門學校ノ部教授ノ欄「十三人」ヲ「十六人」ニ、助教ノ欄「五人」ヲ「六人」ニ、長崎醫學專門學校ノ部教授ノ欄「十三人」ヲ「十六人」ニ、東京高等工業學校ノ部教授ノ欄「二十人」ヲ「二十八人」ニ、助教ノ欄「三十七人」ヲ「三十六人」ニ、大阪高等工業學校ノ部教授ノ欄「十九人」ヲ「二十一人」ニ、書記ノ欄「六人」ヲ「七人」ニ、名古屋高等工業學校ノ部教授ノ欄「十二人」ヲ「十四人」ニ、助教ノ欄「十二人」ヲ「十四人」ニ、書記ノ欄「五人」ヲ「六人」ニ、熊本高等工業學校ノ部教授ノ欄「十四人」ヲ「十六人」ニ、助教ノ欄「七人」ヲ「八人」ニ、仙臺高等工業學校ノ部教授ノ欄「二人」ヲ「六人」ニ、助教ノ欄「三人」ヲ「八人」ニ、書記ノ欄「三人」ヲ「四人」ニ、東京美術學校ノ部教授ノ欄「二十三人」ヲ「二十五人」ニ、東京音樂學校ノ部書記ノ欄「四人」ヲ「五人」ニ、東京盲啞學校ノ部訓導ノ欄「十二人」ヲ「十五人」ニ改ム

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

同日又勅令第二百四十八號を以て左の如く文部省直轄諸學校高等官等俸給令中に改正が行はれた。

文部省直轄諸學校高等官等俸給令中左ノ通改正ス

第二條第二項中「各校一人」ヲ「二十七人」ニ改メ同項ニ左ノ但書ヲ加フ

但シ各校二人ヲ超ユルコトヲ得ス

第三條 削除

別表中文部省直轄諸學校生徒監ノ項ヲ削ル

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

右第二條第二項中の改正は、從來教授は一校一人を限り高等官二等に叙せられ得ることとなつて居たのを改め、各校を通じて二十七人までは二等官に叙せられ得ることとし、但一校二人を超ゆることを得ずとして、最高限一校二人まで二等官と爲し得ることとしたのである。

第三條の削除は専任生徒監廢止の結果である。

明治四十年七月三日左記勅令第二百五十二號が發布せられた。

陸海軍將校又ハ同相當官ヨリ帝國大學、文部省直轄諸學校又ハ商船學校ノ高等官ニ任用セララルル者及任用セラレタル者ノ官等ニ付テハ高等文官轉任ノ例ヲ準用ス

前項ノ官吏ハ明治三十六年勅令第二百八十五號ニ依ル特別文官トス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

明治四十年十一月六日文部省令第三十二號を以て左の如く文部省所管不動産登記囑託官吏指定の件が發せられた。

當省所管ニ係ル不動産ノ登記ノ囑託ニ就テハ左ノ官吏ヲ指定ス

北海道廳長官 府縣知事 文部大臣官房會計課長

第六章 大正八年世界大戰直後に至るまで



明治四十一年三月三十一日勅令第六十八號を以て左の如く文部省直轄諸學校官制中に改正が行はれた。  
文部省直轄諸學校官制中左ノ通改正ス

第一條中「女子高等師範學校」ヲ「東京女子高等師範學校」ニ改メ同校ノ次ニ「奈良女子高等師範學校」ヲ加ヘ「札幌農學校」ヲ削リ「盛岡高等農林學校」ノ次ニ「鹿兒島高等農林學校」ヲ、「長崎高等商業學校」ノ次ニ「山口高等商業學校」ヲ加ヘ「第七高等學校造士館」ノ次「山口高等商業學校」ヲ削リ「第八高等學校」ヲ加フ  
第十八條ノ二 削除

附 則

本令ハ明治四十一年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

右の改正は奈良女子高等師範學校、鹿兒島高等農林學校及第八高等學校が新設せられ、又札幌農學校が東北帝國大學の農科大學となつて文部省直轄諸學校の一としての存在を失つたが爲である。

同日又勅令第六十九號を以て左の如く文部省直轄諸學校職員定員令中に改正が行はれた。

文部省直轄諸學校職員定員令中左ノ通改正ス

東京高等師範學校ノ部訓導ノ欄「十九人」ヲ「二十一人」ニ、廣島高等師範學校ノ部教諭ノ欄「六人」ヲ「八人」ニ、助教諭ノ欄「五人」ヲ「六人」ニ、訓導ノ欄「十三人」ヲ「十六人」ニ、「女子高等師範學校」ヲ「東京女子高等師範學校」ニ改メ同校ノ次ニ左ノ如ク加フ

奈良女子高等師範學校	一人	二人		二人				二人
------------	----	----	--	----	--	--	--	----

札幌農學校ノ部ヲ削ル

盛岡高等農林學校ノ部教授ノ欄「十六人」ヲ「十七人」ニ、書記ノ欄「五人」ヲ「七人」ニ改メ同校ノ次ニ左ノ如ク加フ

鹿兒島高等農林學校	一人	二人		二人				二人
-----------	----	----	--	----	--	--	--	----

東京高等商業學校ノ部教授ノ欄「三十一人」ヲ「三十四人」ニ、書記ノ欄「九人」ヲ「十人」ニ、長崎高等商業學校ノ部教授ノ欄「十二人」ヲ「十三人」ニ、助教諭ノ欄「七人」ヲ「八人」ニ、書記ノ欄「五人」ヲ「六人」ニ改メ同校ノ次ニ山口高等商業學校ノ部ヲ加ヘ第一高等學校ノ部教授ノ欄「三十九人」ヲ「四十三人」ニ、第二高等學校ノ部教授ノ欄「二十六人」ヲ「二十七人」ニ、第三高等學校ノ部教授ノ欄「二十六人」ヲ「二十七人」ニ、第四高等學校ノ部教授ノ欄「二十六人」ヲ「二十九人」ニ、第五高等學校ノ部教授ノ欄「二十七人」ヲ「三十人」ニ、第六高等學校ノ部教授ノ欄「二十六人」ヲ「二十七人」ニ、第七高等學校造士館ノ部教授ノ欄「二十六人」ヲ「二十七人」ニ改メ同校ノ次ニ山口高等商業學校ノ部ヲ削リ左ノ如ク加フ

第八高等學校	一人	十三人		二人				四人
--------	----	-----	--	----	--	--	--	----

千葉醫學專門學校ノ部教授ノ欄「十六人」ヲ「十七人」ニ、助教諭ノ欄「七人」ヲ「八人」ニ、仙臺醫學專門學校ノ部教授ノ欄「十六人」ヲ「十七人」ニ、助教諭ノ欄「六人」ヲ「八人」ニ、金澤醫學專門學校ノ部教授ノ欄「十六人」ヲ「十七人」ニ、助教諭ノ欄「六人」ヲ「八人」ニ、長崎醫學專門學校ノ部教授ノ欄「十六人」ヲ「十七人」ニ、助教諭ノ欄「七人」ヲ「八人」ニ



ニ、東京高等工業學校ノ部教授ノ欄「二十八人」ヲ「三十人」ニ、助教ノ欄「三十六人」ヲ「三十七人」ニ、大阪高等工業學校ノ部教授ノ欄「二十一人」ヲ「二十三三人」ニ、助教ノ欄「二十五人」ヲ「二十七人」ニ、熊本高等工業學校ノ部教授ノ欄「八人」ヲ「十人」ニ、仙臺高等工業學校ノ部教授ノ欄「六人」ヲ「十二人」ニ、助教ノ欄「八人」ヲ「十一人」ニ、書記ノ欄「四人」ヲ「六人」ニ、東京美術學校ノ部書記ノ欄「五人」ヲ「六人」ニ改ム

附則

本令ハ明治四十一年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

明治四十一年四月九日勅令第八十號を以て左の如く東北帝國大學農科大學官制中に改正が行はれた。

東北帝國大學農科大學官制中左ノ通改正ス

第三條中「十二人」ヲ「十四人」ニ改ム

第六條中「十五人」ヲ「十九人」ニ改ム

第七條中「十人」ヲ「十二人」ニ改ム

第九條中「十六人」ヲ「二十四人」ニ「七人」ヲ「十二人」ニ改ム

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

右第三條は教授定員、第六條は助手定員、第七條は書記定員、第九條は附屬豫科土木工學科等の教授及助教の定員に關するものである。

明治四十一年六月三日左の如く勅令第四百二十二號を以て東京帝國大學官制中の改正、勅令第四百十三號を以て京都帝國大學官制中の改正、勅令第四百四十四號を以て帝國大學高等官官等俸給令中の改正が行はれた。

○勅令第四百四十二號

東京帝國大學官制中左ノ通改正ス

第一條中「書記官」ノ次ニ「事務官」ヲ、「學生監」ノ次ニ「司書官」ヲ、「書記」ノ次ニ「司書」ヲ加フ

第三條ノ二 事務官ハ專任一人奏任トス上官ノ命ヲ承ケ庶務會計ヲ分掌ス

第四條中「一人」ヲ「二人」ニ改ム

第四條ノ二 司書官ハ專任一人奏任トス上官ノ命ヲ承ケ附屬圖書館ニ於ケル圖書、記録及閱覽ニ關スル事務ヲ掌理ス

第五條ノ二 司書ハ專任八人判任トス上官ノ命ヲ承ケ附屬圖書館ニ於ケル圖書記録ノ整理、保存及閱覽ニ關スル事務ニ従事ス

第七條中「百三十四人」ヲ「百三十八人」ニ改ム

第十一條ノ二 醫科大學附屬醫院藥局ニ藥局長ヲ置キ醫科大學教授助教ヨリ文部大臣之ヲ補ス

藥局長ハ總長監督ノ下ニ於テ醫院藥局ノ事務ヲ掌理ス

第十六條中「助教」ヲ「助教又ハ司書官」ニ改ム

附則

第六章 大正八年世界大戰直後に至るまで



本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

○勅令第四百十三號

京都帝國大學官制中左ノ通改正ス

第一條中「書記官」ノ次ニ「事務官」ヲ、「學生監」ノ次ニ「司書官」ヲ、「書記」ノ次ニ「司書」ヲ加フ

第三條中「二人」ヲ「一人」ニ改ム

第三條ノ二 事務官ハ專任二人奏任トス上官ノ命ヲ承ケ庶務會計ヲ分掌ス

第四條ノ二 司書官ハ專任一人奏任トス上官ノ命ヲ承ケ附屬圖書館ニ於ケル圖書、記録及閱覽ニ關スル事務ヲ掌理ス

第五條中「三十人」ヲ「三十二人」ニ改ム

第五條ノ二 司書ハ專任五人判任トス上官ノ命ヲ承ケ附屬圖書館ニ於ケル圖書記録ノ整理、保存及閱覽ニ關スル事務ニ従事ス

第七條中「九十八人」ヲ「百五人」ニ改ム

第十一條ノ二 醫科大學附屬醫院ニ藥局長專任二人ヲ置ク奏任トス

藥局長ハ總長監督ノ下ニ於テ醫院藥局ノ事務ヲ掌理ス

第十二條中「助教授」ヲ「助教授又ハ司書官」ニ改ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

東京帝國大學に於ける藥局長は醫科大學教授助教授の補職たるに拘らず、京都帝國大學に於ける藥局長が專任者であるのは、東京帝國大學の醫科大學には藥學科があり藥學の教授助教授が藥局長の職務を行ひ得る便宜あれども、京都帝國大學の醫科大學には藥學科の設なく、從て專任の藥局長を置く必要があるからである。

○勅令第四百十四號

帝國大學高等官官等俸給令中左ノ通改正ス

第一條第四項中「帝國大學學生監」ヲ「帝國大學事務官、帝國大學學生監、帝國大學司書官及帝國大學醫科大學附屬醫院藥局長」ニ改ム

第三條第四項中「農場長」ヲ下ニ「藥局長」ヲ加フ

同表中「帝國大學學生監」ヲ「帝國大學事務官、帝國大學學生監、帝國大學司書官、帝國大學醫科大學附屬醫院藥局長」ニ改ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

右の改正は東京、京都兩帝國大學に於ける事務官、司書官、司書及京都帝國大學に於ける藥局長の新設の結果である。

同日又勅令第四百十五號を以て左の如く文武判任官等級表中に改正が行はれた。

文武判任官等級表中左ノ通改正ス

「史料編纂書記」ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

第六章 大正八年世界大戰直後に至るまで



帝國大學司書	同	帝國大學司書	同	帝國大學司書	同	帝國大學司書	同
同	同	同	同	同	同	同	同

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

明治四十一年六月十六日文部省令第二十二號を以て左の如く文部省所管不動産登記囑託官吏指定の件中に改正が行はれた。

明治四十年文部省令第三十二號不動産登記ノ囑託官吏ヲ左ノ通追加ス

帝國大學總長

東北帝國大學農科大學長

文部省直轄諸學校長

明治四十二年四月七日左の如く勅令第八十三號を以て東京帝國大學官制中の改正、勅令第八十四號を以て京都帝國大學官制中の改正、勅令第八十五號を以て東北帝國大學官制中の改正、勅令第八十六號を以て文部省直轄諸學校官制中の改正、勅令第八十七號を以て文部省直轄諸學校高等官官等俸給令中の改正、勅令第八十八號を以て文部省直轄諸學校職員定員令中の改正、勅令第八十九號を以て文武判任官等級表中の改正が行はれた。

○勅令第八十三號

東京帝國大學官制中左ノ通改正ス

第七條中「百三十八人」ヲ「百四十三人」ニ改ム

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

○勅令第八十四號

京都帝國大學官制中左ノ通改正ス

第五條中「三十二人」ヲ「三十一人」ニ改ム

第七條中「百五人」ヲ「百十人」ニ改ム

第八條中「五十六人」ヲ「五十七人」ニ改ム

第九條中「百二十六人」ヲ「百二十四人」ニ改ム

第十一條ノ三 醫科大學附屬醫院ニ藥劑手專任十人ヲ置ク判任トス

藥劑手ハ藥局長ノ指揮ヲ承ケ醫院藥局ニ關スル職務ニ服ス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

東京帝國大學官制第七條中の改正は教授定員に關するもの、京都帝國大學官制第五條中の改正は書記定員、同第七條中の改正は教授定員、同第八條中の改正は助教定員、同第九條中の改正は助手定員に關するもの、東北帝國大學農科大學官制第三條中の改正は教授定員、同第四條中の改正は助教定員、同第九條中の改正は附屬豫科、土木工學科等の教授及助教の定員に關するものである。尙ほ京都帝國大學に專任藥劑手が置かれて東京帝國大學にそれがないのは前



述べた如く東京帝國大學の醫科大學には藥學科があり、同學科の助手が藥局長の職務を行ふ藥學の教授助教授の指揮の下に藥劑手の職務を行ひ得る便宜があつて別に專任者を置く必要がないからである。

○勅令第八十五號

東北帝國大學農科大學官制中左ノ通改正ス

第三條中「十四人」ヲ「十五人」ニ改ム

第四條中「八人」ヲ「九人」ニ改ム

第九條中「二十四人」ヲ「三十人」ニ、「十二人」ヲ「十五人」ニ改ム

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

右第三條中の改正は教授定員、第四條中の改正は助教授定員、第九條中の改正は附屬豫科土木工學科等の教授助教授の定員に關するものである。

○勅令第八十六號

文部省直轄諸學校官制中左ノ通改正ス

第一條中東京盲啞學校ノ次ニ「東京盲學校」ヲ加フ

第十六條第一項中「東京盲啞學校」ノ下ニ「及東京盲學校」ヲ加ヘ第二項ヲ左ノ如ク改ム

東京盲啞學校教諭ハ盲啞教員志望者ノ授業ヲ、東京盲學校教諭ハ盲教員志望者ノ授業ヲ掌リ訓導ハ生徒ノ授業ヲ掌ル

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

右の改正は東京盲學校の獨立に依るものである。

○勅令第八十七號

文部省直轄諸學校高等官等俸給令中左ノ通改正ス

第一條中「及東京盲啞學校長」ヲ、「東京盲啞學校長及東京盲學校長」ニ改ム

第二條中「及東京盲啞學校教官」ヲ、「東京盲啞學校及東京盲學校教官」ニ改ム

別表中「東京盲啞學校長」ヲ「東京盲啞學校長」ニ改ム

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

○勅令第八十八號

文部省直轄諸學校職員定員令中左ノ通改正ス

東京高等師範學校ノ部訓導ノ欄「二十一人」ヲ「二十二」ニ、廣島高等師範學校ノ部教諭ノ欄「八人」ヲ「十一」ニ、助教諭ノ欄「六人」ヲ「七」ニ、訓導ノ欄「十六人」ヲ「十八」ニ、東京女子高等師範學校ノ部訓導ノ欄「十九人」ヲ「二十」ニ、奈良女子高等師範學校ノ部教授ノ欄「二人」ヲ「十三」ニ、助教授ノ欄「二人」ヲ「四人」ニ、書記ノ欄「二人」ヲ「三人」ニ、盛岡高等農林學校ノ部書記ノ欄「七人」ヲ「六人」ニ、鹿兒島高等農林學校ノ部教授ノ欄「二人」ヲ「七人」ニ、助教授ノ欄「二人」ヲ「五人」ニ、書記ノ欄「二人」ヲ「三人」ニ、東京高等商業學校ノ部教授ノ欄「三十四人」ヲ「三十五」



人」ニ、神戸高等商業學校ノ部教授ノ欄「十六人」ヲ「十八人」ニ、長崎高等商業學校ノ部教授ノ欄「十三人」ヲ「十四人」ニ、山口高等商業學校ノ部教授ノ欄「十三人」ヲ「十五人」ニ、第一高等學校ノ部教授ノ欄「四十三人」ヲ「四十四人」ニ、第二高等學校ノ部教授ノ欄「二十七人」ヲ「二十八人」ニ、第三高等學校ノ部教授ノ欄「二十七人」ヲ「三十人」ニ、助教授ノ欄「八人」ヲ「九人」ニ、第四高等學校ノ部教授ノ欄「二十九人」ヲ「三十人」ニ、第五高等學校ノ部教授ノ欄「三十人」ヲ「三十三人」ニ、助教授ノ欄「七人」ヲ「八人」ニ、第六高等學校ノ部教授ノ欄「二十七人」ヲ「二十八人」ニ、第七高等學校造士館ノ部教授ノ欄「二十七人」ヲ「二十八人」ニ、第八高等學校ノ部教授ノ欄「十三人」ヲ「二十人」ニ、助教授ノ欄「二人」ヲ「三人」ニ、書記ノ欄「四人」ヲ「五人」ニ、東京高等工業學校ノ部教授ノ欄「三十人」ヲ「三十一人」ニ、大阪高等工業學校ノ部教授ノ欄「二十三人」ヲ「二十四人」ニ、助教授ノ欄「二十七人」ヲ「二十八人」ニ、名古屋高等工業學校ノ部教授ノ欄「十四人」ヲ「十六人」ニ、仙臺高等工業學校ノ部教授ノ欄「十二人」ヲ「十八人」ニ、助教授ノ欄「十一人」ヲ「十五人」ニ、書記ノ欄「六人」ヲ「七人」ニ、東京美術學校ノ部教授ノ欄「二十五人」ヲ「二十六人」ニ、助教授ノ欄「二十四人」ヲ「二十五人」ニ、東京音樂學校ノ部教授ノ欄「十三人」ヲ「十四人」ニ、助教授ノ欄「十三人」ヲ「十四人」ニ、改メ東京盲啞學校ノ次ニ左ノ如ク加フ

東京盲學校	一人	一人	一人	三人	一人
-------	----	----	----	----	----

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

○勅令第八十九號

文武判任官等級表中左ノ通改正ス

「帝國大學助手」ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

帝國大學醫科大學附屬醫院藥劑手	同	帝國大學醫科大學附屬醫院藥劑手	同	帝國大學醫科大學附屬醫院藥劑手	同
同	同	同	同	同	同

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

明治四十三年三月二十八日左の如く勅令第六十一號を以て東京帝國大學官制中の改正、勅令第六十二號を以て京都帝國大學官制中の改正、勅令第六十三號を以て東北帝國大學農科大學官制中の改正が行はれた。

○勅令第六十一號

東京帝國大學官制中左ノ通改正ス

第五條中「五十人」ヲ「四十六人」ニ改ム

第五條ノ二中「八人」ヲ「七人」ニ改ム

第九條中「百四十七人」ヲ「百三十二人」ニ改ム

附則

本令ハ明治四十三年三月三十一日ヨリ之ヲ施行ス

第六章 大正八年世界大戰直後に至るまで



○勅令第六十二號

京都帝國大學官制中左ノ通改正ス

第五條中「三十一人」ヲ「三十人」ニ改ム

第五條ノ二中「五人」ヲ「四人」ニ改ム

第七條中「百人」ヲ「百十一人」ニ改ム

第九條中「百二十四人」ヲ「百十一人」ニ改ム

第十一條ノ三中「十人」ヲ「八人」ニ改ム

附則

本令ハ明治四十三年三月三十一日ヨリ之ヲ施行ス

○勅令第六十三號

東北帝國大學農科大學官制中左ノ通改正ス

第三條中「十五人」ヲ「二十人」ニ改ム

第四條中「九人」ヲ「十一人」ニ改ム

第六條中「十九人」ヲ「二十一人」ニ改ム

第七條中「十二人」ヲ「十一人」ニ改ム

第九條中「三十人」ヲ「二十七人」ニ、「十五人」ヲ「十二人」ニ改ム

附則

本令ハ明治四十三年三月三十一日ヨリ之ヲ施行ス

右東京京都兩帝國大學官制及東北帝國大學農科大學官制中の改正は、第二次桂内閣に依て行はれた行政整理に依る書記、司書、藥劑手及附屬豫科土木工程學科等の教授及助教の定員減少に關するものである。大學教授及大學助教に就ては、研究及授業の必要上整理の餘地なきものとして全然手を觸れなかつたのである。而して京都帝國大學に於ける教授定員及東北帝國大學農科大學に於ける教授助教及助手の定員が却て増加してゐるのは、行政整理の際に拘らず大學の内容充實の爲に必要であつたからである。

同日勅令第六十五號を以て左の如く帝國圖書館官制中に改正が行はれた。

帝國圖書館官制中左ノ通改正ス

第二條中「三人」ヲ「二人」ニ改ム

附則

本令ハ明治四十三年三月三十一日ヨリ之ヲ施行ス

右は書記の定員減少であつてこれも行政整理に依るものである。

同日勅令第六十六號を以て左の如く文部省直轄諸學校官制中に改正が行はれた。

文部省直轄諸學校官制中左ノ通改正ス

第一條中「鹿兒島高等農林學校」ノ次ニ「上田蠶絲專門學校」ヲ、「山口高等商業學校」ノ次ニ「小樽高等商業學校」ヲ、

第六章 大正八年世界大戰直後に至るまで



「長崎醫學專門學校」ノ次ニ「新潟醫學專門學校」ヲ、「仙臺高等工業學校」ノ次ニ「米澤高等工業學校」秋田鑛山專門學校」ヲ加ヘ「東京盲啞學校」ヲ削リ「東京盲學校」ノ次ニ「東京聾啞學校」ヲ加フ

第四條ノ二 新潟醫學專門學校ニ附屬醫院ヲ置ク

第五條 東京高等工業學校ニ附屬職工徒弟學校及附屬工業補習學校ヲ置キ工業教員養成所ヲ附設ス

第十六條第一項中「東京盲啞學校及東京盲學校」ヲ「東京盲學校及東京聾啞學校」ニ改メ第二項中「東京盲啞學校教諭ハ盲啞教員志望者ノ授業ヲ、」ヲ削リ「盲教員志望者ノ授業ヲ」ノ下ニ、「東京聾啞學校教諭ハ聾啞教員志望者ノ授業ヲ」ヲ加フ

第十八條ノ二 新潟醫學專門學校附屬醫院ニ醫院長、醫長及醫員ヲ置キ同校教官ノ中ヨリ文部大臣之ヲ命ス

附 則

本令ハ明治四十三年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

右の改正は上田蠶絲專門學校、小樽高等商業學校、米澤高等工業學校、秋田鑛山專門學校及新潟醫學專門學校の新設及東京盲學校の獨立と東京高等工業學校の附屬及附設學校に關するものである。新潟醫學專門學校の附屬醫院のことに關して規定のあるのは、他の官立醫學專門學校は何れも其所在地の縣立病院を縣との協約に依り實習病院として利用して居るのであるが、新潟醫學專門學校の新設の際は新潟縣から其縣立病院を寄附したので之を基礎として附屬醫院を設けることとしたからである。

同日勅令第六十七號を以て左の如く文部省直轄諸學校職員定員令中に改正が行はれた。

文部省直轄諸學校職員定員令中左ノ通改正ス

東京高等師範學校ノ部教授ノ欄「五十二人」ヲ「四十九人」ニ、書記ノ欄「十一人」ヲ「十人」ニ、廣島高等師範學校ノ部教授ノ欄「四十人」ヲ「三十九人」ニ、教諭ノ欄「十一人」ヲ「九人」ニ、訓導ノ欄「十八人」ヲ「十九人」ニ、東京女子高等師範學校ノ部助教授ノ欄「八人」ヲ「七人」ニ、助教諭ノ欄「十一人」ヲ「十人」ニ、保姆ノ欄「七人」ヲ「六人」ニ、書記ノ欄「七人」ヲ「六人」ニ、奈良女子高等師範學校ノ部教授ノ欄「十三人」ヲ「十八人」ニ、助教授ノ欄「四人」ヲ「八人」ニ改メ助手ノ欄「二人」ヲ加ヘ書記ノ欄「三人」ヲ「五人」ニ、盛岡高等農林學校ノ部助教授ノ欄「十五人」ヲ「十一人」ニ、鹿兒島高等農林學校ノ部教授ノ欄「七人」ヲ「十一人」ニ、助教授ノ欄「五人」ヲ「八人」ニ、書記ノ欄「三人」ヲ「五人」ニ改メ同校ノ次ニ左ノ如ク加フ

上田蠶絲專門學校

一人

四人

四人

三人

東京高等商業學校ノ部教授ノ欄「三十五人」ヲ「三十四人」ニ、助教授ノ欄「十四人」ヲ「十二人」ニ、神戸高等商業學校ノ部助教授ノ欄「八人」ヲ「三人」ニ、長崎高等商業學校ノ部教授ノ欄「十四人」ヲ「十五人」ニ、助教授ノ欄「八人」ヲ「七人」ニ、山口高等商業學校ノ部教授ノ欄「十五人」ヲ「十四人」ニ、助教授ノ欄「五人」ヲ「四人」ニ改メ同校ノ次ニ左ノ如ク加フ

小樽高等商業學校

一人

二人

二人

二人

第一高等學校ノ部教授ノ欄「四十四人」ヲ「四十二人」ニ、助教授ノ欄「十人」ヲ「四人」ニ、第二高等學校ノ部助教授ノ欄「七人」ヲ「三人」ニ、第三高等學校ノ部教授ノ欄「三十人」ヲ「三十三人」ニ、助教授ノ欄「九人」ヲ「四人」ニ、第四高等

第六章 大正八年世界大戰直後に至るまで



等學校ノ部助教授ノ欄「七人」ヲ「三人」ニ、第五高等學校ノ部助教授ノ欄「八人」ヲ「三人」ニ、第六高等學校ノ部助教授ノ欄「七人」ヲ「二人」ニ、第七高等學校造士館ノ部助教授ノ欄「六人」ヲ「二人」ニ、第八高等學校ノ部助教授ノ欄「二十人」ヲ「三十一人」ニ、助教授ノ欄「三人」ヲ「五人」ニ、書記ノ欄「五人」ヲ「六人」ニ、千葉醫學專門學校ノ部助教授ノ欄「十七人」ヲ「十八人」ニ、助教授ノ欄「八人」ヲ「五人」ニ、岡山醫學專門學校ノ部助教授ノ欄「十四人」ヲ「十五人」ニ、助教授ノ欄「七人」ヲ「五人」ニ、金澤醫學專門學校ノ部助教授ノ欄「十七人」ヲ「十八人」ニ、助教授ノ欄「八人」ヲ「五人」ニ、長崎醫學專門學校ノ部助教授ノ欄「十七人」ヲ「十八人」ニ、助教授ノ欄「八人」ヲ「五人」ニ改メ同校ノ次ニ左ノ如ク加フ

新潟醫學專門學校	一人	九人	三人						四人
----------	----	----	----	--	--	--	--	--	----

東京高等工業學校ノ部助教授ノ欄「三十一人」ヲ「三十二人」ニ、助教授ノ欄「三十七人」ヲ「二十八人」ニ、書記ノ欄「八人」ヲ「七人」ニ、大阪高等工業學校ノ部助教授ノ欄「二十八人」ヲ「二十五人」ニ、書記ノ欄「七人」ヲ「六人」ニ、京都高等工藝學校ノ部助教授ノ欄「十三人」ヲ「九人」ニ、名古屋高等工業學校ノ部助教授ノ欄「十六人」ヲ「十七人」ニ、助教授ノ欄「十四人」ヲ「九人」ニ、熊本高等工業學校ノ部助教授ノ欄「十人」ヲ「六人」ニ、仙臺高等工業學校ノ部助教授ノ欄「十八人」ヲ「十九人」ニ、助教授ノ欄「十五人」ヲ「十人」ニ、書記ノ欄「七人」ヲ「六人」ニ改メ同校ノ次ニ左ノ如ク加フ

米澤高等工業學校	一人	五人	五人						三人
秋田鑛山專門學校	一人	五人	五人						三人

東京外國語學校ノ部助教授ノ欄「十一人」ヲ「六人」ニ、東京美術學校ノ部助教授ノ欄「二十五人」ヲ「二十一人」ニ、東

京音樂學校ノ部助教授ノ欄「十四人」ヲ「十三人」ニ、助教授ノ欄「十四人」ヲ「十二人」ニ改メ東京盲啞學校ノ部ヲ削リ東京盲學校ノ部教諭ノ欄「一人」ヲ「二人」ニ、訓導ノ欄「三人」ヲ「十二人」ニ、書記ノ欄「一人」ヲ「三人」ニ改メ同校ノ次ニ左ノ如ク加フ

東京聾啞學校	一人	二人	十二人						三人
--------	----	----	-----	--	--	--	--	--	----

附則

本令中上田蠶絲專門學校、小樽高等商業學校、新潟醫學專門學校、米澤高等工業學校、秋田鑛山專門學校、東京聾啞學校及東京盲啞學校ニ關スル規定ハ明治四十三年四月一日ヨリ、其ノ他ハ明治四十三年三月三十一日ヨリ之ヲ施行ス

今回新に設けられた學校のことは之を別とし、近年設けられた學校の職員定員の増加は學年進行の爲必要なが爲であり、既設學校に於て教授助教授若しくは書記の定員が減少して居るのは行政整理に因るものである。而して既設學校に於て教授定員の増加したものは内容充實の必要に出でたものであるが、就中總ての醫學專門學校に於て教授定員が一人増加したのは、前述べた如く時の文相小松原が精神教育に重きを置き、從來の倫理を實踐道德を主とする修身に改め其教授時間數を増加し、此學科目を擔當すべき教授を特に配置したが爲であつた。

同日勅令第六十九號を以て左の如く明治三十八年勅令第九十五號東京帝國大學文科大學史料編纂職員に關する規定中に改正が行はれた。



明治三十八年勅令第九十五號中左ノ通改正ス

第一條中「十人」ヲ「九人」ニ改ム

第二條及別表ヲ削ル

附 則

本令中第一條ノ改正規定ハ明治四十三年三月三十一日ヨリ其ノ他ハ明治四十三年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

第一條の改正は史料編纂官補の定員減少であつて、これも亦行政整理に因るものである。

第二條は史料編纂官の官等俸給に關する規定である。此ことは今回一般の高等官官等俸給令の中に包含して規定せらるることとなつたので、同條は削除せられたのである。

官吏の俸給に關する規定は明治十八年内閣制創設の直後に定められ、其後多少の改正を経たので、例へば内閣總理大臣の年俸九千六百圓、各省大臣六千圓、各省次官四千圓、各省局長三千圓、各省書記官參事官最下級八百圓最上級二千五百圓、各省判任官の月俸最下級十五圓最上級七十五圓、其他の諸官の俸給も亦之と權衡を取て定められたものであつたが、其後二十餘年を経過したる當時に在ては物價の騰貴其他社會經濟情況の變化に照し全く時勢に副はざるものとなり、官吏の待遇は頗る菲薄といふの外なきに至つた。此の如く増俸の必要は何人も之を認むるに拘らず事の容易ならざるが爲に歴代の内閣も之に手を染むることを躊躇したのであつたが、第二次桂内閣は遂に意を決して之を斷行することとし、一方行政整理に依て得たる金額を以て財源の一部に充當して官吏俸給の豫算を増加し、凡そ三割の増俸を行ふの案を立て其豫算案を議會に提出したが、議會に於ける修正に依り凡二割五分の増俸に決して明治四十三年度より之を實行

するに至つた。其結果として現はれたものが同日即明治四十三年三月二十八日勅令第三百三十四號高等官官等俸給令及同日勅令第三百三十五號判任官俸給令である。其正文は左の通である。

○勅令第三百三十四號

高等官官等俸給令

第一條 親任式ヲ以テ敍任スル官ヲ除クノ外高等官ヲ分テ九等トス親任式ヲ以テ敍任スル官及一等官二等官ヲ勅任官トシ三等官乃至九等官ヲ奏任官トス

第二條 奏任官ノ任免及敍等ハ内閣總理大臣之ヲ奏薦シ其ノ各省及各省所屬ノ官廳ニ屬スルモノハ内閣總理大臣ヲ經由シテ主任大臣之ヲ奏薦ス

第三條 高等官ノ官等ハ別ニ定ムルモノヲ除クノ外別表第一表ニ依ル

官制上他ノ官ニ在ル者ヲ以テ兼任セシムル官ニシテ別ニ官等ヲ定メサルモノハ本官ノ官等ニ依ル

第四條 初メテ高等文官ニ任セラルル者ノ官等ハ六等以下トス  
高等文官ニシテ退官シタル者再ヒ高等文官ニ任セラルル場合ニ於テハ其ノ官等ハ前官ノ官等以下トス但シ前官官等在職年數二年ヲ超エタル者ハ前官ノ官等ニ一等ヲ進ムルコトヲ得

第五條 高等文官ノ官等ハ別ニ進級ノ例ヲ定メタルモノ及七等以下ノモノヲ除キ在職二年ヲ超ユルニ非サレハ陞敍スルコトヲ得ス

第六條 親任式ヲ以テ敍任スル官、内閣書記官長、特命全權公使及辨理公使ニ任セラルル場合ニ於テハ前二條ノ規



定ヲ、文官任用令第一條第四項ノ規定ニ依リ勅任文官ニ任用セララルル場合ニ於テハ第四條ノ規定ヲ適用セス  
第七條 親任式ヲ以テ敍任スル文官ノ俸給ハ別ニ定ムルモノヲ除クノ外左ノ如シ

内閣總理大臣

年俸 一萬二千圓

各省大臣

年俸 八千圓

統監

鐵道院總裁

臺灣總督

年俸 七千五百圓

關東都督

樞密院議長

年俸 六千圓

特命全權大使

副統監

年俸 五千五百圓

樞密院副議長

年俸 五千圓

第八條 勅任文官ノ俸給ハ別ニ定ムルモノヲ除クノ外左ノ如シ

會計検査院長

年俸 六千圓

行政裁判所長官

馬政長官

帝國大學總長

年俸 二級 五千五百圓

北海道廳長官

内閣書記官長

法制局長官

鐵道院副總裁

鐵道院技監

各省次官

製鐵所長官

年俸 五千圓

日本大博覽會事務總長

統監府總務長官

統監府司法廳長官

臺灣總督府民政長官

警視總監

特命全權公使

大使館參事官

統監府參與官

統監府判事

第六章 大正八年世界大戰直後に至るまで



統監府檢事

臺灣總督府法院判官

臺灣總督府法院檢察官

關東都督府民政長官

樺太廳長官

府縣知事

賞勳局總裁

樞密院書記官長

專賣局長官

會計検査院部長

行政裁判所評定官部長ヲ

關東都督府法院判官

旅順工科學堂學長

貴族院書記官長

衆議院書記官長

各廳技師

傳染病研究所長

年俸  
一級 五千二百圓  
二級 四千七百圓  
三級 三千七百圓

年俸  
一級 四千五百圓  
二級 四千圓  
三級 三千七百圓

年俸 四千二百圓

年俸  
一級 四千二百圓  
二級 三千七百圓

年俸  
一級 四千五百圓  
二級 四千圓

一級 三千七百圓

林務技師

法制局參事官

統計局長

印刷局長

鐵道院理事

馬政次長

各省局長

各省參事官

辨理公使

總領事

稅務監督局長

專賣局部長

造幣局長

理事

千住製絨所長

主理

日本大博覽會事務官

第六章 大正八年世界大戰直後に至るまで



特許局長

林務官

鑛山監督署長

郵便貯金局長

遞信管理局長

商船學校長

航路標識管理所長

統監府通信管理局長

統監府司法廳參事官

統監府營林廠長

理事廳理事官

臺灣總督府參事官

臺灣總督府各局長

臺灣總督府蕃務總長

臺灣總督府專賣局長

臺灣總督府臺北醫院醫長

臺灣總督府醫學校長

年俸 三千七百圓

關東都督府事務官

關東都督府外事總長

關東都督府警視總長

樺太廳事務官

北海道廳事務官

檢査官

行政裁判所評定官

判事

檢事

年俸 一級 三千七百圓

年俸 二級 三千圓

年俸 三級 二千七百圓

年俸 四級 二千二百圓

年俸 五級 一千七百圓

第九條 帝國大學總長ニシテ一級俸ヲ受ケタル者又ハ管理局長タル鐵道院理事ニハ年功ニ依リ特ニ五百圓以內ノ加俸ヲ給スルコトヲ得

第十條 總領事、稅關長、稅務監督局長、大林區署長タル林務官若ハ林務技師、鑛山監督署長、航路標識管理所長、理事廳理事官又ハ臺灣總督府臺北醫院醫長ニシテ三年以上高等官三等ニ在リ功績アル者ハ稅務監督局長ハ三人ヲ、大林區署長タル者又ハ理事廳理事官ハ二人ヲ、鑛山監督署長又ハ臺灣總督府臺北醫院醫長ハ一人ヲ限リ高等官二等ニ陞叙スルコトヲ得

陸軍教授、海軍教授又ハ商船學校教授ニシテ五年以上高等官三等ニ在リ功績アル者ハ各一人ヲ限リ高等官二等ニ陞叙スルコトヲ得



文部省直轄諸學校教授ニシテ五年以上高等官三等ニ在リ功績アル者ハ二十七人ヲ限リ高等官二等ニ陞叙スルコトヲ得但シ各校二人ヲ超ユルコトヲ得ス

東北帝國大學農科大學附屬大學豫科、土木工學科、林學科、水產學科教授ニシテ五年以上高等官三等ニ在リ功績アル者ハ各科ヲ通シテ二人ヲ限リ高等官二等ニ陞叙スルコトヲ得

第十一條 各廳ニ於テ勅任技師ヲ置クコトヲ要スルモノハ官制ニ於テ之ヲ定ム

第十二條 奏任文官ノ俸給ハ別ニ定ムルモノヲ除クノ外別表第二表各號ノ一ニ依ル

同一ノ官ニシテ官等ニ依リ其ノ俸給ヲ異ニスルモノハ別表第三表ニ依リ各其ノ官等ニ相當スル俸給ヲ給ス

第十三條 別表第二表第一號ニ依ル官ノ官等ハ高等官三等乃至七等、同第二號ニ依ルモノハ高等官四等乃至八等、

同第三號ニ依ルモノハ高等官五等乃至八等、同第四號ニ依ルモノハ高等官六等以下、同第五號ニ依ルモノハ高等官三等以下トス

第十四條 別表第二表第一號ニ依リ其ノ俸給官等ニ相當スル諸官左ノ如シ

內閣書記官

內閣總理大臣祕書官

法制局參事官

賞勳局書記官

馬政局書記官

鐵道院參事

鐵道院總裁祕書

樞密院書記官

樞密院議長祕書官

各省參事官

各省大臣祕書官

各省書記官

內務事務官

國債局書記官

專賣局部長

專賣局參事

大藏省臨時建築部事務官

稅務監督局長

理事

主理

帝國圖書館長

山林局書記官

水產局書記官

第六章 大正八年世界大戰直後に至るまで



特許局事務官

林務官大林風署  
長タル者

鑛山監督署長

製鐵所書記官

日本大博覽會事務官

郵便貯金局書記官

遞信管理局書記官

統監祕書官

統監府書記官

統監府特許局事務官

統監府通信管理局事務官

統監府司法廳參事官

統監府司法廳書記官

理事廳理事官

臺灣總督府參事官

臺灣總督祕書官

臺灣總督府警視

臺灣總督府事務官

臺灣總督府專賣局事務官

臨時臺灣糖務局事務官

臺灣總督府土木部事務官

關東都督府參事官

關東都督祕書官

關東都督府事務官

關東都督府通信管理局長

行政裁判所評定官

貴族院書記官

衆議院書記官

第十五條 別表第二表第一號ニ依リ其ノ俸給官等ニ相當セサル諸官左ノ如シ

判 事

檢 事

帝國大學書記官

檢 査 官

會計檢査院書記官

第六章 大正八年世界大戰直後に至るまで



統監府判事

統監府檢事

臺灣總督府醫院醫長

臺灣總督府醫學教授

臺灣總督府法院判官

臺灣總督府法院檢察官

臺灣總督府稅關長

臺灣總督府廳長

關東都督府醫院醫長

關東都督府法院判官

關東都督府法院檢察官

樺太廳事務官

樺太廳醫院長

警視廳警視總監官房主事、第一

警視廳警視部長、第二部長タル者

警視廳警察醫長

第十六條 別表第二表第二號ニ依リ其ノ俸給官等ニ相當スル諸官左ノ如シ

北海道廳事務官

統計局審査官

恩給局審査官

鐵道院副參事

造神宮主事

稅關事務官

稅關監視官

稅務監督官

專賣局主事

釀造試驗所事務官

千住製絨所事務官

監獄事務官

視學官

統計事務官

林務官

鑛山監督署事務官

製鐵所事務官

農務局事務官